

第 部

障害者雇用施策の現状

第 部では、権利条約が締約国に対して求める障害者施策の姿と、各国及び国際機関、NGO の批准に向けた取り組みについて述べた。では、各国の諸施策の現状はどのようなものだろうか。

権利条約の批准に向け、各国は障害者に対する諸施策について再検討を行うこととなるが、第 部ではこれら諸施策の中から差別禁止法制と雇用率制度について焦点を当て、その現状を取り上げることとする。

第 1 章 障害者差別禁止法制の実態

障害者権利条約第 5 条に明記された障害を理由とする差別の禁止は、この条約が目指す障害者の権利の保障を実現する上で極めて重要な要件である。

障害者職業総合センター（以下「総合センター」という）では欧米諸国における障害者差別禁止法制の実態について、調査研究の取り組みを重ねてきた。先進性を持つ米国の障害を持つアメリカ人法(ADA)、英国の障害者差別禁止法(DDA)については、制定後に翻訳、解説を行い、EU の雇用均等一般枠組み指令を受けて同地域の差別禁止法制に関する研究を実施した。権利条約で言及され注目される合理的配慮についても、2007 年度の「障害者雇用にかかる「合理的配慮」に関する研究」において取り上げ、報告書を取りまとめている。これらの研究成果を参照することにより欧米諸国における差別禁止法制につきその現状を概観することができる。

本章では、これら既存の研究成果をもとに障害者にかかる差別禁止法制の実態を表形式で整理し、その現状を明らかにする(表 1 - 1)。更に記述のもとになった資料を引用文献として明記することにより詳細な把握もできるよう便宜を図った。

特に注がない限り、原語として各国欄内には各国語を掲載し、それ以外は英語で表記した。

表 1-1 欧米諸国における障害者雇用法制の概況

障害者差別禁止法			
項目	国連	EU	アメリカ
1. 法律名	障害者の権利に関する条約 (UN Doc.A/RES/61/106,AnnexI) 及び選択議定書	「雇用と職業における均等待遇のた めの一般的枠組み設定に関する指 令」(2000/78/EC)	1973年リハビリテーション法 1990年障害をもつアメリカ人法
2. 立法の背景			人種・性差別の禁止を背景に増加 した戦争障害者の社会復帰(権利 回復)に向けた施策の必要性
3. 障害・障害者の定 義	障害者権利条約第1条 障害者には、長期的な身体的、精 神的、知的又は感覚的な障害を有 する者であって、様々な障壁との相 互作用により他の者と平等に社会 に完全かつ効果的に参加すること を妨げられることのあるものを含 む。	「障害」とは何かの定義を持たない 総合センター(2008a)	ADA第3条(2) 「障害」とは、… (A)個人の主たる生活活動の1つ以 上を著しく制限する身体的・精神的 損傷のあること (B)そのような損傷の経歴のあること (C)そのような損傷をもつとみなされ ること 総合センター(2001)
4. 一般的障害者差別 禁止規定	障害者権利条約第5条 1 締約国は、すべての者が、法律 の前に又は法律に基づいて平等で あり、並びにいかなる差別もなしに 法律による平等の保護及び利益を 受ける権利を有することを認める。 2 締約国は、障害を理由とするあら ゆる差別を禁止するものとし、いか なる理由による差別に対しても平等 のかつ効果的な法的保護を障害者 に保障する。 3 締約国は、平等を促進し、及び差 別を撤廃することを目的として、合 理的配慮が提供されることを確保す るためのすべての適当な措置をと る。 4 障害者の事実上の平等を促進 し、又は達成するために必要な特別 の措置は、この条約に規定する差 別と解してはならない。	欧州共同体設立条約第13条 …理事会は、委員会の提案に基 づきかつ欧州議会と協議の後、性 別、人種もしくは民族的出自、宗教 もしくは信条、障害、年齢もしくは性 的傾向に基づく差別と戦うための適 切な行動を全会一致に基づいてと ることができる。	
5. 雇用における差別 禁止	障害者権利条約第27条 締約国は、障害者が他の者と平等 に労働についての権利を有すること を認める。この権利には、障害者 に対して開放され、障害者を受け入 れ、及び障害者にとって利用可能な 労働市場及び労働環境において、 障害者が自由に選択し、又は承諾 する労働によって生計を立てる機会 を有する権利を含む。締約国は、特 に次のことのための適当な措置… をとることにより、労働についての障 害者…の権利が実現されることを 保障し、及び促進する。	雇用均等一般枠組み指令 第1条(目的) 本指令の目的は、宗教若しくは信 条、障害、年齢又は性的志向に関 わりなく全ての者に、雇用及び職業 に関して差別と闘う一般枠組みを作 り、均等待遇の原則が加盟国にお いて効力を有するようにすること である。	ADA102条(a) いかなる適用対象事業体も、応募 手続き、従業員の採用や解雇給与 報酬・昇進・業務訓練、及びその他 の雇用の条件処遇及び特典に関し て、有資格の障害者を障害ゆえに 差別しないものとする。 総合センター(2001)
6. 刑事制裁の対象と なる差別			

ドイツ	フランス	イギリス	項目
<p>基本法 1949年・1994年修正第3条第3項 社会法典第9編(2001年) 障害者対等法(2002年) 一般均等待遇法(2006年)</p>	<p>差別防止に関する法律(1990年) (差別対する刑事制裁) 障害のある人々の権利と機会の平等、参加及び市民権に関する法律(2005年)</p>	<p>障害者差別禁止法1995年・2003年、2005年改正</p>	1. 法律名
<p>雇用平等に関する4つのEU理事会指令</p>	<p>EU理事会指令の採択に伴い、国内法化し関連法を整備するため</p>	<p>ADAを始めとする障害者差別禁止法制の整備を求める国民の要求</p>	2. 立法の背景
<p>社会法典第9編第2条1項 ある人の身体的機能、知的能力または精神状態が、6ヵ月以上にわたり、その年齢に典型的な状態とは異なる確率が高く、そのため社会生活への参画が侵害されているならば、障害があるという。侵害が見込まれている場合には、障害のおそれがあるという。</p> <p>総合センター(2008b)</p>	<p>労働法典L5213-1条 <旧L323-10条第1項> 障害労働者とは、1つまたは複数の、身体面、感覚面、知能面、精神医学面の機能の変化により、雇用を得るあるいは維持する可能性が、現実に縮小されている全ての人をいう。</p> <p>総合センター(2008b)を改変</p>	<p>DDA第1条(1) …「障害」とは、通常の日常生活活動を行う能力に対して相当程度の且つ長期的悪影響を及ぼす身体的又は精神的機能障害のある状態をいう。</p> <p>第2条(1) …障害歴をもつ者にも適用される。</p> <p>総合センター(1997)</p>	3. 障害・障害者の定義
<p>基本法第3条第3項 何人も、その性別、血統、人種、言語、出身地及び出身、信仰、宗教・政治的見解によって不利益な待遇又は有利な待遇を受けることは許されない。 何人も、その障害によって不利益な待遇を受けることは許されない(第2文は1994年の改正で追加)</p> <p>総合センター(2008a)</p>		<p>2003年DDA改正規則第3A条(1) 本編の目的に照らして、以下の場合、ある者が障害者を差別したものとす。</p> <p>(a)障害者のもつ障害に関連する理由に基づいて、その理由が適用されないあるいは適用されないであろう他の処遇に比べて、障害者を不利に処遇したあるいは処遇するであろう場合、かつ (b)その処遇が正当なものであることをその者が証明できない場合</p> <p>総合センター(1997)を改変</p>	4. 一般的障害者差別禁止規定
<p>社会法典第9編第81条 (1)雇用主は、空いている職場が重度障害者、とりわけ職業安定所に失業または求職の申請を行った重度障害者によって充足されるかを検討する義務を負っている。… (2)雇用主は重度障害者をその障害を理由として不利な取り扱いをしてはならない。これに関する詳細は一般均等待遇法の規定を有効とする。</p> <p>総合センター(2008b)</p> <p>一般均等待遇法第7条第1項 (第1条の内容を挿入して記載) 就業者は第1条に挙げた理由(人種または民族的出自、性別、宗教もしくは世界観、障害、年齢または性同一性のいずれかに基づき不利益な取扱いを受けることがあってはならない。これは、不利益な取扱いを行う者が、不利益な取扱いの際に第1条に挙げた理由のいずれかの存在を単に是認する場合にもあてはまる。</p> <p>総合センター(2008b)</p>	<p>労働法典L1132-1条 <旧L122-45条第1項> …健康状態又は障害を理由として、何人も募集手続きあるいは企業での研修・職業訓練から排除されてはならず、いかなる労働者も懲戒、解雇、あるいはL3221-3条の意味での報酬、利益配分・株式配分、職業訓練、再就職、配属、職業資格、職階、昇進、異動、契約更新において法律第2008-496号に定義する直接的又は間接的な差別的措置の対象となつてはならない。</p> <p>総合センター(2008b)を改変</p>	<p>DDA第4条 (1)雇用主が、以下の点又は行為により、障害者を差別することは違法である。 (a)雇用主が雇用を提供する者を決定する目的で行う申し合せ (b)雇用主がその者に雇用を提供する際の条件 (c)その者に対する雇用の提供を拒否し、又は故意にこれを提供しない (2)雇用主が、以下の点又は行為により、雇用している障害者を差別することは違法である。 (a)雇用条件 (b)昇進、異動、訓練又はその他の便宜を受ける機会 (c)上記機会の提供を拒否し、又は故意にこれを提供しない (d)その者を解雇し、又はその者をして、その他すべての不利益に従わせる</p> <p>総合センター(1997)</p>	5. 雇用における差別禁止
	<p>刑法典225-1条～225-4条 障害を理由とする採用の拒否、制裁、解雇は刑事制裁の対象となる。</p> <p>総合センター(2008a)</p>		6. 刑事制裁の対象となる差別

表 1-1 欧米諸国における障害者雇用法制の概況

国名	国連	EU	アメリカ
7. 直接差別・間接差別		<p>雇用均等一般枠組み指令第2条 差別の概念 1 ……「平等取扱の原則」とは、第1条に規定するいずれかの理由に基づく直接差別又は間接差別があつてはならぬことをいう。 2 1の適用上、 a) 直接差別とは、ある者が第1条に規定するいずれかの理由に基づいて、比較可能な状況において他の者が取扱われるか、取扱われたか又は取扱われるであろうより、不利に取扱われる場合に生ずるものをいう。 b) 間接差別とは、外形的に中立的な規定、基準又は慣行が、特定の宗教若しくは信念、特定の障害、特定の年齢又は特定の性的指向を持つ人々に対して、他の人々と比較して特定の不利を及ぼすであろう場合に生ずるものをいう。ただし、次の場合は、この限りでない。…</p> <p>「障害」、人種あるいは民族、宗教あるいは信条、年齢、性的志向による、直接的及び間接的な差別を禁止する。同指令は差別の概念を、間接差別、及び直接差別、ハラスメント(嫌がらせ)にわけ、その詳細を定義する。 総合センター(2008a)</p>	
合理的配慮			
国名	国連	EU	アメリカ
1. 用語	reasonable accommodation amenagements raisonnables ajustes razonables		reasonable accommodation「合理的配慮」
2. 義務規定		<p>雇用均等一般枠組み指令第5条 障害のある人への合理的配慮 障害のある人への均等な取り扱い原則の遵守を保証するため、合理的配慮が提供されなければならない。これは、使用者に不釣り合いな負担を課さない限りにおいて、特定の状況で必要とあれば、使用者が、障害のある人の就労へのアクセス、職務遂行もしくは昇進、訓練を可能とする適切な措置をとることを意味する。この負担は、対象となる加盟国の障害政策の枠内にある措置によって十分に改善される場合には、不釣り合いではない。 総合センター(2008a)</p>	<p>ADA102条(b)5(A)(B) …「差別」とは以下の意味を含む。 (A)応募者または従業員である有資格の個人の既知の身体的・精神的制限に対する妥当な環境整備を行わないこと、ただし、妥当な環境整備が雇用対象事業体の事業の運営に不当な難儀をもたらす事を適用対象事業体が実証可能な場合はその限りではない。または (B)従業員または応募者の身体的・精神的障害に対する妥当な環境整備を行う必要があることを理由に、有資格の障害者である応募者または従業員に雇用機会を与えないこと。 総合センター(2001)</p>

(その2)

ドイツ	フランス	イギリス	国名
<p>一般均等待遇法第3条(1) ある人が第1条に挙げた理由のいずれかに基づき、似たような状況にある他の人が受ける、受けた、または受けるであろうと思われるよりも不利益な取扱いを受けるならば、それは直接の不利益な取扱いである。</p> <p>一般均等待遇法第3条(2) 見たところは中立的な規定、基準または手続が、第1条に挙げた理由のいずれかに基づき、人々を他の人と比べて個別的な方法で不利益な取扱いをしようとするならば、それは間接的な不利益な取扱いである。ただし該当する規定、基準または手続が、法に合った目的により客観的に正当性が認められ、手段がこの目的の達成のために適切かつ必要である場合を除く。</p> <p>総合センター(2008b)</p>	<p>法律第2008-496号第1条 特定の民族・国籍・人種(実存・仮想に關係なく)への帰属の有無、宗教、信条、年齢、障害(handicap)、性的志向又は性別において、ある者が同等の状況で受けている、受けていた、あるいは受けるであろうより不利な方法で処遇されたならば、直接的差別となる。</p> <p>規定、基準又は慣行が見かけは中立であるが、第1項に言及された理由の1つのためにある者が他の者より不利に扱われる可能性がある場合、この規定、基準又は慣行が合法的な目的によって客観的に正当化され、さらに、この目的を実現する方法が必要かつ適切であるのでなければ、間接的差別となる。</p> <p>労働法典L.1132-1条 <旧L.122-45条第1項> …いかなる労働者も、(…健康状態又は障害を理由として)懲戒、解雇、あるいはL.3221-3条の意味での報酬、利益配分・株式配分、職業訓練、再就職、配属、職業資格、職階、昇進、異動、契約更新において法律第2008-496号に定義する直接的又は間接的な差別的措置の対象となってはならない。</p> <p>総合センター(2008b)を改変</p>	<p>2003年DDA(改正)規則第3A条(5) 能力など関連する状況が同じであるか又は著しく異ならない他者を処遇するあるいは処遇するであろうより、障害者をその障害に基づいて不利に処遇する場合、その者は障害者を直接差別したものとす。</p> <p>総合センター(1997)を一部改変</p> <p>障害者差別禁止法は性差別禁止法や人種関係法では禁止されている間接差別を禁止していない。</p> <p>総合センター(2008a)</p>	<p>7. 直接差別・間接差別</p>

合理的配慮

ドイツ	フランス	イギリス	国名
<p>Angemessene Vorkehrungen「適切な措置」</p> <p>社会法典第9編第81条 (3)雇用主は、適切な措置によりその事業所及び官公署で少なくとも規定された数の重度障害者が可能な限り継続的に障害に応じた仕事を見つけることができるように取り計らう。</p> <p>一般均等待遇法第12条 (1)雇用主には、第1条に挙げた理由のいずれかに基づく不利益な取扱いを防止するための必要な措置を講じる義務がある。防止には予防的措置も含まれる。 (2)雇用主は適切な種類と方法で、とりわけ職業訓練および向上訓練において、かかる不利益な取扱いが許されないことを指摘し、それらが起こらないよう努力しなければならない。雇用主がその就業者を、不利益の回避を目的とする適切な方法で、教育したならば、第1項の義務を果たしたとみなされる。</p> <p>総合センター(2008b)</p>	<p>労働法典L5213-6条 <旧L323-9-1条>第1項 障害労働者についての平等取扱い原則の尊重を保障するために、雇用主は、具体的状況における必要性に応じて、L.5212-13条1から4、9から11に定められた障害者が、その資格に応じた雇用を得ることあるいは雇用を維持すること、仕事を遂行すること、もしくは雇用を発展させることを可能にするため、又は当該労働者の必要に応じた教育訓練が与えられるようにするために、適切な措置をとる。</p> <p>総合センター(2008b)を改変</p>	<p>2003年DDA(改正)規則第4A条 雇用主によってあるいは雇用主のために適用される規定、基準、又は慣行、あるいは、雇用主が占有する建物の物理的な特徴が、当該障害者に相当の不利益を及ぼしているときに、雇用主は当該事案のあらゆる状況において、当該の規定、基準または慣行あるいは物理的特徴が、そのような影響を及ぼすことを防ぐためにとられなければならないことが合理的である措置をとる義務を負う。</p> <p>総合センター(2008a)</p>	<p>1. 用語 2. 義務規定</p>

表 1-1 欧米諸国における障害者雇用法制の概況

国名	国連	EU	アメリカ
3. 定義	障害者権利条約第2条 「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。		EEOC規定 § 1630.2(o) 「配慮」とは、障害者が公平な雇用機会を享受できるよう、就労環境の変更または個々の状況に適合する改変をいう。 総合センター(2005) § 1630.2(o)(1) 「合理的配慮」には次の3種類がある。 () 応募者である障害のある有資格者が希望するポストに就くことを考慮されるように、求職過程における変更・調整 () 就労環境の変更・調整、または就労している、もしくは希望しているポストを個々の状況に合わせて遂行するための方法や環境の変更・調整 障害のある有資格者がポストに就くにあつて要求される本質的機能を果たすための方法や環境の変更・調整 () 適用対象事業の障害のある従業員が、同様の状況にある障害をもたないその他の従業員と同等の公平な雇用上の便宜・権利を享受するための変更・調整 総合センター(2008a)
4. 適用対象者		雇用均等一般枠組み指令前文17 この指令は、対象となる職もしくは直接的に関連する訓練の実施において、必須である職務を遂行する資格や能力に欠き、不適任である個人の、リクルート、昇進、就労の維持もしくは訓練を求めず、これは障害のある人々への合理的配慮の提供の義務を侵さない。 総合センター(2008a)	「有資格の」障害者 有資格の障害者… 妥当な環境整備の有無にかかわらず、本人が保有または希望する職位の必須職務を果たすことができる障害者を指す。ADA101条(8) 総合センター(2001) ADAでは、自身及び他者に対して「直接的な脅威」となる者には精神障害の有無にかかわらずADAは適用されないため、事業主は配慮の義務を負わない。同様に薬物の問題のある者に対してもその義務を負わないが、薬物の問題からの回復者には配慮を行うことが必要である。しかしこの場合、過去に障害に値する程度の乱用があったことが証明されることが必要である 総合センター(2008a)
5. 提供主体		雇用主 自営業を含む	雇用主 1990年ADA第1編 従業員が15人以上のすべての事業所の事業主、職業紹介所、労働組合、労使委員会 (42U.S.C.12112(a),(b)(5)(A)) リハビリテーション法第501条 連邦機関の応募者及び職員 州によっては、独自の障害者の雇用差別禁止法を設け、ADAに加えて小規模な事業主に適用される場合もある。 総合センター(2008a)

(その3)

ドイツ	フランス	イギリス	国名
<p>社会法典第9編第81条第4項 重度障害者は、障害および仕事に対する影響を考慮したうえで、雇用主に対して以下のことを請求する権利を有する。 1. 自らの能力と知識を最大限に活用し、一層発達させることのできる仕事 2. 職業的進歩を促すための職業教育が企業内措置として実施されるよう特別に配慮する。 3. 職業教育の企業外措置に参加できるように妥当な範囲で便宜を図る。 4. 企業施設、機械、装置ならびに職場、労働環境、労働組織および労働時間の構成を含む事故の危険に配慮した作業所の設置と整備 5. 必要な技術的作業補助を職場に整備 上記1、4、5号による対策を実施する際には連邦雇用機構および社会統合事務所は、就業にとって重要な重度障害者の特質を考慮し、雇用主を支援する。第1文の請求の履行が雇用主にとって過大であり、または極端な出費を強いることになる、または国もしくは同業者組合の労働者保護規定もしくは公務員法の規定に抵触する限りにおいて、第1文の請求権はないものとする。</p> <p>総合センター(2008b)</p>			3. 定義
<p>社会法典第9編第2条 (2) ある人の障害度が50以上であり、かつその住所、通常の滞在所または第73条の趣旨による職場での就業場所が、法に則り本法典の適用範囲内にあるならば、第2部の趣旨による重度障害である。</p> <p>一般均等待遇法第6条第1項 本法の趣旨による就業者とは以下の各号の者である 1. 労働者 2. 職業訓練のために就業している者 3. 経済的に自立していないために、労働者と同類であるとみなされる者。これには家内労働従事者およびその同等者も含まれる 雇用関係への応募者ならびに雇用関係が終了している者もまた就業者とみなされる。</p> <p>総合センター(2008b)</p>	<p>雇用義務(割当雇用制度)の対象となる労働者。具体的には以下の者。 労働法典L5213-6条<旧L323-9-1条>1項、L5212-13条<旧L323-3条>1・2・3・4・9・10・11号)。 障害者権利自立委員会によって障害をもつものとして認定された労働者 10%以上の恒久的労働不能をもたらした労働災害あるいは職業病の被害者で、社会保障の一般制度あるいはその他すべての義務的社会保護制度から年金を受け取る資格をもつ者 該当者の疾病が労働能力あるいは収入を3分の2以上減少させている者で、社会保障の一般制度やその他のすべての義務的社会保護制度のもとで、あるいは公務員を対象とする規定により与えられる障害年金を受給する資格をもつ者 旧軍人及びその同等の者で、軍人障害年金及び戦争の犠牲者に関する法典に定められた軍人障害年金を受ける資格をもつ者 ボランティア消防士の職務履行中の負傷及び職業病の際の社会的保護に関する1991年12月31日の法律第91-1389号に定められた要件に基づき支給される障害手当あるいは障害年金の受給資格をもつ者 家族及び社会扶助法典L.241-3条に定める障害者手帳の保持者 成人障害者手当(AAH)の受給資格をもつ者</p> <p>総合センター(2008b)を改変</p>	<p>その雇用主が使用している障害のある者、障害のある求職者</p> <p>総合センター(2008a)</p>	4. 適用対象者
<p>雇用主</p> <p>一般均等待遇法第6条2項 本節の趣旨による雇用主とは、前項の就業者を就業させている自然人および法人ならびに権利能力のある社団である。就業者が労務遂行のために第三者に貸し出される場合には、当該第三者は本節の趣旨による雇用主とみなされる。家内労働従事者およびその同等者にとっては、発注者または仲介マイスターが雇用主の代わりとなる。</p> <p>総合センター(2008b)</p>	<p>雇用主</p>	<p>2004年10月からその使用する被用者の人数に関わり無く、すべての雇用主(軍隊を除く)を障害者差別禁止法の適用対象とした。</p> <p>総合センター(2008a)</p>	5. 提供主体

表 1-1 欧米諸国における障害者雇用法制の概況

国名	国連	EU	アメリカ
6. 差別の該当	障害者権利条約第2条 …障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む)を含む。…	雇用均等一般枠組み指令第2条 4 第1条にいういかなる差別的根拠に関連して障害をもつ者を差別するよう指示することは、第1条の意味における差別と見なされる。…	ADA第102条(b)5(A)(B) …「差別」とは以下の意味を含む。 (A)応募者又は従業員である有資格の個人の既知の身体的・精神的制限に対する妥当な環境整備を行わないこと、ただし、妥当な環境整備が雇用対象事業体の事業の運営に不当な難儀をもたらす事を適用対象事業体の実証可能な場合はその限りではない。又は、 (B)従業員又は応募者の身体的・精神的障害に対する妥当な環境整備を行う必要があることを理由に、有資格の障害者である応募者又は従業員に雇用機会を与えないこと。 総合センター(2001)
7. 具体例		雇用均等一般枠組み指令前文20 適切な措置、すなわち職場が障害に順応する効果的で実践的な措置が提供されるべきである。これには例えば、建物、器機・設備の適合、労働時間の形態、業務の分配もしくは訓練および差別撤廃のための資源の提供がある。 総合センター(2008a)	ADA第101条(9) 妥当な環境整備(合理的配慮)…には以下の意味が含まれる— (A)従業員によって使用される現存する施設を障害者に容易に利用でき…、かつ使用可能にすること。 (B)仕事の再編成、パートタイムまたは変更された勤務日程、空席の地位への配置転換、機器または装置の取得または変更、試験、訓練教材または方針の適当な調整または変更、有資格の朗読者または通訳の提供、およびその他、障害者のための同様の適応化。 総合センター(2001) EEOC規定 § 1630.2(o) 障害者がアクセスでき、利用できる環境にする。 職務再設計(本質ではない周辺の職務を他の従業員に配分するなど) 勤務スケジュールの調整 空席の職務への配置転換(現在の職位内での配慮が困難である場合) 総合センター(2008a)を改変
8. 過度な負担/不釣り合いな負担 undue hardship / disproportionate burden		雇用均等一般枠組み指令前文21 不釣り合いな負担を判断する尺度としては、必然的に生じる財政的及びその他の費用、組織もしくは事業の規模と資本、加えて、公的資金もしくはその他の支援を得る可能性が、特に考慮されるべきである。 総合センター(2008a)	ADA第102条(5)A …ただし、妥当な合理的配慮が雇用対象事業体の事業運営に過度な負担をもたらすことを適用対象事業体の実証可能な場合はその限りではない。 総合センター(2008b) ADA第101条(10) (A)「過度な負担」とは、(B)に定める要因に照らして考慮した場合に、著しい困難または出費を伴うことを意味する。 (B)考慮すべき要因—妥当な合理的配慮を行うことが、適用対象事業体に過度な負担をもたらすこととなるか否かの判断に際して考慮されるべき要因には以下のものがある。 ()本法のもとで必要とされる配慮の性質と費用。 ()妥当な合理的配慮を提供する部門の全体としての財源。… ()適用対象事業所の全体としての財源。… ()適用対象事業体の運営上の側面。… 総合センター(2001)

(その4)

ドイツ	フランス	イギリス	国名
<p>一般均等待遇法第12条 (1) 雇用主には、第1条に挙げた理由のいずれかに基づく不利益な取扱いを防止するための必要な措置を講じる義務がある。防止には予防措置も含まれる。 (2) 雇用主は適切な種類と方法で、とりわけ職業訓練と向上訓練において、かかる不利益な取扱いが許されないことを指摘し、それらが起こらないよう努力しなければならない。雇用主がその就業者を、不利益の回避を目的とする適切な方法で、教育したならば、第1項の義務を果たしたとみなされる。</p> <p>総合センター(2008b)</p>	<p>労働法典L5213-6条 < 旧L323-9-1条 > 第3項 合理的配慮を行うことを拒否した場合、労働法典L1133-3条 < 旧L22-45-4条 > に規定する差別となりうる。</p> <p>総合センター(2008b)</p>	<p>DDA(改正)第3条A(2) … 障害者に関連して課される合理的調整の義務を履行しない場合、その者もまた障害者を差別したものとされる。</p> <p>総合センター(1997)を一部改変</p>	<p>6. 差別の該当</p>
<p>社会法典第9編第81条第4項 重度障害者は、障害および仕事に対する影響を考慮したうえで、雇用主に対して以下のことを請求する権利を有する。 1. 自らの能力と知識を最大限に活用し、一層発達させることのできる仕事 2. 職業的進歩を促すための職業教育が企業内措置として実施されるよう特別に配慮する。 3. 職業教育の企業外措置に参加できるように妥当な範囲で便宜を図る。 4. 企業施設、機械、装置ならびに職場、労働環境、労働組織および労働時間の構成を含む事故の危険に配慮した作業所の設置と整備 5. 必要な技術的作業補助を職場に装備…</p> <p>総合センター(2008b)</p>	<p>労働法典L3122-26条 < 旧L212-4-1-1条 > 第1項(一部省略して記載) 合理的配慮として、障害をもつ賃金労働者は、その請求により、雇用を得るため、職務の遂行のため、または、雇用を維持することを容易にするためにフレックスタイム制を利用することができる。</p> <p>労働法典L3122-26条 < 旧L212-4-1-1条 > 第2項 当該労働者を援助する家族や近い者も当該労働者への同伴を容易にするために、フレックスタイム制を利用することができる。</p> <p>労働法典旧L323-9-1条2項(現行はデクレR5213-32) 使用者の負担に対する援助は、特に、機械や道具を適応させること、障害をもつ労働者が労働ポストに就くために必要な個別的な同伴や施設を含む労働のポストの整備、通勤(労働場所へのアクセス)に対して行われうる。</p> <p>総合センター(2008a)を改変</p>	<p>2003年(改正)DDA規則第18B条(2) (a)建物についての調整を行うこと (b)障害者の義務の一部を他の人に割り当てること (c)現在の欠員を補充するために障害者を移動させること (d)障害者の労働時間や訓練時間を変更すること (e)他の部署に障害者を配転したり、訓練において他の場所に移動させること (f)リハビリテーションやアセスメント、治療のために労働時間や訓練時間中に休むことを認めること (g)訓練や指導のための調整を行うこと (h)器具や装置を整備し、またはそれを改造すること (i)指示書やマニュアルを改善すること (j)試験やアセスメントのための手続きを改善すること (k)朗読者や通訳者を提供すること (l)スーパービジョンや他の支援を提供すること</p> <p>総合センター(2008a)</p>	<p>7. 具体例</p>
<p>社会法典第9編第81条第4項 …就業にとって重要な重度障害者の特質を考慮し、雇用主を支援する。第1文の請求の履行が雇用主にとって過大であり、または極端な出費を強いることになる、または国もしくは同業者組合の労働者保護規定もしくは公務員法の規定に抵触する限りにおいて、第1文の請求権はないものとする。</p> <p>総合センター(2008b)</p> <p>社会法典第9編に基づく必要な措置の提供義務は、例えば公的な援助(後述の補助金等)を受けられても、過度に支出が高くなる場合は、要求されない。一般均等待遇法においては、使用者の保護義務は、法的・現実的に義務を履行すべき状況にある限りにおいて行われ得る。予防的な保護措置の不履行は、基本的に使用者の責任となるが、使用者が具体的な状況を目の前にして措置を考える必要がなかった不利益取扱であれば、要求されることはない。</p> <p>総合センター(2008a)</p>	<p>労働法典L5213-6条 < 旧323-9-1条 > 第2項 (一部改変して記載) 雇用主に対して要求される「合理的配慮」は、当該措置を実施するに伴う負担が、雇用主が支払う費用の全額又は一部を補填する助成金に鑑み、不均衡でない限りにおいてである。</p> <p>総合センター(2008b)</p>	<p>合理的調整を行わないことについての雇用主による正当性の抗弁が認められていたが、2003年改正規則第3A条(2)で1995年法第5条(2)(b)にあった正当性の抗弁は削除された。</p> <p>総合センター(2008a)</p>	<p>8. 過度な負担/不釣り合いな負担 undue hardship / disproportionate burden</p>

表 1-1 欧米諸国における障害者雇用法制の概況

国名	国連	EU	アメリカ
8. 過度な負担/不釣り合いな負担 undue hardship / disproportionate burden (続き)			EEOC規定1630.2(p) 変更や改変が事業主にとって「過度の負担undue hardship」となる場合、合理的配慮を行う事業主の義務において配慮をおこなわなくてもよい。「過度の負担」は著しい困難及び出費を必要とする行為、甚だしくお金がかかる、広範である、本質的である、破壊的である、会社の事業そのものを変えてしまうといった行為である。 総合センター(2008a)
9. 合理的配慮を行うにあたっての財政的援助措置及び援助機関			事業主に対する税制優遇 連邦政府による障害者に対する合理的配慮を行った事業主に対しての税制優遇 Targeted Jobs Tax Credit, T.JTC: 障害をもつ従業員の初年度の給与の連邦所得税に関して、事業主が州のリハビリテーションプログラム等から税額控除を受けることができる 総合センター(2008a)
10. その他の主要な行政機関			教育省(リハビリテーション法に基づく教育関連の合理的配慮を担当) 司法省(他の連邦機関と連携しつつ合理的配慮の施策を推進) 全米労働力ネットワーク 障害者雇用政策局
11. 紛争解決システム(行政救済)			雇用機会均等委員会(EEOC) 障害を理由に差別されていると感じたら、行為があつてから180日以内に雇用機会均等委員会(EEOC)に申し立てる。双方が合意すれば短時間で済む仲裁(無料)を選択することができる。そうでなければ、EEOCは調査を行い申立が正当であれば和解に向けた手続きを踏む。和解が成功しなければ民事訴訟に持ち込むことが可能である。 総合センター(2008b)

(その5)

ドイツ	フランス	イギリス	国名
			8. 過度な負担/不釣り合いな負担 undue hardship / disproportionate burden (続き)
<p>統合局: 障害にあったポストの維持・形成の費用に対する補助金、特別な補助スタッフを必要とするなど、平均以上の通常でない負担に対する補助金を給付。</p> <p>連邦雇用機構(旧連邦雇用庁): 障害者を雇用した場合の補助金、職業教育に対する補助金などを給付。</p> <p>総合センター(2008a)</p>	<p>障害者職業編入基金(AGEFIPH) 機械や道具の適応・調整、労働ポストに就くために必要な同伴や施設・労働ポストの整備、労働場所へのアクセスに関連する措置等について、財政的援助を行う。</p> <p>総合センター(2008a)</p>	<p>政府によるサービス機器の貸し出し、職場整備の経費の補助等</p>	9. 合理的配慮を行うにあたっての財政的援助措置及び援助機関
	<p>雇用ネットワーク(Réseau Cap Emploi) 県雇用維持支援サービス 県障害者センター(MDPH) 公務部門における障害者の職業参入基金(FIPH FP)</p>	<p>教育技能省 雇用年金省 ジョブセンター・プラス 年金サービス レンプロイ</p>	10. その他の主要な行政機関
<p>連邦家庭高齢者女性青少年省に置かれる反差別局 個々のケースについての法的な相談は、反差別団体などの反差別機関が対応する。反差別機関は当事者間の適切な仲裁を行うよう努めなければならないが、和解しなかったとしても決定を行う権限は持たない。</p> <p>総合センター(2008a)を改変</p>	<p>行政救済 独立行政機関として、反差別平等高等機関(HALDE)による救済制度が存在する。 HALDEは調査権限を有し、申立ての審査を行う。差別であると判断される行為につき、勧告・和解などを行うほか、当該事件が裁判所に提訴された場合、裁判所においてその見解を表明する。</p> <p>総合センター(2008a)</p>	<p>Equality and Human Rights Commission 2007年10月に障害者権利委員会(DRC)が他2機関と統合。</p>	11. 紛争解決システム(行政救済)

【文献】

- 障害者職業総合センター：英国における障害者差別禁止法，資料シリーズ No. 15(1993)
- 障害者職業総合センター：諸外国における障害者雇用対策，資料シリーズ No. 24(2001)
- 障害者職業総合センター：米国における障害者雇用への社会的支援の動向に関する資料，資料シリーズ No. 34(2005)
- 障害者職業総合センター：EU 諸国における障害者差別禁止法制の展開と障害者雇用施策の動向，調査研究報告書 No.81 (2007)
- 障害者職業総合センター：障害者雇用にかかる「合理的配慮」に関する研究，調査研究報告書 No. 87(2008a)
- 障害者職業総合センター：諸外国における障害者雇用施策の現状と課題，資料シリーズ No.41 (2008b)
- L. Waddington : Cases, Materials and Text on National, Supranational and International Non-discrimination Law, Oxford, Hart Publishing (2007)

第2章 EU諸国における障害者の雇用率制度と就業状況

1 ドイツの重度障害者雇用率制度

義務雇用率の水準をめぐって

ドイツの雇用率制度については、わが国の雇用率制度のモデルとされていることもあり、これまでたびたび考察の対象となってきた。当センターにおいても、この制度を題材に取り扱った研究成果を発表している。

こうした積み重ねにもかかわらず、今なお不明確な点があるとして、その解明への要請が絶えない。本考察においては、これまでの成果を整理し最近の動向に関する情報を加えることにより、今までに明らかになっていることを全体像として示すこととした。

もとより、これだけの作業で積年の疑問点を解消することへの期待に応えられているとは考えないが、今後解明すべきことを絞り込むための一助としたい。

1.1 これまでの蓄積

周知のように、ドイツにおいて現行のような雇用率制度が確立されたのは1974年の「重度障害者法」の制定であり、この制度は発足以来30年以上を経過している。それ以来、わが国においてもしばしば取り上げられてきているのは上記の通りである。

当センターの研究・調査研究の成果物に限っても、少なくとも参考文献欄に記載した総合センター(1998)～同(2005)の7冊では、濃淡はあるとしてもドイツの雇用率制度に言及している。

このうち、特に詳しく解説されている総合センター「障害者の雇用率・納付金制度の国際比較」(2002)について紹介しておく、これは「国際リハビリテーション基金の政策と運営に関する国際会議」⁽¹⁾での議論と情報交換を受けて、ILOの委託によりP. Thorntonが内容をまとめた報告書Thornton(1998)の和訳がその大きな部分を占めている。報告書の国別レポートでは日本、フランス、ポーランド、オーストリア、ハンガリーに加え、ドイツの制度が連邦労働社会問題省 Wilhelm Hecker 長官(原著では State Secretary)が提出したレポートをもとに詳説されている。解説は制度の沿革、内容、さらに考え方に及んでおり、今回の考察に際しても同資料が最も参考になった。従って本考察では、この資料に基づいてドイツの雇用率制度を概観しつつ注意すべき点につき追加的な説明を加え、これに、今回収集した最近の情報等について加筆する。(以下特に断らない限り「」内はこの資料からの引用である。)

1.2 雇用率制度の沿革

本制度の起源は第1次世界大後の戦傷者に対し職業生活への復帰を図ることをねらった雇用の義務化にさかのぼる。1917年の議会決定によって「従業員が一定数以上の企業に対し、50人につき1人の戦

傷者雇用を義務とする」こととなった。まもなく法的義務が定められ⁽²⁾、1% (数年後2%に引き上げ)の仕事は戦傷者、労災による被害者等、公共の年金や補償金の受給資格者である重度負傷者に割り当てることが義務付けられた。⁽³⁾

第2次世界大戦後、同大戦での戦傷者数が極めて多数となったことから、「障害者雇用率は10%に引き上げられた。」一方で、雇用率を達成できない場合に支払う「事業主救済措置」が、「各州が定める規則により初めて法的に規定された。」この課徴金が初めて連邦全体の統一的な規定とされたのは、1953年の重度負傷者法である。この法律は戦傷者の救済を主眼としたものであるが、現行にかなり近い雇用率制度の枠組みが認められる。すなわち、一定規模以上の事業主は民間で8%、公的機関で10%の重度負傷者を雇用する義務を負い、これを満たさない事業主には1人あたり50マルクの課徴金が課される。本制度の成立にあたって、雇用率未達成の事業主が支払うべき課徴金の額については、「すでに当時から論議をよんで」いた。なお、文献によっては「事業主が義務を果たすには重度負傷者の数が十分でなかった」といった記述もみられる(F. Geist 他(2003))。

以上の記述から

制度の起源が戦傷者の就業支援であったこと、

雇用率未達成の際の金銭的負担制度も早くから導入されていたこと

当初は1~2%であったのが10%等の高率にまで引き上げられた理由は第2次世界大戦

による夥しい戦傷者であったこと、

などが確認できる。

こうして、一定規模以上の事業主に対する雇用の義務付けと未達成企業からの調整賦課金の徴収を主眼とする制度の枠組みは整ったが、主な対象は戦傷者、労働災害による負傷者であった。制度の対象が現行のようなすべての重度障害者となったのは、1974年の重度障害者法の制定である。同法の意義は「対象となる障害者の範囲が、障害の程度及び原因を問わず、全ての障害者に拡大され、同時に、重度障害者の雇用義務と課徴金の支払いを規定した制度が改定された」ことにある。これにより、職場規模16以上の事業主にその職場の6%以上を重度障害者で充てることが義務付けられることとなった。

重度障害者法は2001年には社会法典第9編に編入され、その第2部となったが、これまでに大きなものを含めて数度の改正を経てきている。雇用率制度の枠組みの変更として特に目立つものは2001年から施行された率(6%から5%)、対象規模(16以上から20以上へ)及び調整賦課金(一律から達成雇用率を反映した段階制)の変更である。はじめの2つは事業主の負担を軽減する方向、最後の調整賦課金は達成度の低い企業にとっては負担が強化する方向への改正となっている。2004年には「重度障害者の職業教育及び就労支援法」と題した改正法による改正が行われ、若年障害者雇用対策との連関が強化されている。障害を持つ青年と若い成人については本来重度障害者に該当しない場合でも雇用率制度の対象と扱うこととされ、職業訓練中の者が新たに重複算入の対象となった。雇用率制度が若年者の雇用・訓練を促進する側面を持つようになったといえる。

雇用率制度そのものを見直したものの他にも、重要な変更がある。時点を遡ると、1986年には重度障

害者の定義が「稼得能力を 50%以上喪失した者」から「傷害の程度が 50 以上の者」へと変更されている。これは重度障害者政策の基本的な前提である障害者の定義にかかわる制度変更であり、雇用率制度にとっても大きな改正というべきである。

このように、雇用率制度は戦傷者救済を目的とした制度として出発し、その枠組みを徐々に整え 1974 年にすべての重度障害者を対象とする現行制度の確立をみた。その後他の対策との調整を図る等の趣旨で変更を加えられつつ今日に至り、発足後 30 年以上を経過した現在もドイツの障害者雇用対策の重要な柱として機能している。雇用率に着目すれば、第 2 次世界大戦後に大幅な上昇をみて 8 ~ 10%となり、その後 1974 年には 6 %、さらに 2001 年に 5 %という経過をたどっている。

1.3 雇用率制度の内容

(1) 雇用率制度の対象

雇用率制度の対象を取り扱うにあたって、まずドイツの障害者認定制度に触れる。これについても当センターの過去の調査研究で既に触れており、例えば総合センター「諸外国における障害者雇用対策」(2001)に解説されている。

障害者の認定は申請により連邦援護法の実施管轄官庁によって行われる。認定にあたっては障害の程度が 20 から 100 まで 10 刻みで決定され、50 以上の場合、重度障害 (schwerbehinderte)と認定される。認定を受けた重度障害者には障害者証明書(Ausweis für schwerbehinderte Menschen)が交付され、その証明書には生活等への制約の状況を表す目印(Merkzeichen)がアルファベット 1 ~ 2 文字で付される。(たとえば図 2 - 1 に示した見本では、道路交通における行動能力が著しく損なわれていることを示す G や、介添えが必要であるのに援助者がいないことを示す H などが付されている。)障害者証明書の有効期限は原則として最長 5 年で、申請により最高 2 回まで延長できる(第 部 4 (2) 参照)。



図 2 - 1 障害者証明書の裏面

障害者に対する支援策によっては、特定の目印が付されていることが必要とされる場合がある。例えば社会法典第 9 編第 145 条に記されている近距離の無料輸送は証明書に「道路交通における行動能力が著しく損なわれている」ことを示す目印が付されていることが条件の 1 つとなる。

雇用率制度には上の制度のような限定はない。前項の説明で用いた引用に「すべての障害者」とあるとおり、障害者であり、障害の程度が重度であるあるいはそれと同等とみなされる⁽⁴⁾ことのみを要件

としている。再び同じ資料からの引用により、本制度の対象となる重度障害者についてみると、「障害の程度が50%以上(原著のまま。1986年の改正以降、“%”は付されない。また正確には障害の程度が30以上50未満であっても重度障害者と同等とみなされる場合は制度の対象に含まれる)で、ドイツに住むあるいはドイツで働いている全ての者、障害の種類・原因は問わない」、「すなわち、先天的障害を持つ者、疾病・交通事故・家庭内あるいは余暇時の事故を原因とする障害を持つ者、その年齢として変則的とみなされる健康上の特別な機能障害を持つ者全てが法の対象者に含まれる。」従って、どのような場合に重度障害者と認定されるのかが制度の対象範囲に直結することになる。

障害者認定のための基準として、「医療専門家によるガイドライン」がある。これは1916年に制定された戦傷に対する軍医の判定基準にまでその起源を辿ることができる長い歴史を持つ文書である。最新版(2008年版)では障害認定にかかわる部分は全143章中第26章にあたり、障害の種類、症状などに応じてその障害程度が示されている。1つの章とはいえ全300ページ中100ページを占めており、記述は詳細にわたっている。この章の項立て(表2-1)をみれば、ドイツの障害者認定が非常に網羅的であることがわかる。例えば日本で内部障害とよばれる領域については、極めて広範囲な疾病に記述が及び、それぞれに対して0から100までの評価が10刻みで付されている。これが20以上である場合に障害者、50以上である場合に重度障害者となるのは既述のとおりである。

また複数の障害を有する場合には、それぞれの障害の程度をもとに相互関係を勘案して障害の程度が決められる。従って、個々の障害程度が50未満であってもこうした考慮の結果重度障害者と認定される場合もありうる。

ドイツの雇用率制度にはこうした網羅的な障害者認定が直接に反映している。総合センター(2001)でもこの点に注意をはらっており、「日本と比較してドイツの障害者雇用政策の特色は、障害者を障害種別で区別することはない点である。(中略)雇用に関してもどの種類の障害者を雇用せよということはなく、どの種類の障害でも雇用率を達成すれば良い。すなわち障害種別の間では平等が守られている。」と指摘している。

(2) 雇用率制度の概要

ドイツの雇用率制度の単位は“Arbeitsplatze”と呼ばれる。当センターの資料でも「働き口」「職場」「仕事場」「雇用定数」と訳語は一定しない。総合センター(2002)では原著の英語が“post”となっているのに従い、「ポスト」と簡潔な訳語を与えている。本報告では、総合センター(2008)に収録した社会法典訳文

表2-1 「ガイドライン」第26章の構成

- | | |
|----|------------------|
| 1 | 障害程度等級表の概要 |
| 2 | 頭部と顔 |
| 3 | 神経系と精神病 |
| 4 | 視覚器 |
| 5 | 聴覚及び平衡感覚器官 |
| 6 | 鼻 |
| 7 | 口腔、咽頭及び上気道 |
| 8 | 胸郭、下気道、肺 |
| 9 | 心臓と循環器 |
| 10 | 消化器官 |
| 11 | ヘルニア |
| 12 | 泌尿器 |
| 13 | 性器の疾患(男性) |
| 14 | 同(女性) |
| 15 | 代謝、内分泌 |
| 16 | 血液、造血器、免疫系統 |
| 17 | 皮膚 |
| 18 | 姿勢及び運動器疾患、リウマチ疾患 |

資料出所: Anhaltspunkte für die ärztliche Gutachtertätigkeit im sozialen Entschädigungsrecht und im Schwerbehindertenrecht 2008

に倣い、訳語は「職場」とする。

制度の骨格は一定数以上の職場規模を有する事業主に対し一定率以上の職場を重度障害者に割り当てることを義務付けるものであり、発足以来長きにわたり、義務が課される事業主の規模は「16以上の職場」、割り当てるべき割合は「6%以上」であった。(現状がそれぞれ「20以上」「5%以上」であるのは上述のとおり。)なおこの職場についての短時間労働等の扱いを現行法に則り注記する⁽⁵⁾。

雇用義務未達成の事業主に対する納付義務の発生については、「事業主が障害者を雇用する意志がないのか、あるいは雇用することが出来ないのか、を問うものではない。要求されている数の障害者が雇用されていないという事実のみで判断される。」

調整賦課金収入による基金について総合センター(2002)では連邦政府(複数の地方にまたがる、あるいは中央政府による、重度障害者を職業へ統合するための事業に使用)と地方政府(地方レベルの事業や、事業主と重度障害者を対象とした個別のサービスに使用)とで「均等に分けられる」としているが、その後配分は変更され、現行の社会法典関連規定により連邦労働社会省に設けられた負担調整基金への繰り入れ率は30%となっている。この資金の用途については、使用できない場合も注意しつつ次のように説明している。

原則としてこの基金は「重度障害者を、所得を伴う雇用へ統合するという目的のみに使用されなければならない。医療リハビリテーションのためのプログラム、一般的な社会統合プログラム、重度以外の障害者を対象とするプログラム等、その他のグループを対象とするプログラムには、別の資金を充当しなければならない。」また「助成あるいは補完としてのみに使用される、ということも重要な点である。」

現行の法規定に即して具体例をあげると、事業主に支払われる給付金としては重度障害者にあわせた職場・職業訓練所の整備・改善、重度障害者の雇用により法外な負担が発生する場合の給付、職業訓練期間中の少年・若い青年に向けた奨励金・補助金等が助成の対象となる。

重度障害を持つ当事者に対するものでは、技術的な作業補助(就労支援機器の購入・メンテナンス・修理) 通勤費補助(障害に合わせて改造した車の購入) 経済的自立・起業、障害に合わせて住宅の調達、装備・維持、職業上の知識と技能を取得し向上させるための措置への参加等の助成措置があげられている。

加えて社会統合専門機関ならびに社会統合プロジェクトに対しても、給付が認められている(社会法典第9編第102条)。

(3) 雇用率制度の考え方

総合センター(2002)では、雇用率制度のいわば理念について一定の説明がみられる。政策当事者が事業主に制度への理解を求めるアピールといった趣旨で書かれており、まとまった量の明快な説明であるので、ここに要約を紹介する。

まず「雇用率制度は障害者の雇用を強要するものか」という点について、「事業主に課せられた雇用義務は、重度障害者の雇用の権利に対応するものではない。従って、重度障害者は、政府あるいはその他

の事業主から雇用・採用を強要されるわけではない。」と事業主の主体性に依存することを確認し、その上で、「障害者を雇用することが多大な負担を伴う」という懸念については、「障害を持つ労働者にとって適切な職場を作るために必要とされる調整は、多くの場合ほんの少しでよい。障害を持つ労働者は作業能力が劣っている、あるいはかならず企業や行政の費用で職場の改善をしなければならないのだ、という誤解をしたり、障害者雇用は余分な費用やその他の不都合をもたらす、と恐れている事業主もいる。これらは根拠のない恐れである。(中略)多くの場合障害者を雇用できないのは資金不足のためではなく、むしろ想像力の欠如によるもので、障害者が仕事をするとこを想像できないためである。」と、事業主の意識改革と積極的な取り組みを促している。「ポストを用意してもしかるべき人が見当たらない」というありがちな考えにも「長期的な人事計画を立てれば、このような状況は回避できる。」と反論している。

制度のもう1つの柱である調整賦課金(Ausgleichsabgabe)については、目的として「(1) 障害者を全く、あるいは法定雇用率以下しか雇用していない事業主の、コスト的優位性を減じるため(均等化する機能)、(2)事業主に対し、雇用義務を果たすよう説得するため(懲罰的な機能)」と2点をあげ、一方で調整賦課金を納めれば義務を果たしたことになるかという点については、「ドイツの法律により雇用義務を課せられている事業主は、重度障害者を雇用するか、調整賦課金を支払うかの選択が許されているわけではない。調整賦課金の支払いは、雇用義務の代替法として認められているわけではないし、調整賦課金を支払ったからといって、雇用義務が停止される、あるいは免除されるわけでもない。」とそのような考えを否定している。「調整賦課金は、職業リハビリテーション、あるいは一般のリハビリテーションを目的とした基金集めではないし、強制手段でもない。」とも述べ、あくまでも障害者雇用の実現が目的であることを強調している。

(4) 雇用率制度の近況

ドイツにおける最近の雇用率制度の運用に関する動向は表2-2のとおりであるが、動向の説明に先立ち数値の算出方法に関して2点について留意すべきことを述べる。

まず、この制度の実施状況を見る上で最も注目される指標である実雇用率の分子にあたる「充足された職場数」については一定の内訳も発表されている。そこでは「障害者数」と「重複カウントによる加算分」が分けられているため、重複カウントを除去した人数ベースの雇用率を算出することもできる。2005年を例にとると、公表されている実雇用率は4.2%であるが、人数ベースで算出した値は4.1%、少数2位まで求めると4.05%となる。後述のフランスにおけるユニットベースと人数ベースの差に見られるような大きな開きではない。

次に未達成の度合いを表す「未充足の職場数」であるが、これは未達成事業主にかかる未充足職場数の合計である。雇用率を超えた事業主による重度障害者雇用分を減じるなどの調整は行われていない。「充足された職場数」と「未充足の職場数」の合計が「充足すべき職場数」を超えているのもこのためである。この算出方法による「未充足数」は、例えば調整賦課金の総徴収額を類推する等には適している。しかし、平均の雇用率が達成されるまでに「更に重度障害者によって充足されなければならない職

場数」の目安としてこの数値を扱うと過大評価となってしまう。従って、例えば 2005 年の数値 25 万 5 千人をもって「これだけの障害者が雇用されなければ平均雇用率は 5 % とならない」と解釈すべきではない。

表 2 - 2 雇用率制度関係指標の最近の動向

年	2002	2003	2004	2005	2006
事業主数	151,865	132,091	123,972	119,162	113,485
総職場数	19,756,335	19,747,393	19,268,707	19,035,748	18,921,061
重度障害者で充足すべき職場数	944,522	956,973	932,755	922,197	918,524
重度障害者等により充足された職場数	748,435	793,617	794,833	800,429	811,931
未充足の職場数	309,591	283,372	264,871	255,029	247,834
実雇用率 (%)	3.8	4.0	4.1	4.2	4.3
(参考) 重度障害失業者数	155,909	167,876	173,939	166,425	169,448

資料出所: Bundesagentur für Arbeit

以上の点を踏まえて最近における重度障害者雇用率制度の運用状況を概観すると、重度障害者雇用率は 2000 年に 3.7% となったあと 2001, 2002 の両年は 3.8%、その後 4 年連続して上昇し、2006 年は 4.3% となっている(表 2 - 2)。雇用率の上昇には分母にあたる制度対象事業所の総職場数の減少も影響しているが、分子の重度障害者により充足された職場数も約 8% 増加している。この増加は重度障害者ととも「同等とみなされる者」による寄与も大きく、2004 年に実施された措置(既述のとおり、障害を持つ青年と若い成人についても雇用率制度においては「同等とみなされる者」に含まれるようになった)の影響も考えられる(表 2 - 3)。事業主の遵守状況も改善傾向にあり、しばしば槍玉にあがる「雇用ゼロの事業所」の割合も民間でみて 2002 年の 39.7% から 2006 年の 28.7% へと大きく減少している。

表 2 - 3 職場充足の内訳

	2002	2004	2006
充足された職場数 ⁽⁶⁾	748,435	794,833	811,931
報告された人数計	716,057	764,701	787,912
重度障害者	617,670	648,451	661,080
同等とみなされる障害者	87,646	104,666	116,138
その他	10,741	11,584	10,694
重複カウントによる職場数への加算	27,616	28,342	27,470

資料出所: 表 2 - 2 に同じ

表 2 - 4 調整賦課金徴収額の推移

(百万ユーロ)				
2002	2003	2004	2005	2006
588.19	573.19	525.78	489.71	466.33

資料出所: Bundesarbeitsgemeinschaft der Integrationsämter und Hauptfürsorgestellen Jahresbericht 2006/2007

他方こうした改善を受け、雇用率未達成事業主が納める調整賦課金もここ数年は減少傾向にある（表 2-4）。

調整賦課金による支援の状況を見ると、社会統合事務所が 2006 年に支出した額 3 億 9300 万ユーロのうち 1 億 5700 万ユーロが事業主への給付であり、他の項目である障害者への給付、社会統合専門機関への給付、施設への補助、統合プロジェクトへの給付に比べ大きな割合を占めている。先に、調整賦課金の目的の 1 つとして（障害者を雇用しない事業主のコスト的優位性に対する）均等化機能をあげたが、給付の面でも均等化の側面を有していることがうかがえる（表 2-5）。一方、連邦調整基金については、職業安定所を通じた一定期間の賃金補助にも使用されてきたが、2000 年の法改正の際賃金補助は職業紹介・失業保険制度の枠組みの中で統合助成金の一環として扱われることとなり（社会法典第 3 編第 218 条、219 条）それに伴い基金に関する規定からこの補助制度の詳細な手続きに関する条項は廃止された。現行の規定には「統合助成金や訓練助成による障害者の労働生活への参加のための特別な支援に連邦調整基金から調整賦課金徴収額の 26%相当（2005 年以降）を割り当てる」といった大枠の規定が設けられており（第 4 部 4 (1) 参照）、個々の制度との直接的な連関は薄らいでいる。また、最近では基金の用途として障害者のための雇用機会創出等の事業にも重点が置かれるようになっている。2007 年から始まったジョブ 4000 プログラム（総合センター（2007）p.62-3 参照）もこの基金から 3,125 万ユーロを支出することとされている。

表 2-5 調整賦課金による給付額の推移及び内訳

(百万ユーロ)

	2004	2005	2006
給付総額	396.64	460.89	393.13
労働市場プログラム	28.90	26.97	14.51
重度障害者への給付	25.30	25.97	26.14
技術的な作業補助	7.64	6.86	5.98
職場への通勤	3.30	3.49	3.44
雇用補助者への費用	6.38	7.66	9.77
事業主への給付	167.02	168.29	156.69
職場・職業訓練場所の設置	46.94	41.67	32.41
職場・職業訓練場所の重度障害者向け整備	37.85	37.14	27.41
重度障害者雇用に伴う法外な負担	82.23	89.37	96.45
統合プロジェクトへの給付	52.11	50.32	46.85
重度障害者雇用に伴う法外な負担	14.64	14.33	15.83
社会統合専門機関への給付	46.19	75.46	68.28
施設への補助	63.53	102.94	70.68

資料出所: Bundesarbeitsgemeinschaft der Integrationsämter und Hauptfürsorgestellen Jahresbericht 2006/2007

1.4 義務雇用率の根拠

(1) これまでの論評

ドイツの雇用率制度について常に関心と呼ぶのはその水準である。引き下げられてなお 5%と日本の 1.8%を上回っている。その設定の経緯は上述の通りであるが、それ以外に何らかの根拠があるのかが、事あるごとに問われてきた。

実は、5～6%という雇用率水準の設定については、その妥当性が時に問題視されてきた。これまでの資料でもそのことに触れている（例えば総合センター（2001） p.22）。海外の文献にも同種の指摘がある。日本語訳が web 上で公開され広く知られている Thornton (1997) でも、ドイツの雇用率制度を紹介した箇所で簡潔ながら “It is necessary to note that, as the number of unfilled workplaces exceeds the number of disabled jobseekers, complete fulfilment of the quota is impossible.” (p.164)⁽⁷⁾ とその実現性に疑義を呈している。

こうした疑義を数値の比較による裏付けを行いつつより鮮明に示した文献もある。R. Vasquez-Alvarez・M. Lechner (2003) では、まず実雇用率が低下傾向で、雇用率が達成されていない状況⁽⁸⁾を示したあと「むしろこれは制度設計の問題である」として実現不能性に話題を転じ、同制度の実施状況によって得られる「未充足の障害者が就くべき職場数」(1995年で旧西独 399,700、旧東独 107,000) が重度障害者の求職登録数(同年旧西独 155,500、旧東独 20,000)をはるかに上回っていることを指摘している⁽⁹⁾。さらに同論文では「この制度は法定雇用率を超えて雇用されている障害者数や対象外の事業主に雇用されている障害者数を無視している」という Albrecht and Braun(1998)の見解も紹介している。

(2) 根拠の説明をめぐって

こうした疑義の回答となるべきドイツ側の説明はいかなるものかということ、これまで紹介してきた総合センター(2002)には次のような記述があり、注目される。「雇用率は根拠なく6%と決められたわけではなく、以下に基づいている。ドイツでは、労働年齢にある重度障害者の総数は約110万人であるが、そのうち就労しているのは92万5000人程度で、19万人が失業者である。重度障害者の就職は困難であるため、適用ポストにできる限りマージンを加えようという考えから、必要なポストの総数を130万ポストとした。民間及び公共機関全てのポストにおける雇用率6%というのは、この数字に対応している。」

最初に、この根拠付けに用いられているデータについて妥当性を検討する。用いられたデータは次のとおりであった。

労働年齢にある重度障害者の総数	= 約 110 万	a
うち就労者	= 92 万 5000 人程度	b
失業者	= 19 万人	c

まず初歩的な用語の誤りを訂正しなければならない。数値の関係をみると $a = b + c$ が成立している。a が真に当該年齢の重度障害者全数であるならこのような関係は成立しない。これは当然「(労働年齢にある)労働力人口」とすべきである。

b、c については数値に信憑性が認められる。c で失業者が 19 万人としているが、連邦雇用庁(現在は連邦雇用機構 Bundesagentur für Arbeit) 発表による重度障害者の失業者(Arbeitslose)は 1990 年代後半

で 17～19 万人であった。就労者数についても、雇用率制度における「重度障害者で充足された職場数」が 1990 年代後半におよそ 75～80 万(ダブルカウントを含むが、それによる加算は 3 万程度)で推移していたので、雇用率制度適用外の事業主のもとでの就労等を考慮すれば、あえて疑義を呈するにはあたらない。

以上から、a に関する用語の訂正を施せば 1990 年代後半のデータとして使用しうるデータである。このことを確認の上、次に説明内容における問題点をあげる。

就労者に失業者を加えたものを(そのまま)この制度で確保されるべき職場の数としていること
これだけの職場が重度障害者により充足されれば失業者はゼロとなってしまう。⁽¹⁰⁾

加えて「マージンがあつてしかるべし」との理由から更なる加算(110 万 130 万 = 20%弱)が行われていること、

雇用率算定にあたって重複カウントによる加算分があるので、マージンを考慮すること自体が問題とはいえない。しかし重複カウントによる加算分は、可能な限り遡っても雇用された重度障害者数に対し 5%に達したことはなく、20%弱という比率は著しく過大である。 によって生じる非現実性は が加わる
ことにより更に増幅される。加えて、

これらの職場を雇用率対象の事業主によって提供すべきものとしていること

も指摘できる。特に既に適用外の事業主によって雇用されている障害者までもが加算されている点はダブルカウントと言わざるをえない。さらに、

雇用率を超えて重度障害者を雇用する事業主の存在を織り込んでいないこと

も議論の対象となる。仮に雇用率を超えた事業主による雇用のため重度障害者の失業問題が解消し、もはや雇うべき重度障害者が求められない場合においても、雇用率を満たしていない事業主は調整賦課金を支払わなければならない。 と は前述のとおり R.Vasquez-Alvarez 他 (2003)も言及していたことである。

ここで、これらの点が雇用率の目標設定にどのように影響するか、若干の考察を行う。具体的には、上記のデータを出発点として、いくつかの前提を変更することにより雇用率の目標値がどのように変化するかを試算する。その過程で 6%あるいは 5%とは大きく異なる基準値が導かれるが、これは、上で指摘されてきた「非現実性」の解消を意図したり「妥当な目標値」を提案しようとするものではない。あくまでも算出の前提にある考え方が目標値に与える影響を確認するための思考実験である。

最初に、試算の必要性をみとすため、2～3の数値を追加する。まず労働力人口がその内訳である就業者、失業者の和と若干異なっているが、内訳の数値を用いることとし、したがって労働力人口は 111

万5千人となる。次に、説明では「マージン」によって労働力人口に加算を行っている。「20万人分加算する」か、「130万人になるように加算するか」を選択する必要があるが、過小推計より過大推計を避ける観点から後者を用い、さらに率にして16.5%となるのを丸めた15%によって、このマージンを処理する。また、そもそも「マージン」がいかなる趣旨から設けられているかについても解釈する必要がある。ここでは、特に重度の障害者を雇用する場合等に加算される重複加算分を15%と想定していた、と考えることにする。既述の通り実際は5%を超えたことがないので、5%を実際の重複加算割合とする。

111万5千人に15%分を「マージン」分として加算すると128万2千強となり、説明での130万を少し下回る。また、雇用率は制度対象雇用主に属する総職場数を分母として算出されるが、上記数値で雇用率が6%程度となるには、分母は2,135万程度となる。この数値は90年代後半の水準よりも若干多いが、あえて現実にあわせて議論を複雑にすることは避け、2,135万人を用いて雇用率がちょうど6%となる状態を基準に比較を行うこととする。最後に、雇用率制度対象外の雇用主のもとで就業している障害者の人数が必要となるが、政府は5年程度の間隔をおいてこの数値を調査している(第3部第2章参照)。1990年代後半では1996年の数値として12万5,300人というデータが残されているので、これに基づき12万5千人をこのデータとして使用する。

ここまでの設定をまとめると次のとおりとなる。

雇用率制度対象事業主の職場数	=	2135万
就業している重度障害者数	=	92万5000人
(うち雇用率制度外事業主の下で12万5千人が就業)		
失業している重度障害者数	=	19万人
重複扱いによる職場数の加算	=	人数の5%
制度設計に際して想定している加算	=	人数の15%

以上を前提にまず「実雇用率」を算出しておく。上記のとおり重複加算分を実績値の上限である5%増として、職場数を計算し実雇用率はそれを分子として算出される。

$$(92万5千 - 12万5千) \times (1 + 0.05) = 84万$$
$$84万 / 2,135万 = 3.93\%$$

また、この状況下で重度障害者のうち92万5千人が就業しており、19万人が失業している。失業率は次の算式により求められる。

$$19 \text{ 万} / (92 \text{ 万} 5 \text{ 千} + 19 \text{ 万}) = 17\%$$

このように実雇用率 3.93%、失業率 17%と当時の状況に近い値が得られる。

雇用率の目標を定めるにあたっては、17%という重度障害者の失業率をどこまで引き下げるべきか、その目標を設定する必要がある。ここでは3通りの目標を考える。第1は説明にあるとおり、失業者すべてが就業できるようにするケースである。このケースでは重度障害者の失業率の目標値は0%である。しかし、現実には障害者以外の失業率も決して低くはない。このような状況で障害者の失業率のみを0%とするのは過大ではないかという見解もありうる。そこで、全体の失業率が90年代後半10%前後で推移していたことを踏まえ、全体と同じ10%にまで引き下げることを目標とする場合を第2のケースとする。ただ、雇用政策のありかたとして「(全体の)失業率が10%である状況をそのままにしてよいのか」という視点も考える必要がある。0%は極端としても、一定の水準への引き下げ目標を想定すべきではないか。この場合、重度障害者についてもその水準までの引き下げが目標となる。こうした視点に基づき特に現実の根拠はないが、失業率の半減、すなわち5%への引き下げを目指すケースも考える。全体の失業率を5%まで引き下げ、重度障害者の失業率も同時に5%まで引き下げることを目指す、これを第3のケースとする。

以上のとおり、目標水準の低いものから再配列すると重度障害者の失業率目標として0%、5%、10%の3通りのケースを設定する。

次に雇用された重度障害者に対する重複加算分の想定を検討しよう。現実に即するならば、「マージン」分に相当する15%を採らず5%を加算分の割合とすることになるが、現在失業中の重度障害者はより就職が困難な状況にあることも考えられるので、より高い加算割合を想定することも一概に排除すべきではない。その点も考慮して、加算率についても複数のケースを考え、現実の5%とともに「マージン」分に対応する15%の2通りを設定する。

こうして6通りのケースが想定された。うち目標失業率0%、重複加算分15%増とするケースが、雇用率6%につながる前提をそのまま用いたケースである。

ではこれらの想定による雇用率目標の算出を、失業率5%、重複加算分5%を例にとり行ってみよう。

まず労働力人口111万5千人、目標失業率5%から目標とする失業者は

$$111 \text{ 万} 5 \text{ 千} \times 5\% = 5 \text{ 万} 6 \text{ 千}$$

実際の失業者は19万人であるから、削減すべき失業者数はこれから目標値を引いた

$$19 \text{ 万} - 5 \text{ 万} 6 \text{ 千} = 13 \text{ 万} 4 \text{ 千}$$

これだけの重度障害者が新たに雇用の場を得る必要がある。雇用率制度の設計においては雇用率制度対象事業主に雇用されるべきこととしているので、ここでもこの考えを踏襲する。この新たな雇用が重複加算分も考慮してどれだけの充足職場数としてカウントされるかを計算すると、

$$13万4千 \times (1+0.05) = 14万1千$$

この追加分を実雇用率に対応する職場数 84 万に加算して再度雇用率を求めると

$$(84万 + 14万1千) \div 2,135万^{(1)} = 4.59\%$$

すなわち実雇用率から 0.66 ポイント引き上げた 4.59%がこの想定に見合う雇用率の目標値となる。

同様の試算を他のケースに対しても行ってみると、最高で 4.96%、最低で 4.32%と 0.6 ポイントの開きが生じており、実雇用率からの引き上げ幅でみると最大のケースで 1.03 ポイントであるが、最小では 0.39 ポイントにとどまっている（表 2 - 6）。

表 2 - 6 目標重度障害者雇用率の試算

	ケース A	ケース B	ケース C	ケース D	ケース E	ケース F
設定						
重度障害者失業率	0 %	0 %	5 %	5 %	10 %	10 %
重複加算の割合	15 %	5 %	15 %	5 %	15 %	5 %
推計過程と結果						
失業者目標	0千	0千	55.7千	55.7千	111.5千	111.5千
必要な雇用増加	190.0千	190.0千	134.3千	134.3千	78.5千	78.5千
職場数に換算	218.5千	199.5千	154.4千	141.0千	90.3千	82.4千
目標雇用率	4.96 %	4.87 %	4.66 %	4.59 %	4.36 %	4.32 %
実雇用率からの引上幅	1.03	0.94	0.73	0.66	0.43	0.39

ここで注意が必要なことは、6%に積み上がることを想定していたケース（失業率 0%、重複加算 15%）においても、ここまでの試算では 4.96%にしかならず、1 ポイント以上不足してしまう点である。この乖離は 2 つの理由で生じている。第 1 は先に列挙した問題点のうち で述べた対象外事業主による雇用分の扱いによる。目標雇用率を 6%としたときの分子は今回の前提では 128 万 2 千で、この職場数が制度対象事業主において充足されれば実現する。ところが、この職場数は重度障害者の就業者及び失業者から算出されており、この中には対象外雇用主の下で就業している 12 万 5 千人が含まれている。「マージン」分 15%を加味すると 14 万 3 千以上が対象内で雇用されることを求めている。において指摘したとおり、ダブルカウントが生じている。これを 2,135 万人で割って雇用率に換算すると、0.67 ポイントで、これが上記 4.96%に加算されると雇用率は 5.63%となる。

なお 0.4 ポイント弱が不足しているが、これはすでに対象事業主に雇用されている障害者の重複扱いの影響である。実際に照らすと、重複加算分はその 5%であるが、6%に積み上げるにあたっては、こ

の「すでに対象事業主に雇用されている重度障害者数」にも5%ではなく15%の「マージン」分が加算されている。この差10ポイントによる職場数の食い違いは8万、これを雇用率に換算した0.37ポイントを積み上げると、確かに6%となる。

以上の試算により、ドイツの目標雇用率と実雇用率との間の乖離については、前提となっている重度障害者の失業率等の目標が現状からみて非常に厳しかったことが起因しているとともに、現実の重度障害者の雇用実態が想定と異なっていたことも影響していたと推測される。なお、この試算によれば後者による影響は約1ポイントとなるが、2001年実施の法改正における雇用率の引き下げ幅が6%から5%への1ポイントであったことを考えると、水準の再設定においてどのような考慮がなされたか、興味を覚える。

既存のコメントに便乗しあたかも不備をあげつらうかのような指摘や試算を行ったが、これら故にこの制度に欠陥があるとするのは本報告の本意ではない。先に紹介したコメントの中に「制度設計の問題」というものがあったが、制度が設計されたときには失業との関係はどのように映ったかを考えてみる。

まず、この制度の前身が戦傷者を中心とした障害者を対象としたものであったことに注意したい。雇用率が10%周辺にまで引き上げられたのは第二次大戦後で、その趣旨は、夥しい戦傷者の救済であった。国家が主導した戦争の犠牲者について、「全体の雇用情勢を考慮して」一定の失業のリスクを甘受するような救済措置を提示するのが最善かどうか、それを考えると、この時点で失業の解消を目指すことは決して避けるべき方向とはいえない。

次に「重度障害者法」により制度が確立された1974年前後であるが、このときの失業率は昨今とは全く異なっていた。特に制度が設計段階にあった1970年代前半は失業率が1%台という「摩擦的失業」とも評しうるほぼ完全雇用状態のレベルにあった(図2-2)。こうした状況下で、重度障害者について「失業の解消」を目指すことも、非現実的なものではなかった。

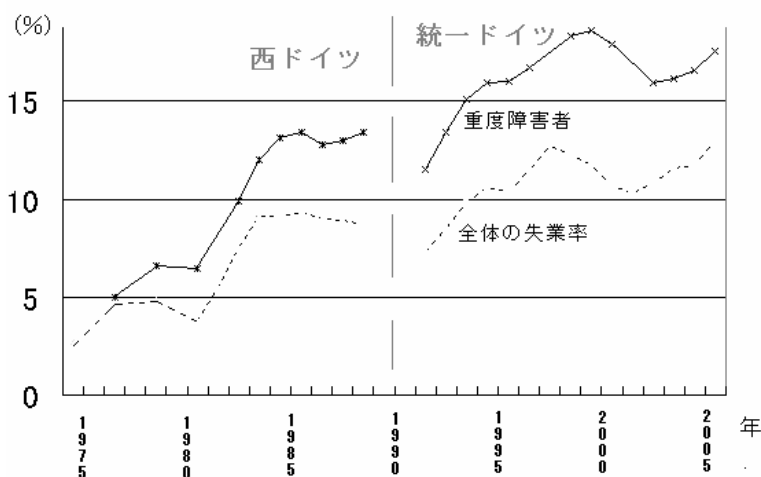


図2-2 雇用率制度発足から最近までの失業率の推移

「重度障害者の失業を解消すること」を前提に設定された雇用率に対し「非現実的」とするコメントがあることを紹介し、さらに試算まで交えて、それに一定の説得力が与えられることも示した。しかしそれは失業率が高水準である今日の視点からみればの話であり、制度が設計された時点の状況を想起す

れば、こうした目標設定は決して非現実的ではなかった。失業を解消するという高邁な理念は十分射程におさまっていたと考えられる。

(3) 他の着眼点

さて、これまでの考察の過程で雇用率設定の考え方に若干の変更を加えるだけで目標値が大きく変わることを示したが、このような調整を行っても、日本の雇用率の水準との差はなお大きい。1990年代の実雇用率の最低水準である3.7%（1999年）に試算値を上乗せしても4.1%であり、日本を大きく上回っている。これは当然ながらベースとなる実雇用率の水準にある。本報告のため行った作業ではこの差のすべてを説明するにはいたっておらず、国によつての障害者の定義や範囲の違いを考えると完全な説明にこだわるには限界があるかも知れない。本報告では先に触れた重度障害者の認定基準との関連からドイツにおける重度障害者数を確認し、日本との比較のための着眼点の1つを示唆するにとどめる。

今回の調査研究の一環として2～3の国における障害者の統計的把握とデータの更新を行った。その結果は別途まとめるが、ドイツについてもマイクロセンサス等新しいデータを収集した。同調査は最近では2003年、2005年に障害者であるかを調査しているが、結果は表2-7のとおりであった。

付記しておく、別途連邦雇用機構から発表されている認定ベースの重度障害者数は2005年末現在で671万2千人、うち15～64歳は311万7千人であった。このことに関しては驚くほど統計同士の齟齬がない。ドイツの障害者雇用対策もその一環である雇用率制度も、この規模の重度障害者数を前提として設計され機能していると考えてよい。

この割合は日本における雇用率対象者と比べると高い。これが先に触れた実雇用率の差、ひいては目標設定を揃えてもなお存在する雇用率の差に反映していることになる。これはよく言われる「母数の差」の領域と考えられるが、この違いを数値によって確認すれば以上のとおりとなる。

表2-7 障害者数とその対人口比割合（千人、%）

	2003	2005
年齢計		
障害者	8,409	8,640
割合	(10.2)	(10.5)
うち重度障害者	6,712	6,728
割合	(8.1)	(8.2)
15～64歳		
障害者	4,321	4,407
割合	(7.8)	(8.0)
うち重度障害者	3,085	3,055
割合	(5.6)	(5.5)

資料出所： Statistisches Bundesamt，DE
“Wirtschaft und Statistik”（Dez. 2006他）

1.5 おわりに

日本とドイツの雇用率制度について、設定された水準の違いを出発点としてこれまでの成果の蓄積に依りつつその背景を探ってきたが、もとより両国の制度の問題点、ましてや優劣を論じることを意図したのではない。雇用率制度にしても、その根底にある障害者・重度障害者の認定制度にしても、長年の検討と議論の積み重ねの結果現在の姿となったものであり、そのことはこれまで確認してきたことが

らだけでもうかがい知ることができる。この種の国際比較を行うにあたっては、そうした背景への考慮を常に払いつつ進めることが必要である。

【注】

- (1) 日本もこの会議には深く関与しており、その経緯は総合センター(1998)に1章を割いて詳説されている。
- (2) A. Frank (2006) によると「1919年1月9日付“Die Verordnung über die Beschäftigung Schwerbeschädigter” (負傷障害者のための規則)により1%の障害者雇用義務が事業主に課せられ、戦傷により収入を得る能力が50%以上失われた者は障害者とみなされた」
- (3) Thornton and North (1997)では1923年を割り当て雇用制度が採用された年としている。他方雇用率の規定をそれ以前とし1923年法の趣旨を解雇からの保護や対象者の拡大(視覚障害者を含める等)におく資料もある(Andreas Jürgens (2004))。国内の文献でも総合センター(1998)が1923年からとする一方で、総合センター(2001)、小野(1990)では1920年に制定あるいは施行された法律で戦傷者雇用義務が定められていたとしており、記述は一致しない。これは重度負傷者法が1920年に成立したものの施行が遅れ、かつ1923年まで数度の改正を経るといってやや複雑な経過で確定に至ったためと思われる。
- (4) 重度障害者に加え障害程度が30以上50未満の障害者であっても、重度障害者と扱われなければ適切な職場を獲得・保持できないと認定された場合、「重度障害者と同等に扱われる者」として雇用率制度はじめ社会法典第9編第2部に規定される重度障害者の参画に関する特別規定に関し、一部を除いてその対象となる(社会法典第9編第2条3項、第68条2、3項)。なお「同等に扱われる者」の認定は職業安定所によって行われる。連邦雇用機構は重度障害者に準ずる者の扱いを請求するには障害に起因する職場における危うい状況が前提であると、その根拠となりうるものとして次のような項目をあげている(Bundesagentur für Arbeit (2007))。
- ・ 障害ゆえの反復的・頻繁な欠勤 (Fehlzeit)
 - ・ 障害ゆえの能率の低下及び障害に合わせた職場の整備
 - ・ 恒常的な耐久力の低下
 - ・ 障害ゆえの能力低下と関連した警告または弁済請求
 - ・ 永続的な同僚による援助の必要性
 - ・ 障害を根拠とした職業上、地域内の移動の制約
- (5) 現行法による規定は次のとおり。
- 社会法典第9編第73条(3) 仕事の性質上または当事者間で結ばれた取決めにより最長8週間の期限付きで雇用される働き口ならびに被用者の週労働時間が18時間に満たない働き口は、職場とはみなされない。
- 社会法典第9編第75条 事業所において通常の数より短い週に18時間以上就業するパートタイム労働の重度障害者1名は、重度障害者のための義務職場数1として算入される。週の労働時間を高齢パートタイムを理由として18時間未満に減らす場合には、前段が準用される。重度障害者を週18時間未満就業させる場合、パートタイム労働が障害の種類と程度から判断して必要であるなら、雇用斡旋事務所は義務職場数の1としての算入を認める。
- なお、ドイツにも派遣労働(Leiharbeit)は普及しているが、派遣労働の扱いについて特段の規定は本稿執筆のための文献収集の範囲では見当たらなかった。ある職場に派遣労働を導入した事業主が「その職場が重度障害者に充当されるかを検討する義務(社会法典第9編第81条1項)を怠っている」との訴えが労働裁判所で扱われた事例が“Schwerbehinderter hat Vorrang vor Leiharbeitnehmern”等と題して伝えられている。
- (6) 「充足された職場数」が「報告された人数計」と「重複カウントによる職場数への加算」の合計とわずかに一致しない(2002、2004年は合計が不足、2006年は合計が過剰)が、これは2002年から続いている原報告における不一致である。2000年から数次にわたり行われた法改正に伴う重複算入扱いの変更が十分反映されていない等の事情も考えられるが、特段の注釈は見当たらない。なお、2006年分報告では重複扱いに関する表記

法が変更されたが、表内の統一のため、それまでの方法に沿って数値を算出・掲載した。

(7) web上の訳文はつぎのとおり「雇用率未達成のポストの数より障害を持つ求職者の方が少ないので、完全な達成は不可能である。」

(8) これは、事業主の取り組みの不十分さを非難する文脈で使われるのが一般的である。

例えば M. Niehaus(1997)では1993年の実雇用率が「わずか」4.2%であることを理由に「障害者に関する現状分析からみて、事業主は明らかに法律の義務に応じようとしていない。」としている。

(9) R. Vasquez-Alvarez らが紹介している1995年の数値はかなり古いので、最近の数値で同様の比較を行ってみよう(以下表2-2参照)。雇用率制度の統計で最も新しい2004~5年において、充足されなかった職場数は264,000及び255,000であったが、同年の重度障害失業者は174,000人、166,000人とどまっている。雇用率が1ポイント引き下げられ、未充足職場数がかなり減少した最近においても、指摘された傾向が続いているといえる。

(10) 発表者自身がこの考えかたを次のように裏付けている

「失業障害者19万人という数字は、約17%の失業率ということになる。全ての事業主が雇用義務を達成すれば、重度障害者が失業に陥ることはない。しかし、雇用義務のある全ての事業主の実雇用率は法定の6%には届いておらず4%であり、民間の事業主だけで見ると、実雇用率は3.6%以下である。」(総合センター(2002))

(11) 厳密には、2,135万人をそのまま用いては過大評価になる。失業率5%の想定は全体の雇用情勢も改善することを前提としており、全職場数も2,135万人から増加していることが期待できるからである。仮にその増加が「労働力人口の90%から95%への増加率」である5.56%とした場合、ケースCは4.41%(これを織り込まなければ表掲載のとおり4.66%)ケースDは4.35%(同4.59%)となる。ただ、雇用率の分母は「人数」ではなく「職場数」であり、空席となっていた職場が充足されるだけで職場数の増加につながらないことも勘案する必要があるため、上記推計通りになるとは限らない。そうした不確定性ゆえ、ここに注記するにとどめた。

さらに付記しておく、本注の仮定を置き重複加算の率をすでに雇用されている分と同じく5%とした場合、均衡する失業率にかかわらず雇用率は

$$\text{重度障害者の労働力人口} \times 1.05 \div \text{全体の労働力人口}$$

で得られる一定値になるべきで、従ってケースDはケースFと同じ4.32%とならないとおかしいではないか、との疑問を持たれるかもしれない。にもかかわらず試算値にはわずかながら違いが生じている。これは「新たな障害者の雇用増はすべて雇用率制度対象事業主に雇用される」という条件を試算に適用していることが影響している。

【文献】

障害者職業総合センター：欧米諸国における障害者の就業状態と雇用支援サービス(調査研究報告書 No.28)(1998)

障害者職業総合センター：欧米諸国における障害者の雇用政策の動向，資料シリーズ No.21(1999)

障害者職業総合センター：諸外国における障害者雇用対策，資料シリーズ No.24(2001)

障害者職業総合センター：障害者の雇用率・納付金制度の国際比較，資料シリーズ No.26(2002)

障害者職業総合センター：障害者の働く場確保のための海外の取組み，資料シリーズ No.33(2005)

障害者職業総合センター：EU諸国における障害者差別禁止法制の展開と障害者雇用施策の動向，調査研究報告書 No.81(2007.3)

障害者職業総合センター：障害国における障害者雇用施策の現状と課題，資料シリーズ No.41(2008)

- M. Albrecht · H. Braun : International research project on job retention and return to work strategies for disabled workers. Study Report: Germany, International Labour Organization (1998)
- Bundesagentur für Arbeit : Gleichstellung mit schwerbehinderten Menschen (2007)
<http://www.arbeitsagentur.de/>
- A. Frank : Das Schwerbehindertenrecht, Leitfadenverlag (2006)
- Floyd, M. and North, K. : Quota schemes and the assessment of employment handicap, Disability, Handicap and Society, 1, 3, 291-299 (1986)
- F. Geist, B. Petermann, V. Widhammer : Disability law in Germany, Comparative Labor Law & Policy Journal Vol.24 Issue 4 pp.563-608 (2003)
- A. Jürgens : Selbstbestimmung und Teilhabe im Arbeitsleben sichern (2004)
http://www.andreas-juergens.de/cms/reden/rubrik/4/4953.reden_2004.html
- M. Niehaus : Barrieren gegen die Beschäftigung langfristig arbeitsloser Behinderter, M. Niehaus · L. Montada : Behinderte auf dem Arbeitsmarkt. Wege aus dem Abseits. Frankfurt, M.: Campus, pp.28-53 (1997)
- 小野隆 : 障害者雇用における割当雇用・納付金制度の役割(1990)、リハビリテーション研究 63 pp 2-9
- P. Thornton, N. Lunt : Employment Policies for Disabled People in Eighteen Countries: A Review (1997)
- P. Thornton : Employment Quotas, Levies And National Rehabilitation Funds For Persons With Disabilities: Pointers For Policy And Practice (1998)
- R. Vasquez-Alvarez & M. Lechner : The Effect of Disability on Labour Market Outcomes in Germany: Evidence from Matching (IZA Discussion Paper 967) (2003)

2 フランスの障害者雇用率制度

2005年に公布された「障害のある人々の権利と機会の平等、参加及び市民権に関する法律」によりフランスの障害者施策がさまざまな点で変更されたことは、すでに総合センター(2008)等で述べられている。雇用率制度についても重要な点で改正が行われた。ただ、関連する統計のほとんどが改正以前の数値に限られることもあり、本報告では従来の制度についても数値を交えて一定の説明を行う。

2.1 雇用率制度の内容

フランスの雇用率制度は、ドイツと同様当初は戦傷者救済を目的として1920年頃設けられた。その後1957年に、雇用義務の対象に障害者も含むこととされ、1975年には従業員10人以上の企業に対して10%の障害者を雇用することが義務付けられた。そして、「国連障害者の十年」の中で「障害労働者雇用優遇法」(1987年)が制定されたのに際し、雇用率制度もこれまでの実効性を踏まえて見直された。その結果、対称規模は20人以上、雇用率は6%と定められた。雇用率は段階的に適用され、発足した1988年には3%、以降毎年1%ずつ引き上げ1991年に至って法定の6%が適用された。以降、率、規模とも変わらず現在に至っている。

(1) 制度の対象

この制度による受益者、すなわち雇用義務の対象としてあげられている者は以下のとおりである(労働法典第5212-13条(旧法典第323-3条))。

障害をもつものとして認定された労働者

労働災害あるいは職業病の被害者(恒久的労働不能の程度が10パーセント以上で、社会保障の一般制度等から年金を受け取る資格をもつ者)

該当者の疾病が労働能力あるいは収入を3分の2以上減少させている者で、社会保障の一般制度等のもとで障害年金を受給する資格をもつ者

旧軍人及びその同等の者で、軍人障害年金を受ける資格をもつ者

戦争で夫を失い再婚していない女子で、年金の受給資格を有し、その配偶者であった軍人あるいは同等の者が、軍人障害年金の受給権を有していたときに、死亡した者

戦争で片親を失った21歳未満の子、及び、子を戦争で失った再婚していない母親か未婚の母親で、軍人あるいは同等の者であった父親または子が軍人障害年金の受給資格を有していたときに、死亡した者

戦争で夫を失い再婚した女子で、死亡した軍人あるいは同等の者との間に少なくとも1人の子どもがいて、再婚以前に に定める条件の年金を受給する資格を取得したか、あるいは、取得できる状態にあった者

従軍の結果生じた精神障害によって収容されている者の妻で、軍人障害年金及び戦争の犠牲者に関する法典第 124 条の適用を受ける者

ボランティアの消防隊による職務履行による負傷及び職業病により手当または障害年金の受給資格をもつ者

(2005 年法により新たに導入) 家族及び社会扶助法典第 241 - 3 条に定める障害者手帳の保持者

(2005 年法により新たに導入) 成人障害者手当 (allocation aux adultes handicapés) の受給資格をもつ者

以上のように項目としては多岐にわたっているが、大きな割合を占めるのは、 にあげた認定を受けた障害者である。認定の機関と基準について説明を加えると、まず認定機関については 2005 年法との関係に注意する必要がある。これまで障害者担当窓口としては、職業指導・職業再配置専門委員会(COTOREP)が成人を、県特別教育委員会 (CDES) が児童を対象に設けられ、障害者認定についてもそれぞれの機関が行ってきたが、2005 年法により一本化が図られ、各県に設置される⁽¹⁾ 障害者自立・権利委員会 (CDAPH)が障害者認定も一括して行うこととなった。

次に認定の基準は 1993 年に策定され、1993 年 11 月 4 日付けデクレ(政令)の付録として公布されている。これは、すべての障害を対象とする基準を欠くというそれまでの状況を克服するため、1987 年に検討委員会を設置し、同委員会での数年にわたる検討、政府部内における調整、障害者団体・関係機関との意見調整を踏まえて公布に至ったものであり、その経緯、意義、内容については総合センター (1995) に詳説されている。なお、この認定基準も法改正に沿って改正されることとなっているので、従来の制度に対応した基準といえる。

この基準の構成は表 2 - 8 のとおりである。

個々の項目ではさまざまな症状がパーセント表示された能力低下率を添えて記述されている。複数の障害を有する場合の能力低下率は、それぞれの障害による能力低下率を合算することにより求めることとなっている。COTOREP はこの基準に沿いつつ労働能力を評価して A (軽度または一時的),B(中度),C

表 2 - 8 フランス障害者認定基準の構成

知的な機能障害及び行動の困難
・ 児童・青少年の知的な機能障害及び行動の困難
・ 成人の知的な機能障害及び行動の困難
・ てんかん(てんかんに関連する機能障害)
心理的な機能障害
・ 児童・青少年の心理的な機能障害
・ 成人の心理的な機能障害
聴覚の機能障害
言語・話し言葉の機能障害
視覚の機能障害
内臓及び全身性の機能障害
・ 循環器系機能障害
・ 呼吸器系機能障害
・ 消化器系機能障害
・ 腎臓・泌尿器系機能障害
・ 内分泌・代謝・酵素に由来する機能障害
・ 造血機能及び免疫系機能障害
運動器官の機能障害
美容・整形的な機能障害

資料出所：障害者職業総合センター(1995)

(重度)の3カテゴリー区分による認定を下してきた。雇用義務制度の運用にはこのカテゴリー区分もかわりを持っていたが、これもまた2005年法に伴い改正されている。

(2) 制度の概要

前述のとおり雇用率制度の趣旨は20名以上規模の事業主に対し上述した対象者を6%以上雇用することを義務付けるものであるが、従来の制度においては実施にあたっていくつかの例外規定や算出上の特例を含んでいた。しかし、2005年法においては、これまでの例外規定や特例は撤廃される方向での改正が施されている。

まず分母となる従業員数であるが、2005年法以前は、「大多数の障害者が従事することのできないような特別の適性を要する」職務に従事する者は除外されていた。2005年法においてはこの除外措置が設けられず、職種を問わず従業員数に参入されている⁽²⁾。

次に分子となる障害者の雇用者数では、2005年法以前は障害の程度、年齢等によって加算が行われていた。雇用されている障害者は原則1人1ユニットとして加算されるが、雇用されている障害者が中度(前述の障害認定におけるカテゴリーB)である場合は0.5ユニット追加、重度(カテゴリーC)の場合1.5ユニット追加、年齢では25歳未満あるいは50歳を超えている場合0.5ユニット追加といった形で、条件に応じた追加算が行われた。2005年法においては、こうした追加加算は行われなくなり、上のような要件を満たしていても加算はすべて1とされる。

労働法典には障害者を実際に雇用する以外に「雇用義務を果たすことができる」方法がいくつかあげられている。

- ・ 障害者適応企業、在宅労働供給センターあるいは労働支援機関・サービスと、物品納入契約・下請け契約・役務調達契約を結ぶこと(第5212-5条(旧法典第323-8条))
- ・ 障害労働者のため1年あるいは数年プログラムを行うことを定める業界、企業あるいは事業所の協定(行政官庁の認可を得る必要あり)を適用すること(第5212-8条(旧法典第323-8-1条))
- ・ 職業訓練の研修段階の障害者、報酬を受給している障害者を受入れること(第5212-7条(旧法典第323-8条))
- ・ 雇用すべきであった受益者について、障害者職業編入基金(AGEFIPH)に、拠出金を納めること(第5212-9条(旧法典第323-8-2条))

既に述べたドイツにもこれらと類似した制度がある。例えば最後にあげた拠出金納入は、ドイツにおける調整賦課金の納付と同等の制度である。しかし「雇用義務」における位置付けの点では微妙に異なっている。フランスでは「雇用義務を果たす」方法の1つと位置づけており、その旨労働法典に記されている⁽³⁾が、ドイツでは既述のとおり「調整賦課金の納付で重度障害者の雇用義務を免責するものではない。」(社会法典第9編第77条)とされている。

(3) 制度の運用

雇用率制度に関する統計は 2005 年の資料が最新である。従って従来の制度による数値しか得られていない。

従来の制度においては障害の程度等により、1 以上の加算が行われる場合があるため、実雇用率の公表はユニット・ベースと実人員ベースの 2 通りで行われている。最近の推移は表 2 - 9 のとおりであり、ユニット・ベース、実人員ベースのいずれでみても、ここ数年緩やかな上昇を示している。しかし、水準に注目すると両者の間にはかなりの開きがあり、2005 年の実績ではユニット・ベースが 33 万 9 千ユニット、雇用率は 4.49%であったが、実人員では 22 万人、2.73%となっている。実人員で算出した率は法定値の 6 %の半数に達していないことになる。

表 2 - 9 20 人以上規模事業所における障害者雇用率の推移

年	2000	2001	2002	2003	2004	2005
算定雇用率 (受益者ユニット/総従業員数)	4.10	4.13	4.17	4.22	4.38	4.49
実雇用率 (受益者数 / 総従業員数)	2.48	2.51	2.56	2.60	2.67	2.73

資料出所: Ministère du travail, des relations sociales et de la solidarité (DARES) : L'emploi des travailleurs handicapés dans les établissements de 20 salariés et plus: Premières Informations n° 49-2 (2007) 他

雇用率達成のため、実際に雇用することの他いくつか代替策が設けられていることがフランスの制度の特徴であるが、事業所の対応状況を見ると表 2 - 10 のとおりである。2005 年には全体の 59.8%の事業所が障害者を雇用しているが、障害者の雇用のみにより義務を果たしている事業所は全体の 31.1%で、他は下請け契約、AGEFIPH への拠出金を併用している。

表 2 - 10 障害者雇用義務への対応別事業所割合

年	2000	2004	2005
対象事業所数	92,300 (100 %)	99,400 (100 %)	101,300 (100 %)
障害をもつ労働者を雇用している事業所	59.5	59.9	59.8
雇用のみ	33.9	30.2	31.1
雇用 + 下請け契約	3.0	6.9	6.9
雇用 + AGEFIPH に対する拠出金	14.5	14.5	13.8
雇用 + 下請け契約 + AGEFIPH への拠出金	8.1	8.2	8.0
障害をもつ労働者を雇用していない事業所	36.7	34.6	33.5
AGEFIPH への拠出金のみ	30.2	28.2	27.0
下請け契約 + AGEFIPH への拠出金	6.5	6.4	6.5
障害労働者に関する協定	3.8	5.5	6.7

資料出所: 表 2 - 9 に同じ

障害者を雇用していない事業所割合は 2005 年で 33.5%であるが、減少傾向にあり、2005 年も前年を 1.1 ポイント下回っている。これらの事業所の中で AGEFIPH に拠出金を納めることのみで義務を果たし

ている事業所は全体の27%である。

また AGEFIPH に拠出金を納めている事業所を合計すると 2000 年は 59.3%であったのが 2005 年には 55.3%と、制度変更までの傾向をみる限りここ数年減少を示してきたといえる。

AGEFIPH に対する拠出金の推移は表 2 - 11 のとおりで、2007 年までの動向が把握できる。各年の徴収額は前年の状況により決められるので、納付金負担が強化された 2005 年法の影響が現れているのは最新年の 2007 年のみであるが、この年の拠出額は 2006 年の 4 億 2400 万ユーロから 6 億 400 万ユーロへと大幅に増加しており、制度変更が拠出額に与えた影響はかなり大きい。なお、制度変更以前の 2006 年までの傾向についても注意すべき点をあげると、表 2 - 10 でみたとおり拠出事業所割合はここ数年減少傾向にあったが、そうした中で拠出額は増加傾向を示していた。これは AGEFIPH への納付金額がドイツの調整賦課金のような定額ではなく、最低賃金に連動していることも影響したと考えられる。

納付金は障害者の雇用促進にむけた事業に使用されている。2007 年の実績をみると、事業のため使用された支出

総額は 4 億 6500 万ユーロで、前年（4 億 1100 万ユーロ）から 10%以上増額されているとはいえ、前述した拠出額の大幅な増加のすべてを反映してはいない。この余剰分は政府と AGEFIPH の協定により設定された 2008～10 年 3 ヶ年に及ぶ障害者雇用に関する目標実現のための予算（総額 4 億 5500 万ユーロ）に充当される。

2007 年の支出額に戻り、その内訳をみると、「職場への参入・雇用の維持」が 1 億 2400 万ユーロで 26%を、「訓練」が 1 億 3200 万ユーロで 28%を占め、この 2 項目に支出額の半分以上が割かれている（表 2 - 12）。他に「経済界への情報提供等」、「障害の補償」などに関する支援にも支出されている。

これらの支援の対象となった障害者は 2007 年で 25 万 2 千人である。同年の障害を持つ就業者は

表 2 - 11 納付金徴収額の推移

(百万ユーロ)					
2002	2003	2004	2005	2006	2007
373	388	402	425	425	604

資料出所: AGEFIPH Rapport annuel 2006, 2007

表 2 - 12 納付金による支援事業

年	(百万ユーロ)		
	2005	2006	2007
計	381.7	410.8	465.2
経済界への情報提供等	14.1	13.4	20.1
訓練	79.8	103.2	132.4
訓練の支援	47.6	69.2	95.8
実習・専門化の支援	16.1	18.3	21.4
障害の補償	57.5	49.3	58.0
特定機関による支援	19.0	17.5	21.0
作業環境のアクセシビリティ改善	17.1	14.2	17.2
職場への参入・雇用の維持	109.1	115.4	123.8
同化・就職斡旋ネットワーク	55.3	57.6	50.8
雇用維持のための機器	16.0	19.2	17.5
事業開始のための支援	20.9	21.4	25.2
雇用補助金	46.4	49.7	47.9
障害をもつ労働者の資源保証金(GRTH)	43.0	43.0	40.1

資料出所: AGEFIPH Rapport annuel 2005, 2006, 2007

AGEFIPH の推計によると 72 万 5 千人であるから、その 3 分の 1 強の件数の支援が行われたことになる。内訳をみると「訓練」が 14 万 4000 人で 57%と支出額でみる以上に大きな割合を占め最も対象者が多い。これに次いで「職場への参入・雇用の維持」が 8 万 3000 人で 33%を占めている。支出額の割合でみたのと同様、この 2 項目が AGEFIPH による支援の中で中核をなしているといえる。

これに対し職場における環境の整備・改善に関する「障害の補償」は 2 万 5000 人と上記 2 項目をかなり下回っている（表 2 - 13）。

2.2 今後の注目点

これまで概観した状況は主として 2005 年法が適用される以前の制度下のものであった。2006 年からは、改正法に沿った新しい制度のもとで運用されている。一部説明済みのこととの重複も含め、主要な改正点を列挙すると、つぎの通りである。

- ・ 分母となる従業員数から特定職務の従事者を除外することを廃止する。
- ・ 障害程度、年齢等に応じ定められた追加加算を廃止する（ただし AGEFIPH への拠出額算定に際しアクセスが困難の障害者に対し行った努力を考慮する）。
- ・ AGEFIPH への拠出金額を引き上げる（障害者を雇用せず協定も履行しない場合は更に引き上げ）。

このように、雇用率の算定は事業主にとって厳しく改められ、雇用によって義務を果たさない場合の金銭的負担も強化された。特に、これまで認められてきた追加加算の廃止は、事業主にとっては雇用による義務履行の有無にも、拠出金で対処する場合の負担にも波及する。先にみたようにユニット・ベースと実人員ベースの実雇用率の差は大きい。上に触れたとおり、拠出額算定にあたって事業所の努力を考慮することとなっているが、その配慮の程度、従来の制度との関連如何によっては、大きな影響を事業所に与えることとなる。

この配慮の具体的な内容は、2006 年 2 月に公布されたデクレによって定められており、その概要は次のとおりである。

表 2 - 13 支援事業の受益者数

	(人)			
	2004	2005	2006	2007
計	227,327	209,355	222,489	251,763
職場への参入・雇用の維持	79,573	78,290	79,938	83,067
就職の斡旋	44,468	46,029	48,455	53,803
雇用の維持	17,928	17,437	17,453	18,075
障害者への訓練	120,455	103,751	120,073	144,196
自立能力向上	8,482	9,366	16,320	24,420
職業評価・指導	27,882	17,967	24,146	28,302
資格取得のための訓練	16,981	10,847	11,790	15,093
「新しい出発」	60,947	60,383	61,389	66,646
障害の補償	27,299	27,314	22,478	24,500
移動のための人的・技術的支援	9,500	7,769	5,957	6,370
特定機関による支援	9,860	13,711	11,949	13,739
作業環境のアクセシビリティ改善	5,332	4,172	3,605	3,983

資料出所：AGEFIPH Rapport annuel 2007

- ・ 従来は雇用した障害者が 25 歳未満または 50 歳を超えている場合、雇用者として加算するにあたって 0.5 ユニットの追加加算が認められていた。この追加加算は廃止されたが、拠出額の算出にあたり 26 歳未満または 51 歳以上の常勤については「雇用すべきであった受益者数」から 0.5 人分が差し引かれる。
- ・ 障害程度が重い障害者の雇用について従来は中度で 0.5、重度で 1.5 ユニットの追加加算が認められていた。2005 年法においては障害者に対する障害程度の公的認定そのものが廃止され、障害程度については事業主が申告することとなった。これが認定された場合、拠出額の算出に当たって 1 人分が差し引かれる。
- ・ その他長期にわたり失業していた障害者を雇用した場合等に、一定期間「雇用すべきであった受益者数」から差し引くことが認められる。
- ・ 特定の職務に従事する者を義務雇用率の分母から控除する規定は廃止されたが、拠出金額の算定に際して、従来の除外職種に従事している従業員の割合に応じて算定される「減額定数」を乗じることにより、拠出金が減額される。

このように、従来のような雇用率への追加加算は行われなくなったが、事業所の「努力」とされる項目に従来追加加算の対象となった項目が取り入れられ、拠出額の減額につながるように配慮されており、しかも算定方式に従来の評価方式が一定程度温存されている。

拠出金納付については額も引き上げられており、義務の履行の一手段であるという位置づけは変わらないものの、雇用との間のバランスが変更され、罰則的色彩が強められている。6%という法定雇用率の実現性をより高めようとする改正ともいえるが、雇用率を少なからず引き上げていた追加加算措置が廃止されることにより、これまで達した水準が維持されるかは予断を許さない。既述のとおり、従来の追加加算措置対象者の雇用はなお拠出金額の軽減につながっている。従って、雇用実績として加算されなくなったという変化を事業主がどう受け止めるかが、障害者雇用への対応に、ひいては雇用率の動きにも反映してくることとなる。新しい制度によりフランスにおける障害者雇用がどういった進展をみせるかが注目される。

【注】

- (1) 各県に設置される障害者センター（MDPH）内に設けられることとされている。なおこうした組織再編とともに、従来公務員のみとされてきた職員についても非公務員を可とするよう改められた。
- (2) この結果、従来 20 人以上とみなされなかった事業所が雇用率対象事業所となる場合もありうる。
- (3) フランスの場合 6%の法定雇用率が達成されていない現状においてもほとんどすべての事業主が「義務を果たして」いることになる。

【文献】

障害者職業総合センター： 障害者労働市場の研究(2)，調査研究報告書 No.12 (1995)

障害者職業総合センター： 障害国における障害者雇用施策の現状と課題，資料シリーズ No.41 (2008)

小野 隆：フランスにおける障害者雇用納付金制度の概要(1993)：リハビリテーション研究 76 pp 28-33

指田 忠司 他：フランスにおける障害者差別禁止法の動向と割当雇用制度の改革(2006)：職業リハビリテーション研究発表会発表論文集 pp 280-283

3 EU諸国における障害者の就業状況

各国における障害者の労働力・雇用状態をみる上で、その人数は基本的な情報である。総合センターの研究・調査研究成果物においても、これまで種々の形で数値的データを提供してきたが、国によっては日本の数値との間で大きな違いが生じる場合もあり、情報の信憑性に疑いが抱かれることもないとはいえない。

障害者として把握するにあたっての概念、手法が日本と同じとは限らない以上、それが数値上の大きな違いとなって現れることは十分想定されることである。さらに、そうした異なる把握方法による数値の方を障害者に関する代表的データとして活用する国も存在する。例えば総合センター(2008)では米国の統計事情について詳しく紹介されているが、そこでの説明によれば人口の20%を障害者とするのが近年における同国の公文書での通例であるという。

米国については上記資料にゆずり、本稿では英国、ドイツ、フランスを中心にEU諸国における障害者の就業状況を取り上げる。

3.1 英国の労働力統計における障害者の把握

主要国の統計事情を詳説した総合センター(1995)では英国について7種にのぼる統計が紹介されているが、現時点で英国における障害者数のデータとして用いられるのは、多くの場合「労働力調査」である。そこで、今回はこの調査に絞って説明する。

これは Office for National Statistics が四半期ごとに実施する“Labour Force Survey”と呼ばれる調査であるが、2004年以降は、別の調査結果を結合して“Annual Population Survey”と称して発表されている。

この調査は調査対象を生産年齢人口(伝統的に男子16~64歳、女子15~59歳)に限定して四半期に一度労働力状態を把握しているが、特に障害者についても調査し、その労働力状態について不定期にとりまとめ発表している。これにより生産年齢における障害者数及びその労働力状態を把握することができる。

1997年以降の調査方法はつぎの通りである。

まず「あなたには1年以上継続すると思われる健康上の問題(health problems)、あるいは障害(disabilities)がありますか」と質問し、この質問への答が「はい」であった場合、用意されているリストに基づいて「どのような種類の健康上の問題あるいは障害ですか」とたずねる。

続いて「この(これらの)健康上の問題や障害は正常な日常生活のための能力を継続的に制限していますか」という質問が用意されており、この質問への答が「はい」であるか、あるいは健康上の問題として答えた項目が「他に該当しない進行性の病気(すなわちがん、多発性硬化症、HIV、パーキンソン病、筋ジストロフィー)を持っている」であった場合、「障害者差別禁止法(DDA)の対象となる障害者」と分類される。

一方、「その健康上の問題や障害はあなたが持っている収入を得る仕事の種類や量に影響を与えますか」という質問もあり、この質問への回答が「はい」である場合は「労働制約的な障害」を持つと分類される。

「DDAの対象となる障害者」「労働制約的な障害を持つ者」のいずれかあるいは両方に該当する場合、「長期障害者(people with long-term disability)」とみなされる。

この調査ではしばしば「長期障害者」の数値が単に「障害者」として発表されるようである。

表 2 - 14 障害の有無・労働力状態別生産年齢人口(英国, 2006年平均)

	計	労働力人口	労働力率	就業者	失業者	失業率	非労働力人口
	千人	千人	%	千人	千人	%	千人
男女計							
生産年齢人口	36,615	28,700	78.4	27,132	1,568	5.5	7,915
障害者	6,824	3,684	54.0	3,370	314	8.5	3,140
(障害者割合 %)	(18.6)	(12.8)		(12.4)	(20.0)		(39.7)
うちDDA該当	5,661	2,822	49.9	2,586	236	8.4	2,839
うち労働制約型	5,309	2,409	45.4	2,149	261	10.8	2,900
非障害者	29,791	25,016	84.0	23,762	1,254	5.0	4,775
男							
生産年齢人口	18,821	15,662	83.2	14,743	918	5.9	3,159
障害者	3,506	1,976	56.4	1,782	194	9.8	1,529
(障害者割合 %)	(18.6)	(12.6)		(12.1)	(21.1)		(48.4)
うちDDA該当	2,853	1,460	51.2	1,320	140	9.6	1,394
うち労働制約型	2,782	1,336	48.0	1,170	166	12.4	1,446
非障害者	15,315	13,685	89.4	12,961	724	5.3	1,630
女							
生産年齢人口	17,794	13,038	73.3	12,389	649	5.0	4,756
障害者	3,319	1,708	51.5	1,588	120	7.0	1,611
(障害者割合 %)	(18.7)	(13.1)		(12.8)	(18.5)		(33.9)
うちDDA該当	2,808	1,362	48.5	1,267	96	7.0	1,445
うち労働制約型	2,527	1,073	42.5	979	94	8.8	1,454
非障害者	14,476	11,330	78.3	10,801	530	4.7	3,145

資料出所: Office for National Statistics, UK: Annual Population Survey

最新の動向として、2006年平均(12月調査までの1年分の平均)をみると、生産年齢人口3,661万人

中 566 万人が障害者（データに明記されていないが、内訳との関係から長期障害者である）で割合は 18.6% である。男女間で明瞭な差は生じていない。また労働力状態別には労働力での障害者割合は低く、失業者の割合は高い。失業率は、非障害者が 5.0%であるのに対し、障害者は 8.5%となっている（表 2 - 14）。

この統計は長期にわたって障害者数に関する情報を提供してきたが、その間調査方法の変更を行っている。その際時系列データに断層を生じることがあり、時系列データとしての取り扱いに対する考察が行われることがある。1つの例が DDA 施行に伴う調査方法の変更である。上記の調査方法は DDA の施行により 1997 年春季調査から採られたものであるが、障害の有無をたずねる質問方式も以前のものと異なっている⁽¹⁾。この調査方法の採用に伴い、調査結果に下方にずれを生じたことが問題とされた。

また、障害者に関する調査頻度が各四半期であるのが、半年に 1 回となったことがあり（1993 年春季調査から 1995/6 年冬季調査）このときも他の時期に比べ下方のバイアスが発生した。後者については、この期間の数値について他の時期と比較可能できるように補正された数値が提供されている。ちなみに総合センター(1998)において詳しく解説された際用いられたデータは補正対象時期の 1995/6 年冬季調査のものであり、その後上記補正に伴い上方に修正されている。（以上の時系列接続性に関する考察については C. Cousins 他(1998)。）

3.2 ドイツの障害者統計

ドイツについては雇用率制度の実施状況及び障害者の失業統計については別途扱っているので、ここではそれらを除き、障害者の全体像を明らかにする統計につき説明する。

3.2.1 ミクロセンサス

ミクロセンサスは家族状況や労働力状態等を明らかにするため年 1 回実施される世帯を対象とするサンプル調査（サンプルは人口の 1%とされる）であるが、年によっては障害者であるか否かを調査している。（最近では 1999 年、2003 年、2005 年。）

各年とも、世帯員それぞれに対し、まず「あなたは障害のために公的な認定を受けていますか。あるいはそのための申請をしていますか」とたずね、それに「はい」と答えた場合、続けて「認定された障害の程度はどれだけですか、あるいは生計費稼得をどの程度阻害していますか」とたずねる。これらの質問への回答から障害者であるか否か、さらに重度障害者か否かが判断できるように設計されている。

この調査項目の集計結果は、連邦統計局の月刊広報誌である“Wirtschaft und Statistik”の記事として公表され、障害者数、重度障害者数、労働力状態別障害者数が年齢階級別に掲載されている。

最も新しい 2005 年結果により障害者の労働力状態を概観しよう（表 2 - 15）。人口 8,246 万 5 千人中障害者は 864 万人で 10.5%、重度障害者は 672 万 8 千人で 8.2%を占めている。「重度障害者は人口の 8%」といわれる状況を過不足なく反映している。労働力状態との関連から 15～64 歳のいわゆる生産年齢人口

に限定してみると人口 5,512 万 9 千人中障害者は 440 万 7 千人で 8.0%、重度障害者は 305 万 5 千人で 5.5%である。

表 2 - 15 労働力状態別生産年齢人口及び障害者・重度障害者(ドイツ, 2005 年マイクロセンサス)

	年齢計	15 - 64 歳 人 口						非労働力人口
		15-64 歳人口	労働力人口	労働力率	就業者	失業者	失業率	
	千人	千人	千人	%	千人	千人	%	千人
男女計								
計	82,465	55,129	40,624	73.7	36,046	4,578	11.3	14,504
障害者	8,640	4,407	2,206	50.1	1,876	330	15.0	2,201
(障害者割合 %)	(10.5)	(8.0)	(5.4)		(5.2)	(7.2)		(15.2)
うち重度障害者	6,728	3,055						
(重度障害者割合%)	(8.2)	(5.5)						
男								
計	40,339	27,830	22,378	80.4	19,807	2,571	11.5	5,450
障害者	4,628	2,487	1,326	53.3	1,120	206	15.5	1,161
(障害者割合 %)	(11.5)	(8.9)	(5.9)		(5.7)	(8.0)		(21.3)
うち重度障害者	3,514	1,696						
(重度障害者割合%)	(8.7)	(6.1)						
女								
計	42,127	27,301	18,248	66.8	16,241	2,007	11.0	9,055
障害者	4,013	1,919	881	45.9	757	124	14.1	1,038
(障害者割合 %)	(9.5)	(7.0)	(4.8)		(4.7)	(6.2)		(11.5)
うち重度障害者	3,214	1,358						
(重度障害者割合%)	(7.6)	(5.0)						

資料出所: Statistisches Bundesamt, DE: "Wirtschaft und Statistik" (Dez. 2006)

(注) 15~64 歳階級数値の計算、障害者割合の算出等は本章執筆による。

労働力状態に立ち入ると、重度でない障害者も含めた障害者全体の数値のみ掲載されている(以下は生産年齢人口の数値)。労働力人口では障害者の割合は 5.4%、非労働力人口は 15.2%と、非労働力人口において障害者割合が高い。労働力人口比率でも 15~64 歳人口全体で 73.7%であるのに対し、障害者は 50.1%にとどまっている。労働力人口の内訳では、就業者の障害者割合が 5.2%であるのに対し失業者では 7.2%であり、失業者で障害者の割合が高い。また失業率は全体で 11.3%、障害者で 15.0%である。障害者において失業者の割合が高いが、これを大きな差とみるかは、重度でない障害者も含む数値であることを勘案しつつ検討する必要がある。なお 2003 年との比較を失業率で行ってみると、全体では 2003 年は 11.4%で 0.1 ポイントの改善、障害者では 2003 年の 16.9%から 2 ポイント近い改善と、この 2 年間

では障害者で雇用状態の改善が目立っている。

重度障害者については年齢階級別に数値が得られるため、労働力や雇用の傾向をより鮮明に把握できる。(別途雇用率を扱った際にも、生産年齢における重度障害者割合(2005年で5.5%)を用いた。)イギリス、フランスのように生産年齢に限って障害者の労働力状態を把握している国もあるので、これらの国との比較も可能であり、その点からも有用である。労働力状態別の重度障害者数が公表されておらず、雇用率制度を始めとする重度障害者対策と直結できないのが唯一の難点ではあるが、労働力状態に関する全国的な調査結果の中で障害者、重度障害者の状況が位置づけられる点で、価値の高い情報が提供されている。

この調査はかつて報告時期が難点とされていた。同種の障害の有無に関する質問は以前から数年おきに行われていたものの、公表が遅いとして有用性の面での評価は低いものにとどまっていた。こうした速報性は上記の3回については確保されており、現時点ですでに2005年の数値が明らかにされている。こうした公表形式が定着すれば、前述のデータの有用性がより活用されることが期待できる。

3.2.2 重度障害者統計

これは重度障害者認定制度に基づく統計で、社会法典第9編第131条の規定に沿って、重度障害者認定データをもとに2年おきに年末時点の状況が集計・公表される。最新のデータは2005年である。この統計では重度障害者数が、男女別、年齢、障害の程度、障害の種類、障害の原因別に表示されている。

まず、主な障害の種類別にみると、重度障害者677万人中身体障害が445万人、知的・精神障害が124万人である(108万人がどちらにも属さず「その他」に分類されている)身体障害者の割合が高いが、障害認定が本人の申請に基づくものであることが関係している可能性がある。なお、内臓、内臓系の悪化は174万人で、全体の26%、身体障害者の39%

を占めている。先にドイツの障害者認定制度が網羅的であると述べたが、そうした基準により重度の疾患が幅広く認定されていることがうかがえる(表2-16a)。年齢別にみると65歳以上が53%と半数以上を占めており、ドイツにおいても高齢者の割合が高い(表2-16b)。また主な障害の原因は疾病が83%と圧倒的に大きな割合を占めている(表2-16c)。余談であるが、戦傷を原因とする重度障害者は公務災害と合わせても9万6千人、割合にして1.4%にとどまっている(男子では9万人、2.6%)。1985年時点

表 2 - 16a 主な障害の種類別重度障害者数(2005 年末)

	(人)
重度障害者計	6,765,355
身体障害	4,445,204
上・下肢の欠損ないし部分的欠損	78,804
上・下肢の機能不全	950,760
脊柱・胴体等の機能不全	878,018
視覚障害	347,226
発声・聴覚障害	254,481
肺、両肺の欠損等	173,551
内臓、内臓系の悪化	1,745,571
複合障害	16,793
知的・精神障害	1,236,115
その他	1,084,036

資料出所: Statistisches Bundesamt, DE "Wirtschaft und Statistik" (Jul. 2007)

ですすでに割合は6.5%弱（男子で11.9%）にまで減少していたが、その後20年で減少はさらに進み、上記の割合に至っている。ドイツの重度障害者雇用政策の原点が戦傷者救済であったことを思い起こすと、時の流れを改めて実感させられる。

以上のように、この統計からはドイツの障害者の実態とともにその認定状況を把握することができる。

第 2 - 16b 年齢階級別重度障害者数(2005 年末) 第 2 - 16c 原因別重度障害者数(2005 年末)

重度障害者計	6,765,355
5 歳未満	14,478
5 ~ 14 歳	105,735
15 ~ 24 歳	153,064
25 ~ 34 歳	200,061
35 ~ 44 歳	468,581
45 ~ 54 歳	794,660
55 ~ 64 歳	1,424,805
65 歳以上	3,603,971

資料出所 表 3 - 2 a に同じ

重度障害者計	6,765,355
先天性	307,980
労働災害・職業性疾病	78,142
交通事故	41,718
家庭内事故	8,289
その他または他に分類されない事故	28,287
戦傷・公務災害	96,373
疾病全般	5,617,993
他の・複数の・識別できない原因	586,573

資料出所 表 3 - 2 a に同じ

3.2.3 雇用率制度にかかる事業所報告

この報告についてはすでに雇用率制度を取り扱った際触れているので、統計としてみた場合に補足すべきことを述べるにとどめる。

雇用率制度の対象となる雇用主は、雇用義務数、障害者の雇用状況など、雇用義務の履行の監視、調整賦課金の算定のために必要な情報を、毎年管轄する職業安定所に提出することが義務付けられている（社会法典第 9 編第 80 条(2)）。報告義務は雇用率制度の対象とならない事業所にも及んでおり、5 年ごとに連邦雇用機構の要請があった場合に障害者の雇用状況を届け出ることとされている（同 80 条(4)）。各種資料に散在する結果数値を総合して示すと、表 2 - 17 のとおりとなる。

雇用率制度にかかる統計は障害者の雇用状況を把握する上でも有用な情報であるが、対象外雇用主からの報告によって補強することにより、活用の幅をさらに広げることができる。制度の統計だけでは対象外の状況が漏れるという制約があるが、両者を合わせることで全体の状況が明らかとなるからである。例えば、両者の合計に失業統計の内数として公表されている障害者の失業者と合わせた数値は労働力人口として用いられる。この労働力人口を分母に用いて失業率が算出される（第 2 部第 2 章図 2 - 2

表 2-17 雇用率制度対象外雇用主における重度障害者雇用数（千人）

年	統一ドイツ	西ドイツ
1979		63.0
1984		69.5
1992	112.6 ^(注)	
1996	125.3	
1999	123.0	
2005	142.7	

各種資料をもとに総合センターにて作成

(注)1992 年の数値は統一ドイツとする資料、西独のものとする資料が混在する。

の障害者の失業率はこの方法で得たもの。数値がない年については政府資料での扱いに準じて最近年のものをを用いた)。政府は障害者の雇用の全体的な状況を示すため、この報告を積極的に活用している。

3.3 フランスの障害者統計

フランスで障害者とその労働力状態を把握できる調査は多くない。最新の調査は、2002年に実施された「雇用に関する調査特別調査」(Enquête complémentaire à l'enquête sur l'emploi)である。これはECが実施した各国横断的な障害者を対象とした労働力調査特別調査の一環として雇用・社会統合・住宅省調査研究統計局(DARES)と国立統計経済研究所(INSEE)が実施した調査で、ECでの集計とは別にフランスにおいても集計が行われ結果が公表されている。

EC調査に沿って16~64歳層を対象としており、調査票においてはEC調査で共通している「6ヶ月以上に及ぶ健康上の問題や障害を有する」か否か「仕事を制限する健康上の問題や障害を有する」か否かの質問を行い、それに加えてフランス独自の項目として「障害者として行政上の認定を受けている」か否かもたずねている⁽²⁾。

これらの調査項目に応じ、それぞれの質問に応じた障害者割合や、当該障害者における労働力状態が集計されている(表2-18)。

表2-18 労働力状態別生産年齢人口(フランス, 2002年)

	(千人, %)						
	計	労働力人口	労働力率	就業者	失業者	失業率	非労働力
	千人	千人	%	千人	千人	%	千人
生産年齢人口	38,314	26,107	68.1	23,759	2,348	9.0	12,207
6ヶ月以上続く健康上の問題あるいは障害を持つ者	9,181 (24.0)	5,694 (21.8)	62.0	5,059 (21.3)	635 (27.1)	11.2	3,487 (28.6)
健康上の問題や障害が仕事に制限を与えている者	4,920 (12.8)	2,467 (9.5)	50.1	2,077 (8.7)	391 (16.6)	15.8	2,453 (20.1)
行政の認定を受けている障害者	1,343 (3.5)	593 (2.3)	44.2	495 (2.1)	99 (4.2)	16.6	750 (6.1)

資料出所: Ministère de l'Emploi, de la Cohésion sociale et du Logement(DARES), FR (2006)

集計結果をみると、生産年齢人口 3,831 万人中「6ヶ月以上に及ぶ健康上の問題や障害を有する」障害者が 918 万人（生産年齢人口に占める割合 24.0%）、「仕事を制限する健康上の問題や障害を有する」障害者が 492 万人（同 12.8%）であるのに対し「行政の認定を受けた」障害者は 134 万人（3.5%）にとどまっている。行政の認定を受けた障害者中 113 万人が職業指導・職業再配置専門委員会（COTOREP）から認定された者、26 万人が労働災害、職業性疾患の被害者としての認定を受けた者である（重複あり）。労働力状態ではまず労働力率をみると、障害者と全体の間だけでなく障害者の区分間でも大きな差がある。障害者以外を含む全体で 68.1%であるのに対し、行政の認定を受けている障害者では 44.1%にとどまっている。また失業率ではいずれの区分の障害者の失業率も全体の 9.0%を上回っており、行政の認定を受けている層では 16.6%に達している。

この調査結果は 2002 年のものであるが、最近の文献でも引用されている。

更に遡ると、1998 年～99 年にかけて「障害者・労働不能者・要介護者調査」（Enquête Handicaps- Incapacités- Dépendance - HID）が実施されている。

表 2 - 19 障害に関する特性別にみた該当人口割合（フランス, 1999 年）

	（%）		
	年齢計	60歳未満	60歳以上
機能障害がある	-	30.5	75.1
機能障害の影響を受けている	40.4	-	-
能力低下率の認定を受けている	6.8	4.6	13.1
雇用の問題をかかえている	13.9	15.0	12.0
障害者向けの教育を受けている	5.0	-	-
機器の支援に頼っている	11.6	4.6	35.6
人的な支援に頼っている	10.3	3.9	27.9
外出時に介助に頼っている	4.4	0.6	4.9
寝たきりである	0.5	0.9	8.6
手当てを受給している	4.5	3.4	7.5

資料出所：Insee et le Groupe de Projet HID：Le handicap se conjugue au pluriel：INSEE Première n° 742 (2000) 他

表 2 - 20 障害者の種類別に見た労働力人口とその内訳(1999 年 H I D)

	（千人）					
	計	COTOREP の認定を得た障害者	労災被害者	障害年金受給者	戦傷者及び近親者	その他
労働力人口	731	451	106	59	13	102
就業者	557	328	89	38	12	89
民間部門	342	167	74	33	8	61
公的部門	119	72	13	3	4	26
保護労働	96	89	2	3	0	2
失業	174	122	17	21	1	13
失業率(%)	(23.8)	(27.2)	(16.0)	(35.9)	(5.2)	(12.5)
(失業に近い非労働力)	86	69	4	6	0	6

資料出所：Ministère de l'Emploi, de la Solidarité (DARES)：En 1998, croissance des embauches des travailleurs handicapés mais stabilité de leur taux d'emploi：Premières Informations n° 28-1 (2000)

これは障害者・高齢者等の実態を総合的に把握することを目的に INSEE を中心に関係省庁横断的に実施された大規模な調査（医療・社会施設の 15,000 名に対する 1 次調査，在宅の 360,000 名に対する簡易な質問紙調査、うち 17,000 名に対する調査員による訪問調査⁽²⁾）からなる（表 2 - 19）。

その一環として障害者の労働力状態が公表されている（表 2 - 20）。

就業者と失業者に関する数値に限れば AGEFIPH（障害者職業編入基金）が毎年上述の HID、「雇用に
関する調査特別調査」、雇用率制度に関する業務統計をもとにして推計を行っている。各年の数値を比較
すると、雇業者については前年のものが継続して使われている場合がある一方で内訳に大きな変化が生じて
いる年もあり、実態だけでなく推計のもとなる統計の選択も動きに影響を与えていることがうかがえる。
また、失業者は後述する求職者の数値がそのまま使用されている（表 2 - 21）。

表 2 - 21 障害者の就業・失業者数の推移 (AGEFIPH 推計)
(千人)

	2002	2003	2004	2005	2006	2007
就業者	630	643	647	680	715	725
雇業者	500	500	500	535	575	581
公的	150	150	150	160	175	172
民間	350	350	350	375	400	409
20人未満	122	122	122	140	90	95
20人以上	228	228	228	235	310	314
自営	20	23	27	35	35	33
保護雇用	110	120	120	110	105	111
求職者	229	245	258	(不掲載)	236	206
カテゴリー1	148	158	163		148	129
カテゴリー2	67	71	76		71	63
カテゴリー3	14	16	19		17	14

資料出所 : AGEFIPH : Rapport Annuel (各年)

表 2 - 22 求職者数の推移 (フランス、障害者及び全体)

	2005年				2006年			
	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月
求職者(障害者)	260	255	259	259	255	241	239	236
カテゴリー1	164	159	161	161	159	149	149	148
カテゴリー2	77	76	77	77	76	74	72	71
カテゴリー3	20	20	20	21	20	19	18	17
求職者(全体)	3,407	3,189	3,387	3,329	3,197	2,894	3,041	2,998
カテゴリー1	2,629	2,439	2,594	2,539	2,439	2,196	2,327	2,290
カテゴリー2	464	448	463	454	444	418	422	406
カテゴリー3	314	302	330	336	315	280	292	302

資料出所 : ANPE, DARES, FR

(注) 表側のカテゴリー1~3の意味は次のとおり

- カテゴリー1 期間の定めのないフルタイムの仕事を探している求職者
- カテゴリー2 期間の定めのないパートタイムの仕事を探している求職者
- カテゴリー3 期間の定めのある仕事を探している求職者

フランスの失業率のもととなる求職者の数値は全国雇用機関 (ANPE) の活動状況から得られるデータを DARES が集計して公表しているが、障害者の数値が四半期ごとに公表されている (表 2 - 22)。障

害者の多くが COTOREP（職業指導・職業再配置専門委員会）からの障害者認定を受けた者あるいは申請中の者であり、他に労災被害者（恒久的な労働不能の程度が10%以上）、障害年金受給者、戦争孤児・戦争寡婦・傷痍軍人が障害者として算入されている（労働法典第5212-13条と対応している）。なお全体の失業者の場合 INSEE がさらに加工して失業率として公表しているが、障害者に関してはそのような措置はとっていないので同等な指標は公式には存在しない。

3.4 EC の労働力調査特別調査

統計で把握される障害者の実態には、各国固有の障害者の定義や把握の方法が反映している。それらが必ずしも共通していない以上、国によって違いが生じることは本章冒頭にも触れた。そうしたなか、EC においては同一の方法による統計が実施され、共通の方法による把握が種々の分野で試みられている。そのような試みの一環として、2002年に障害者の労働力状態を把握するため、労働力調査特別調査（The Special ad hoc module of the EU Labour Force Survey）が実施された。その結果については既に総合センター(2007)に概説されているが、本章の趣旨に鑑み、その後公表された関連資料にも触れつつ再度説明を加える。

この調査は労働力調査の手法により16～64歳の在宅者を対象に、「6ヶ月以上続く健康上の問題、障害を持っているか」「その健康上の問題や障害は自分が従事する仕事の種類(kind)、量(amount)、移動(mobility)を制限しているか」等の事項を調査している。この調査に参加した国はEU域内のいわゆる旧加盟15カ国他計24カ国である。

まず、長期的な健康上の問題あるいは障害（以下障害等と表す、なおこの調査で長期的とは「6ヶ月以上続いているないし続くと見込まれる」こととされている。）の有無をみると、調査参加国全体では15.6%が障害等があると回答している。国別には、フィンランドが32.2%、イギリスが27.4%と高く、反面ルーマニア（5.8%）やイタリア（6.6%）など10%を下回る国もあり、国の間で開きが大きい（表2-23）。次に障害等があると回答し、かつその障害等が仕事への制約を与えていると答えた割合をみると調査参加国全体では10.4%で、国別にみると20.3%（フィンランド）から4.4%（ルクセンブルグ）の範囲に分布している。なお、この調査では制約の程度について「かなり(considerably)」と「ある程度(to some extent)」の2段階を設けており、参加国全体では10.4%中「かなり」が6.3%、「ある程度」が4.1%を占めている。

上記の設問への解答から「障害等がありその障害等が仕事にかなり制約を与えている」、「ある程度制約を与えている」そして「障害等がない、あるいは障害等があるが仕事への制約はない」の3つの層に分けることができる、就業率はこの3グループ別に算出されている。参加国（フランスを除く）全体で見ると「障害等がない、あるが仕事に制約を与えていない」層での就業率が68.0%あるのに対し、「障害等がある程度制約を与えている」層で61.7%、「かなり制約を与えている」層で28.3%とグループ間での差が鮮明になっている(表2-23)。

表 2 - 23 EU加盟国における障害者等割合及び
障害等による制約別就業者率

	人口比割合 (%)				就業者率 (%)		
	障害 等あり	かなり 制約	ある 程度 制約	制約 なし	かなり 制約	ある 程度 制約	制約 なし
調査参加国計	15.6	6.1	4.0	89.9	28.3	61.7	68.0
フィンランド	32.2	8.8	11.5	79.7	34.8	67.3	75.5
スロベニア	19.5	10.4	6.4	83.2	39.4	62.7	69.3
ポルトガル	20.2	7.6	7.7	84.7	37.5	68.3	73.9
英国	27.4	10.3	4.4	85.2	28.8	69.6	79.6
デンマーク	19.9	9.3	4.3	86.5	32.9	66.4	82.8
チェコ	20.2	5.2	8.3	86.5	18.8	55.1	72.2
フランス	24.6	13.3		86.7	44.7		67.4
ノルウェー	16.4	11.3	1.7	87.0	48.6	82.7	83.3
オランダ	25.4	8.2	4.7	87.1	40.4	78.4	76.9
ハンガリー	11.4	10.1	1.0	88.9	11.1	48.5	63.6
エストニア	23.7	5.2	5.3	89.5	7.8	46.8	70.0
スウェーデン	19.9	4.9	5.0	90.1	52.4	71.7	71.4
キプロス	12.2	3.8	5.5	90.7	18.4	60.0	72.5
ドイツ	11.2	5.1	3.9	91.0	32.2	61.5	69.4
ベルギー	18.4	2.7	5.2	92.1	58.6	60.0	64.1
リトアニア	8.4	5.3	2.3	92.4	10.8	38.2	66.8
オーストリア	12.8	2.7	4.8	92.5	22.4	62.1	71.0
スロバキア	8.2	4.2	3.2	92.6	7.4	32.4	61.8
アイルランド	11.1	4.8	2.4	92.8	20.5	56.6	70.0
スペイン	8.6	4.6	1.9	93.4	13.3	46.5	62.1
マルタ	8.5	3.7	2.3	93.9	20.1	46.1	57.9
ギリシャ	9.6	2.3	3.0	94.7	16.9	51.4	60.8
イタリア	6.6	2.8	2.1	95.0	25.6	50.0	57.5
ルーマニア	5.8	2.2	2.5	95.3	11.2	38.0	62.7
ルクセンブルグ	11.7	2.3	2.1	95.6	39.9	65.8	64.5

資料出所：European Commission (2007)

注) 調査対象計はフランスを除いて算出。

失業率についてみると、本文には「障害等がない、あるが仕事に制約を与えていない層の7.5%に対し、障害等がある程度制約を与えている層でほとんど12%、かなり制約を与えている層でおよそ16%」との記述はあるが、これに相当する数値は同資料中の図表にはなく、25～64歳階級をはじめいくつかの年齢階級について、学歴別に細分化された数値が提供されている。これらを加重平均により障害の影響程度

別に合成してみると、調査参加国計（フランスを除く）について上記記述とおおむね符合する数値が得られる。各国別の数値をみても上記傾向と同様に、障害が与える制約の程度が大きくなるほど失業率が高い傾向が認められる（表2-24）。

表2-24 EU加盟国における障害による制約程度別
労働力率、就業者率及び失業率(25～64歳)

	労働力率			就業者率			失業率		
	かなり 制約	ある 程度 制約	制約 なし	かなり 制約	ある 程度 制約	制約 なし	かなり 制約	ある程 度制 約	制約 なし
調査参加国計	33.4	71.9	79.2	28.2	63.4	73.3	15.4	11.8	7.4
フィンランド	40.1	77.6	86.8	33.8	70.1	81.0	15.8	9.6	6.7
スロベニア	47.8	76.1	80.3	41.4	69.5	76.9	13.4	8.8	4.2
ポルトガル	* 42.5	75.9	83.1	* 40.0	71.9	80.1	* 5.9	5.4	3.7
英国	30.9	77.6	87.5	27.4	72.8	84.6	11.5	6.1	3.3
デンマーク	36.8	75.4	89.3	34.1	68.5	86.1	7.2	9.1	3.5
チェコ	29.2	69.8	84.3	20.3	58.7	80.3	30.4	15.9	4.8
フランス	55.1		79.8	47.0		74.3	14.8		6.9
ノルウェー	50.1	91.4	90.5	47.4	88.0	88.4	5.4	3.7	2.4
オランダ	43.4	80.4	79.5	39.8	78.4	77.9	8.3	2.5	2.0
ハンガリー	11.4	55.8	74.6	10.0	52.3	70.9	12.7	6.3	4.9
エストニア	x	* 56.8	85.3	x	* 45.7	78.4	x	* 19.5	8.1
スウェーデン	61.2	84.5	81.4	58.0	77.8	78.4	5.2	7.9	3.7
キプロス	* 21.3	68.3	80.8	* 19.2	62.1	78.8	* 9.7	9.1	2.5
ドイツ	43.6	76.2	80.1	31.9	64.1	73.9	26.8	15.9	7.7
ベルギー	67.3	72.4	75.2	59.8	63.0	71.2	11.2	13.0	5.4
リトアニア	* 20.6	* 54.6	85.3	* 16.1	* 41.3	75.0	* 21.8	* 24.4	12.1
オーストリア	29.2	68.8	77.2	24.4	64.5	74.0	16.5	6.2	4.1
スロバキア	* 16.2	* 45.8	80.9	* 9.9	* 31.6	68.6	* 39.0	* 30.9	15.2
アイルランド	22.0	61.6	77.1	20.4	57.4	74.4	7.6	6.8	3.4
スペイン	15.0	58.6	75.9	13.3	46.1	68.7	11.4	21.4	9.5
マルタ	x	* 53.7	60.5	x	* 48.6	57.9	x	* 9.5	4.3
ギリシア	* 19.7	59.4	72.9	* 17.0	54.6	67.0	* 13.7	8.1	8.1
イタリア	29.0	58.6	69.1	25.6	51.9	64.4	11.7	11.5	6.8
ルーマニア	* 14.7	* 46.0	71.9	* 12.6	* 40.8	67.2	* 14.3	* 11.3	6.5
ルクセンブルク	* 49.6	* 68.5	72.9	* 41.6	* 64.9	71.4	* 16.2	* 5.3	2.1

資料出所：European Commission (2007)を用いて総合センターにて算出⁽⁴⁾

注) 本表の数値は最終学歴別(3区分)に掲載された数値から加重平均によって得たが、*を付した数値については一部の学歴区分の数値が空欄となっていたため、加重平均の際その区分を除外して算出している。

調査対象計はフランスを除いて算出。

各国で実施されている統計との関係や整合性を確認するため、これまで取り上げてきた英国、ドイツ、

フランスについて各国の数値を紹介しつつ他の統計と比較する。

まず英国についてみると、EC 調査の質問設定は英国の労働力調査における障害の有無のたずね方との類似が大きい。相違点は女性の調査対象年齢（英国は 59 歳まで、EC 調査では男性と同じ 64 歳まで）障害の継続期間（英国の調査が 1 年間としているのに対し、EC 調査は 6 ヶ月間と短い）の 2 点である。英国の労働力調査においては「DDA 該当者」と「労働制約型」の 2 系統の把握が行われているが、EC 調査にはそのうちの「労働制約型」の障害等を持つ者との類似性が高い。そこで EC 調査結果から英国における障害の仕事に対する制約状況をみると、「かなり制約を与えている」が 10.3%、「ある程度制約を与えている」が 4.4%で、合計が 14.7%となる。調査時期の違いに注意しつつ先に紹介した英国 2006 年平均の数値をみると、労働制約型の障害者の割合は 3661.5 万人中 530.9 万人で割合は 14.5%である。次に就業率をみると EC 調査では「かなり制約を受けている」層で 28.8%、「ある程度制約を受けている」層で 69.6%、と「制約がない・障害等がない」層の 79.6%を下回っている。（加重平均で制約を受けているもの全体での就業率を算出すると 41.0%。）一方英国調査の結果では労働制約型の障害等を持つ者で 40.5%、障害を持たない層（DDA 該当者も除いていることに注意）で 79.8%となっている。概して EC 調査の結果は英国調査の傾向に沿っているといえる。

次にドイツについてまず障害等の制約を受ける層の割合を見ると、「かなり制約を与えている」が 5.1%、「ある程度制約を与えている」が 3.9%、合計が 9.0%である。マイクロセンサスでみた 15～64 歳における障害者割合は 8.0%、重度障害者割合は 5.5%で、「かなり制約を与えている」層の割合と重度障害者割合の差が 0.5 ポイントにとどまっている。次に EC 調査の就業率をみると「かなり制約を受ける」層で 32.2%、「ある程度制約を受けている」層で 61.5%、「制約がない・障害等がない」層は 69.4%となっている。（制約を受けている層全体での就業率を算出すると 44.9%。）先に見た割合の関係から EC 調査の「かなり制約を与えている」層の数値が重度障害者の労働力状態をある程度示唆すると期待できるが、その割合は 32.2%であり、マイクロセンサスで障害者の就業率が 42.6%（上記の制約を受けている者全体の就業率はこれに近い。）であったのに比べ、かなり低いことがわかる。

フランスは、既述のとおり 2002 年の「雇用に関する調査特別調査」がこの EC 調査の独自集計であったので、調査の同一性の検証という観点から比較しよう。フランスに限り障害等から受ける制約は段階的に調べず単に「受けている」「いない」の有無だけを調べている。「制約を受けている」層は 13.3%でありフランスの独自集計では 12.8%と 0.5%の差が生じている。「制約を受けている」層の就業率は EC 調査で 44.7%、独自集計では 42.2%とこちらでも若干の差が生じている。本質的な相違とはいえないが、集計に関する処理について違いがあった可能性がうかがえる。また EC の報告では、労働力状態に関し「制約」によるグループ分けで通しているのに対し、フランスの独自集計では（制約等を受けていないと答えた層を含む）「障害等を持つ」層についても同等に集計、掲載を行っており、どの層に注目するか

という姿勢にも違いがうかがえる。

これまで見てきた EC 調査は手法の統一がはかられているので、各国が個別に行う調査に比べ、各国の実情が直接対比できるはずであるが、結果数値の開きは各国間でかなり大きく、中には実態として受け入れるのがためらわれる程の開きが生じている項目もある。例えば「6ヶ月以上続く健康上の問題、障害を持っている」者の割合は32.2%（フィンランド）から5.8%（ルーマニア）に及び、かつては一つの国家であったチェコ(20.2%)とスロバキア(8.2%)の開きも大きい。こうした事情について、結果を掲載した報告書（European Commission (2007)）では「失業者がその理由付けに健康の問題や障害を持つと答えるなどの『正当化効果』(justification bias)が影響しているのではないか」等の可能性に触れている(p.34)。また、「仕事への影響」を加味した方が各国間の開きが小さくなる傾向にあることを認め、「実際に制限が及んでいるか否かの方がバイアスがかかりにくい」との可能性を示唆している。このように、統計を実施・分析した側は、同一方法で行った以上問題なく比較できると主張しているわけではなく、さまざまな可能性を検討しつつより実情を正確に把握できるよう改良を重ねようという姿勢を示している。

【注】

- (1) 変更前及び後の調査項目の流れは下に示すとおりである。変更前はまず障害の有無を（長期間のという漠然とした形容を付しつつ）たずね、その後で1年以上続くか否かを独立した質問でたずねている。これに対し、変更後は「1年間続くであろう障害」の有無を1つの質問でたずねている。下方バイアスが確認された際、この質問項目の変更が原因ではないかと推測された。
- 変更前：a「あなたには収入を伴う仕事を限定するような長期間の健康上の問題あるいは障害がありますか？」
（上記の問いに「はい」と答えた場合、次のbに回答）
b「その問題は1年以上続くと思いますか？」
（この問いにも「はい」と答えた場合、長期障害者とカウントされる）
- 変更後：a「あなたには1年以上継続すると思われる健康上の問題あるいは障害がありますか？」
（上記の問いに「はい」と答えた場合、次のb₁及びb₂, b₃に回答）
b₁「この（これらの）健康上の問題や障害は正常な日常生活のための能力を継続的に制限していますか？」
（この問いに「はい」と答えるか障害の内容について「他に該当しない進行性の病気を持っている」と答えた場合、DDAに該当する障害者とカウントされる）
b₂「その健康上の問題はあなたが持っている収入を得る仕事の種類に影響を与えますか？」
b₃「その健康上の問題はあなたが持っている収入を得る仕事の量に影響を与えますか？」
（この問いのいずれかに「はい」と答えた場合、労働制約的な障害を持つとみなされる）
- (2) 「仕事を制限する健康上の問題や障害を有する」者「障害者として行政上の認定を受けている」者はいずれも「6ヶ月以上に及び健康上の問題や障害を有する」者に該当する。しかし、「障害者として行政上の認定を受けている」者すべてが「仕事を制限する健康上の問題や障害を有する」者ではない。
- (3) 保健省の説明（<http://www.sante.gouv.fr/drees/serieetudes/serieetud16.htm>）による。
- (4) 表11の算出方法は次のとおり。

原資料 European commission(2007)には24～64歳について、最終学歴別人口構成比が障害による労働面の制約ごとに得られ、就業者率、失業率が障害による労働面の制約（3区分）×最終学歴（3区分）の9区分で表示されている。そこで

就業者率と失業率から労働力率を就業者率 / (1 - (失業率/100))によって各区分ごとに求める
区分別人口による加重平均で労働力率、就業者率を障害による制約別の3区分に合成する。

(労働力率 就業者率) / 労働力率を百倍して分障害が与える制約別の失業率を得る。

なお、表にも注記したとおり、一部の学歴区分に数値(特に失業率)が掲載されていないので、そのような国・障害が与える制約程度区分(数字に*を付してその旨表示)においてはすべての加重平均の際その学歴区分を除外して求めた。

【 文献 】

障害者職業総合センター：障害者労働市場の研究(2) (調査研究報告書 No. 12) (1995)

障害者職業総合センター：欧米諸国における障害者の就業状態と雇用支援サービス (調査研究報告書 No.28) (1998)

障害者職業総合センター：EU 諸国における障害者差別禁止法制の展開と障害者雇用施策の動向 (調査研究報告書 81) (2007.3)

C. Cousins・J.Jenkins・R. Laux：Disability data from the LFS: comparing 1997-8 with the past, Office for National Statistics, UK : Labour Market Trends Vol.106-6 pp.321-335(1998)

European Commission：Men and women with disabilities in the EU: statistical analysis of the LFS ad hoc module and the EU-SILC (2007)

Ministère de l'Emploi, de la Cohésion sociale et du Logement(DARES), FR : Tableau de bord sur l'emploi et le chômage des personnes handicapée (2006)

第 部

資 料

1 障害者権利条約本文（英文、和文）

本条約はアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語、フランス語が等しく正文とされている。本資料では本項で「障害者の権利に関する条約」本文を英文と、日本語については外務省の仮訳により、次項で選択議定書を英文により掲載する。

(1) 英文

Convention on the Rights of Persons with Disabilities

Preamble

The States Parties to the present Convention,

(a) *Recalling* the principles proclaimed in the Charter of the United Nations which recognize the inherent dignity and worth and the equal and inalienable rights of all members of the human family as the foundation of freedom, justice and peace in the world,

(b) *Recognizing* that the United Nations, in the Universal Declaration of Human Rights and in the International Covenants on Human Rights, has proclaimed and agreed that everyone is entitled to all the rights and freedoms set forth therein, without distinction of any kind,

(c) *Reaffirming* the universality, indivisibility, interdependence and interrelatedness of all human rights and fundamental freedoms and the need for persons with disabilities to be guaranteed their full enjoyment without discrimination,

(d) *Recalling* the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights, the International Covenant on Civil and Political Rights, the International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination, the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women, the Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment, the Convention on the Rights of the Child, and the International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families,

(e) *Recognizing* that disability is an evolving concept and that disability results from the interaction between persons with impairments and attitudinal and environmental barriers that hinders their full and effective participation in society on an equal basis with others,

(f) *Recognizing* the importance of the principles and policy guidelines contained in the World Programme of Action concerning Disabled Persons and in the Standard Rules on the Equalization of Opportunities for Persons with Disabilities in influencing the promotion, formulation and evaluation of the policies, plans, programmes and actions at the national, regional and international levels to further equalize opportunities for persons with disabilities,

(g) *Emphasizing* the importance of mainstreaming disability issues as an integral part of relevant strategies of sustainable development,

(h) *Recognizing also* that discrimination against any person on the basis of disability is a violation of the inherent dignity and worth of the human person,

(i) *Recognizing further* the diversity of persons with disabilities,

(j) *Recognizing* the need to promote and protect the human rights of all persons with disabilities, including those who require more intensive support,

(k) *Concerned* that, despite these various instruments and undertakings, persons with disabilities continue to face barriers in their participation as equal members of society and violations of their human rights in all parts of the world,

(l) *Recognizing* the importance of international cooperation for improving the living conditions of persons with disabilities in every country, particularly in developing countries,

(m) *Recognizing* the valued existing and potential contributions made by persons with disabilities to the overall well-being and diversity of their communities, and that the promotion of the full enjoyment by persons with disabilities of their human rights and fundamental freedoms and of full participation by persons with disabilities will result in their enhanced sense of belonging and in significant advances in the human, social and economic development of society and the eradication of poverty,

(n) *Recognizing* the importance for persons with disabilities of their individual autonomy and independence, including the freedom to make their own choices,

(o) *Considering* that persons with disabilities should have the opportunity to be actively involved in decision-making processes about policies and programmes, including those directly concerning them,

(p) *Concerned* about the difficult conditions faced by persons with disabilities who are subject to multiple or aggravated forms of discrimination on the basis of race, colour, sex, language, religion, political or other opinion, national, ethnic, indigenous or social origin, property, birth, age or other status,

(q) *Recognizing* that women and girls with disabilities are often at greater risk, both within and outside the home of violence, injury or abuse, neglect or negligent treatment, maltreatment or exploitation,

(r) *Recognizing* that children with disabilities should have full enjoyment of all human rights and fundamental freedoms on an equal basis with other children, and recalling obligations to that end undertaken by States Parties to the Convention on the Rights of the Child,

(s) *Emphasizing* the need to incorporate a gender perspective in all efforts to promote the full enjoyment of human rights and fundamental freedoms by persons with disabilities,

(t) *Highlighting* the fact that the majority of persons with disabilities live in conditions of poverty, and in this regard recognizing the critical need to address the negative impact of poverty on persons with disabilities,

(u) *Bearing in mind* that conditions of peace and security based on full respect for the purposes and principles contained in the Charter of the United Nations and observance of applicable human rights instruments are indispensable for the full protection of persons with disabilities, in particular during armed conflicts and foreign occupation,

(v) *Recognizing* the importance of accessibility to the physical, social, economic and cultural environment, to health and education and to information and communication, in enabling persons with disabilities to fully enjoy all human rights and fundamental freedoms,

(w) *Realizing* that the individual, having duties to other individuals and to the community to which he or she belongs, is under a responsibility to strive for the promotion and observance of the rights recognized in the International Bill of Human Rights,

(x) *Convinced* that the family is the natural and fundamental group unit of society and is entitled to protection by society and the State, and that persons with disabilities and their family members should receive the necessary protection and assistance to enable families to contribute towards the full and equal enjoyment of the rights of persons with disabilities,

(y) *Convinced* that a comprehensive and integral international convention to promote and protect the rights and dignity of persons with disabilities will make a significant contribution to redressing the profound social disadvantage of persons with disabilities and promote their participation in the civil, political, economic, social and cultural spheres with equal opportunities, in both developing and developed countries,

Have agreed as follows:

Article 1 Purpose

The purpose of the present Convention is to promote, protect and ensure the full and equal enjoyment of all human rights and fundamental freedoms by all persons with disabilities, and to promote respect for their inherent dignity.

Persons with disabilities include those who have long-term physical, mental, intellectual or sensory impairments which in interaction with various barriers may hinder their full and effective participation in society on an equal basis with others.

Article 2 Definitions

For the purposes of the present Convention:

“Communication” includes languages, display of text, Braille, tactile communication, large print, accessible multimedia as well as written, audio, plain-language, human-reader and augmentative and alternative modes, means and formats of communication, including accessible information and communication technology;

“Language” includes spoken and signed languages and other forms of non-spoken languages;

“Discrimination on the basis of disability” means any distinction, exclusion or restriction on the basis of disability which has the purpose or effect of impairing or nullifying the recognition, enjoyment or exercise, on an equal basis with others, of all human rights and fundamental freedoms in the political, economic, social, cultural, civil or any other field. It includes all forms of discrimination, including denial of reasonable accommodation;

“Reasonable accommodation” means necessary and appropriate modification and adjustments not imposing a disproportionate or undue burden, where needed in a particular case, to ensure to persons with disabilities the enjoyment or exercise on an equal basis with others of all human rights and fundamental freedoms;

“Universal design” means the design of products, environments, programmes and services to be usable by all people, to the greatest extent possible, without the need for adaptation or specialized design. “Universal design” shall not exclude assistive devices for particular groups of persons with disabilities where this is needed.

Article 3 General principles

The principles of the present Convention shall be:

- (a) Respect for inherent dignity, individual autonomy including the freedom to make one’s own choices, and independence of persons;
- (b) Non-discrimination;
- (c) Full and effective participation and inclusion in society;
- (d) Respect for difference and acceptance of persons with disabilities as part of human diversity and humanity;
- (e) Equality of opportunity;
- (f) Accessibility;
- (g) Equality between men and women;
- (h) Respect for the evolving capacities of children with disabilities and respect for the right of children with disabilities to preserve their identities.

Article 4 General obligations

1. States Parties undertake to ensure and promote the full realization of all human rights and fundamental freedoms for all persons with disabilities without discrimination of any kind on the basis of disability. To this end, States Parties undertake:

(a) To adopt all appropriate legislative, administrative and other measures for the implementation of the rights recognized in the present Convention;

(b) To take all appropriate measures, including legislation, to modify or abolish existing laws, regulations, customs and practices that constitute discrimination against persons with disabilities;

(c) To take into account the protection and promotion of the human rights of persons with disabilities in all policies and programmes;

(d) To refrain from engaging in any act or practice that is inconsistent with the present Convention and to ensure that public authorities and institutions act in conformity with the present Convention;

(e) To take all appropriate measures to eliminate discrimination on the basis of disability by any person, organization or private enterprise;

(f) To undertake or promote research and development of universally designed goods, services, equipment and facilities, as defined in article 2 of the present Convention, which should require the minimum possible adaptation and the least cost to meet the specific needs of a person with disabilities, to promote their availability and use, and to promote universal design in the development of standards and guidelines;

(g) To undertake or promote research and development of, and to promote the availability and use of new technologies, including information and communications technologies, mobility aids, devices and assistive technologies, suitable for persons with disabilities, giving priority to technologies at an affordable cost;

(h) To provide accessible information to persons with disabilities about mobility aids, devices and assistive technologies, including new technologies, as well as other forms of assistance, support services and facilities;

(i) To promote the training of professionals and staff working with persons with disabilities in the rights recognized in this Convention so as to better provide the assistance and services guaranteed by those rights.

2. With regard to economic, social and cultural rights, each State Party undertakes to take measures to the maximum of its available resources and, where needed, within the framework of international cooperation, with a view to achieving progressively the full realization of these rights, without prejudice to those obligations contained in the present Convention that are immediately applicable according to international law.

3. In the development and implementation of legislation and policies to implement the present Convention, and in other decision-making processes concerning issues relating to persons with disabilities, States Parties shall closely consult with and actively involve persons with disabilities, including children with disabilities, through their representative organizations.

4. Nothing in the present Convention shall affect any provisions which are more conducive to the realization of the rights of persons with disabilities and which may be contained in the law of a State Party or international law in force for that State. There shall be no restriction upon or derogation from any of the human rights and fundamental freedoms recognized or existing in any State Party to the present Convention pursuant to law, conventions, regulation or custom on the pretext that the present Convention does not recognize such rights or freedoms or that it recognizes them to a lesser extent.

5. The provisions of the present Convention shall extend to all parts of federal states without any limitations or exceptions.

Article 5 Equality and non-discrimination

1. States Parties recognize that all persons are equal before and under the law and are entitled without any discrimination to the equal protection and equal benefit of the law.
2. States Parties shall prohibit all discrimination on the basis of disability and guarantee to persons with disabilities equal and effective legal protection against discrimination on all grounds.
3. In order to promote equality and eliminate discrimination, States Parties shall take all appropriate steps to ensure that reasonable accommodation is provided.
4. Specific measures which are necessary to accelerate or achieve de facto equality of persons with disabilities shall not be considered discrimination under the terms of the present Convention.

Article 6 Women with disabilities

1. States Parties recognize that women and girls with disabilities are subject to multiple discrimination, and in this regard shall take measures to ensure the full and equal enjoyment by them of all human rights and fundamental freedoms.
2. States Parties shall take all appropriate measures to ensure the full development, advancement and empowerment of women, for the purpose of guaranteeing them the exercise and enjoyment of the human rights and fundamental freedoms set out in the present Convention.

Article 7 Children with disabilities

1. States Parties shall take all necessary measures to ensure the full enjoyment by children with disabilities of all human rights and fundamental freedoms on an equal basis with other children.
2. In all actions concerning children with disabilities, the best interests of the child shall be a primary consideration.
3. States Parties shall ensure that children with disabilities have the right to express their views freely on all matters affecting them, their views being given due weight in accordance with their age and maturity, on an equal basis with other children, and to be provided with disability and age-appropriate assistance to realize that right.

Article 8 Awareness-raising

1. States Parties undertake to adopt immediate, effective and appropriate measures:
 - (a) To raise awareness throughout society, including at the family level, regarding persons with disabilities, and to foster respect for the rights and dignity of persons with disabilities;
 - (b) To combat stereotypes, prejudices and harmful practices relating to persons with disabilities, including those based on sex and age, in all areas of life;
 - (c) To promote awareness of the capabilities and contributions of persons with disabilities.
2. Measures to this end include:
 - (a) Initiating and maintaining effective public awareness campaigns designed:
 - (i) To nurture receptiveness to the rights of persons with disabilities;
 - (ii) To promote positive perceptions and greater social awareness towards persons with disabilities;
 - (iii) To promote recognition of the skills, merits and abilities of persons with disabilities, and of their contributions to the workplace and the labour market;
 - (b) Fostering at all levels of the education system, including in all children from an early age, an attitude of respect for the rights of persons with disabilities;

(c) Encouraging all organs of the media to portray persons with disabilities in a manner consistent with the purpose of the present Convention;

(d) Promoting awareness-training programmes regarding persons with disabilities and the rights of persons with disabilities.

Article 9 Accessibility

1. To enable persons with disabilities to live independently and participate fully in all aspects of life, States Parties shall take appropriate measures to ensure to persons with disabilities access, on an equal basis with others, to the physical environment, to transportation, to information and communications, including information and communications technologies and systems, and to other facilities and services open or provided to the public, both in urban and in rural areas. These measures, which shall include the identification and elimination of obstacles and barriers to accessibility, shall apply to, inter alia:

(a) Buildings, roads, transportation and other indoor and outdoor facilities, including schools, housing, medical facilities and workplaces;

(b) Information, communications and other services, including electronic services and emergency services.

2. States Parties shall also take appropriate measures to:

(a) Develop, promulgate and monitor the implementation of minimum standards and guidelines for the accessibility of facilities and services open or provided to the public;

(b) Ensure that private entities that offer facilities and services which are open or provided to the public take into account all aspects of accessibility for persons with disabilities;

(c) Provide training for stakeholders on accessibility issues facing persons with disabilities;

(d) Provide in buildings and other facilities open to the public signage in Braille and in easy to read and understand forms;

(e) Provide forms of live assistance and intermediaries, including guides, readers and professional sign language interpreters, to facilitate accessibility to buildings and other facilities open to the public;

(f) Promote other appropriate forms of assistance and support to persons with disabilities to ensure their access to information;

(g) Promote access for persons with disabilities to new information and communications technologies and systems, including the Internet;

(h) Promote the design, development, production and distribution of accessible information and communications technologies and systems at an early stage, so that these technologies and systems become accessible at minimum cost.

Article 10 Right to life

States Parties reaffirm that every human being has the inherent right to life and shall take all necessary measures to ensure its effective enjoyment by persons with disabilities on an equal basis with others.

Article 11 Situations of risk and humanitarian emergencies

States Parties shall take, in accordance with their obligations under international law, including international humanitarian law and international human rights law, all necessary measures to ensure the protection and safety of persons with disabilities in situations of risk, including situations of armed conflict, humanitarian emergencies and the occurrence of natural disasters.

Article 12 Equal recognition before the law

1. States Parties reaffirm that persons with disabilities have the right to recognition everywhere as persons before the law.
2. States Parties shall recognize that persons with disabilities enjoy legal capacity on an equal basis with others in all aspects of life.
3. States Parties shall take appropriate measures to provide access by persons with disabilities to the support they may require in exercising their legal capacity.
4. States Parties shall ensure that all measures that relate to the exercise of legal capacity provide for appropriate and effective safeguards to prevent abuse in accordance with international human rights law. Such safeguards shall ensure that measures relating to the exercise of legal capacity respect the rights, will and preferences of the person, are free of conflict of interest and undue influence, are proportional and tailored to the person's circumstances, apply for the shortest time possible and are subject to regular review by a competent, independent and impartial authority or judicial body. The safeguards shall be proportional to the degree to which such measures affect the person's rights and interests.
5. Subject to the provisions of this article, States Parties shall take all appropriate and effective measures to ensure the equal right of persons with disabilities to own or inherit property, to control their own financial affairs and to have equal access to bank loans, mortgages and other forms of financial credit, and shall ensure that persons with disabilities are not arbitrarily deprived of their property.

Article 13 Access to justice

1. States Parties shall ensure effective access to justice for persons with disabilities on an equal basis with others, including through the provision of procedural and age-appropriate accommodations, in order to facilitate their effective role as direct and indirect participants, including as witnesses, in all legal proceedings, including at investigative and other preliminary stages.
2. In order to help to ensure effective access to justice for persons with disabilities, States Parties shall promote appropriate training for those working in the field of administration of justice, including police and prison staff.

Article 14 Liberty and security of the person

1. States Parties shall ensure that persons with disabilities, on an equal basis with others:
 - (a) Enjoy the right to liberty and security of person;
 - (b) Are not deprived of their liberty unlawfully or arbitrarily, and that any deprivation of liberty is in conformity with the law, and that the existence of a disability shall in no case justify a deprivation of liberty.
2. States Parties shall ensure that if persons with disabilities are deprived of their liberty through any process, they are, on an equal basis with others, entitled to guarantees in accordance with international human rights law and shall be treated in compliance with the objectives and principles of this Convention, including by provision of reasonable accommodation.

Article 15 Freedom from torture or cruel, inhuman or degrading treatment or punishment

1. No one shall be subjected to torture or to cruel, inhuman or degrading treatment or punishment. In particular, no one shall be subjected without his or her free consent to medical or scientific experimentation.
2. States Parties shall take all effective legislative, administrative, judicial or other measures to prevent persons with disabilities, on an equal basis with others, from being subjected to torture or cruel, inhuman or degrading treatment or punishment.

Article 16 Freedom from exploitation, violence and abuse

1. States Parties shall take all appropriate legislative, administrative, social, educational and other measures to protect persons with disabilities, both within and outside the home, from all forms of exploitation, violence and abuse, including their gender-based aspects.
2. States Parties shall also take all appropriate measures to prevent all forms of exploitation, violence and abuse by ensuring, inter alia, appropriate forms of gender- and age-sensitive assistance and support for persons with disabilities and their families and caregivers, including through the provision of information and education on how to avoid, recognize and report instances of exploitation, violence and abuse. States Parties shall ensure that protection services are age-, gender- and disability-sensitive.
3. In order to prevent the occurrence of all forms of exploitation, violence and abuse, States Parties shall ensure that all facilities and programmes designed to serve persons with disabilities are effectively monitored by independent authorities.
4. States Parties shall take all appropriate measures to promote the physical, cognitive and psychological recovery, rehabilitation and social reintegration of persons with disabilities who become victims of any form of exploitation, violence or abuse, including through the provision of protection services. Such recovery and reintegration shall take place in an environment that fosters the health, welfare, self-respect, dignity and autonomy of the person and takes into account gender- and age-specific needs.
5. States Parties shall put in place effective legislation and policies, including women- and child-focused legislation and policies, to ensure that instances of exploitation, violence and abuse against persons with disabilities are identified, investigated and, where appropriate, prosecuted.

Article 17 Protecting the integrity of the person

Every person with disabilities has a right to respect for his or her physical and mental integrity on an equal basis with others.

Article 18 Liberty of movement and nationality

1. States Parties shall recognize the rights of persons with disabilities to liberty of movement, to freedom to choose their residence and to a nationality, on an equal basis with others, including by ensuring that persons with disabilities:
 - (a) Have the right to acquire and change a nationality and are not deprived of their nationality arbitrarily or on the basis of disability;
 - (b) Are not deprived, on the basis of disability, of their ability to obtain, possess and utilize documentation of their nationality or other documentation of identification, or to utilize relevant processes such as immigration proceedings, that may be needed to facilitate exercise of the right to liberty of movement;
 - (c) Are free to leave any country, including their own;
 - (d) Are not deprived, arbitrarily or on the basis of disability, of the right to enter their own country.
2. Children with disabilities shall be registered immediately after birth and shall have the right from birth to a name, the right to acquire a nationality and, as far as possible, the right to know and be cared for by their parents.

Article 19 Living independently and being included in the community

States Parties to this Convention recognize the equal right of all persons with disabilities to live in the community, with choices equal to others, and shall take effective and appropriate measures to facilitate full enjoyment by persons with disabilities of this right and their full inclusion and participation in the community, including by ensuring that:

- (a) Persons with disabilities have the opportunity to choose their place of residence and where and with whom they live on an equal basis with others and are not obliged to live in a particular living arrangement;
- (b) Persons with disabilities have access to a range of in-home, residential and other community support services, including personal assistance necessary to support living and inclusion in the community, and to prevent isolation or segregation from the community;
- (c) Community services and facilities for the general population are available on an equal basis to persons with disabilities and are responsive to their needs.

Article 20 Personal mobility

States Parties shall take effective measures to ensure personal mobility with the greatest possible independence for persons with disabilities, including by:

- (a) Facilitating the personal mobility of persons with disabilities in the manner and at the time of their choice, and at affordable cost;
- (b) Facilitating access by persons with disabilities to quality mobility aids, devices, assistive technologies and forms of live assistance and intermediaries, including by making them available at affordable cost;
- (c) Providing training in mobility skills to persons with disabilities and to specialist staff working with persons with disabilities;
- (d) Encouraging entities that produce mobility aids, devices and assistive technologies to take into account all aspects of mobility for persons with disabilities.

Article 21 Freedom of expression and opinion, and access to information

States Parties shall take all appropriate measures to ensure that persons with disabilities can exercise the right to freedom of expression and opinion, including the freedom to seek, receive and impart information and ideas on an equal basis with others and through all forms of communication of their choice, as defined in article 2 of the present Convention, including by:

- (a) Providing information intended for the general public to persons with disabilities in accessible formats and technologies appropriate to different kinds of disabilities in a timely manner and without additional cost;
- (b) Accepting and facilitating the use of sign languages, Braille, augmentative and alternative communication, and all other accessible means, modes and formats of communication of their choice by persons with disabilities in official interactions;
- (c) Urging private entities that provide services to the general public, including through the Internet, to provide information and services in accessible and usable formats for persons with disabilities;
- (d) Encouraging the mass media, including providers of information through the Internet, to make their services accessible to persons with disabilities;
- (e) Recognizing and promoting the use of sign languages.

Article 22 Respect for privacy

1. No person with disabilities, regardless of place of residence or living arrangements, shall be subjected to arbitrary or unlawful interference with his or her privacy, family, home or correspondence or other types of communication or to unlawful attacks on his or her honour and reputation. Persons with disabilities have the right to the protection of the law against such interference or attacks.

2. States Parties shall protect the privacy of personal, health and rehabilitation information of persons with disabilities on an equal basis with others.

Article 23 Respect for home and the family

1. States Parties shall take effective and appropriate measures to eliminate discrimination against persons with disabilities in all matters relating to marriage, family, parenthood and relationships, on an equal basis with others, so as to ensure that:

(a) The right of all persons with disabilities who are of marriageable age to marry and to found a family on the basis of free and full consent of the intending spouses is recognized;

(b) The rights of persons with disabilities to decide freely and responsibly on the number and spacing of their children and to have access to age-appropriate information, reproductive and family planning education are recognized, and the means necessary to enable them to exercise these rights are provided;

(c) Persons with disabilities, including children, retain their fertility on an equal basis with others.

2. States Parties shall ensure the rights and responsibilities of persons with disabilities, with regard to guardianship, wardship, trusteeship, adoption of children or similar institutions, where these concepts exist in national legislation; in all cases the best interests of the child shall be paramount. States Parties shall render appropriate assistance to persons with disabilities in the performance of their child-rearing responsibilities.

3. States Parties shall ensure that children with disabilities have equal rights with respect to family life. With a view to realizing these rights, and to prevent concealment, abandonment, neglect and segregation of children with disabilities, States Parties shall undertake to provide early and comprehensive information, services and support to children with disabilities and their families.

4. States Parties shall ensure that a child shall not be separated from his or her parents against their will, except when competent authorities subject to judicial review determine, in accordance with applicable law and procedures, that such separation is necessary for the best interests of the child. In no case shall a child be separated from parents on the basis of a disability of either the child or one or both of the parents.

5. States Parties shall, where the immediate family is unable to care for a child with disabilities, undertake every effort to provide alternative care within the wider family, and failing that, within the community in a family setting.

Article 24 Education

1. States Parties recognize the right of persons with disabilities to education. With a view to realizing this right without discrimination and on the basis of equal opportunity, States Parties shall ensure an inclusive education system at all levels and life long learning directed to:

(a) The full development of human potential and sense of dignity and self-worth, and the strengthening of respect for human rights, fundamental freedoms and human diversity;

(b) The development by persons with disabilities of their personality, talents and creativity, as well as their mental and physical abilities, to their fullest potential;

(c) Enabling persons with disabilities to participate effectively in a free society.

2. In realizing this right, States Parties shall ensure that:

(a) Persons with disabilities are not excluded from the general education system on the basis of disability, and that children with disabilities are not excluded from free and compulsory primary education, or from secondary education, on the basis of disability;

(b) Persons with disabilities can access an inclusive, quality and free primary education and secondary education on an equal basis with others in the communities in which they live;

(c) Reasonable accommodation of the individual's requirements is provided;

(d) Persons with disabilities receive the support required, within the general education system, to facilitate their effective education;

(e) Effective individualized support measures are provided in environments that maximize academic and social development, consistent with the goal of full inclusion.

3. States Parties shall enable persons with disabilities to learn life and social development skills to facilitate their full and equal participation in education and as members of the community. To this end, States Parties shall take appropriate measures, including:

(a) Facilitating the learning of Braille, alternative script, augmentative and alternative modes, means and formats of communication and orientation and mobility skills, and facilitating peer support and mentoring;

(b) Facilitating the learning of sign language and the promotion of the linguistic identity of the deaf community;

(c) Ensuring that the education of persons, and in particular children, who are blind, deaf or deafblind, is delivered in the most appropriate languages and modes and means of communication for the individual, and in environments which maximize academic and social development.

4. In order to help ensure the realization of this right, States Parties shall take appropriate measures to employ teachers, including teachers with disabilities, who are qualified in sign language and/or Braille, and to train professionals and staff who work at all levels of education. Such training shall incorporate disability awareness and the use of appropriate augmentative and alternative modes, means and formats of communication, educational techniques and materials to support persons with disabilities.

5. States Parties shall ensure that persons with disabilities are able to access general tertiary education, vocational training, adult education and lifelong learning without discrimination and on an equal basis with others. To this end, States Parties shall ensure that reasonable accommodation is provided to persons with disabilities.

Article 25 Health

States Parties recognize that persons with disabilities have the right to the enjoyment of the highest attainable standard of health without discrimination on the basis of disability. States Parties shall take all appropriate measures to ensure access for persons with disabilities to health services that are gender-sensitive, including health-related rehabilitation. In particular, States Parties shall:

(a) Provide persons with disabilities with the same range, quality and standard of free or affordable health care and programmes as provided to other persons, including in the area of sexual and reproductive health and population-based public health programmes;

(b) Provide those health services needed by persons with disabilities specifically because of their disabilities, including early identification and intervention as appropriate, and services designed to minimize and prevent further disabilities, including among children and older persons;

(c) Provide these health services as close as possible to people's own communities, including in rural areas;

(d) Require health professionals to provide care of the same quality to persons with disabilities as to others, including on the basis of free and informed consent by, inter alia, raising awareness of the human rights, dignity, autonomy and needs of persons with disabilities through training and the promulgation of ethical standards for public and private health care;

(e) Prohibit discrimination against persons with disabilities in the provision of health insurance, and life insurance where such insurance is permitted by national law, which shall be provided in a fair and reasonable manner;

(f) Prevent discriminatory denial of health care or health services or food and fluids on the basis of disability.

Article 26 Habilitation and rehabilitation

1. States Parties shall take effective and appropriate measures, including through peer support, to enable persons with disabilities to attain and maintain maximum independence, full physical, mental, social and vocational ability, and full inclusion and participation in all aspects of life. To that end, States Parties shall organize, strengthen and extend comprehensive habilitation and rehabilitation services and programmes, particularly in the areas of health, employment, education and social services, in such a way that these services and programmes:

(a) Begin at the earliest possible stage, and are based on the multidisciplinary assessment of individual needs and strengths;

(b) Support participation and inclusion in the community and all aspects of society, are voluntary, and are available to persons with disabilities as close as possible to their own communities, including in rural areas.

2. States Parties shall promote the development of initial and continuing training for professionals and staff working in habilitation and rehabilitation services.

3. States Parties shall promote the availability, knowledge and use of assistive devices and technologies, designed for persons with disabilities, as they relate to habilitation and rehabilitation.

Article 27 Work and employment

1. States Parties recognize the right of persons with disabilities to work, on an equal basis with others; this includes the right to the opportunity to gain a living by work freely chosen or accepted in a labour market and work environment that is open, inclusive and accessible to persons with disabilities. States Parties shall safeguard and promote the realization of the right to work, including for those who acquire a disability during the course of employment, by taking appropriate steps, including through legislation, to, inter alia:

(a) Prohibit discrimination on the basis of disability with regard to all matters concerning all forms of employment, including conditions of recruitment, hiring and employment, continuance of employment, career advancement and safe and healthy working conditions;

(b) Protect the rights of persons with disabilities, on an equal basis with others, to just and favourable conditions of work, including equal opportunities and equal remuneration for work of equal value, safe and healthy working conditions, including protection from harassment, and the redress of grievances;

(c) Ensure that persons with disabilities are able to exercise their labour and trade union rights on an equal basis with others;

(d) Enable persons with disabilities to have effective access to general technical and vocational guidance programmes, placement services and vocational and continuing training;

(e) Promote employment opportunities and career advancement for persons with disabilities in the labour market, as well as assistance in finding, obtaining, maintaining and returning to employment;

(f) Promote opportunities for self-employment, entrepreneurship, the development of cooperatives and starting one's own business;

(g) Employ persons with disabilities in the public sector;

(h) Promote the employment of persons with disabilities in the private sector through appropriate policies and measures, which may include affirmative action programmes, incentives and other measures;

(i) Ensure that reasonable accommodation is provided to persons with disabilities in the workplace;

(j) Promote the acquisition by persons with disabilities of work experience in the open labour market;

(k) Promote vocational and professional rehabilitation, job retention and return-to-work programmes for persons with disabilities.

2. States Parties shall ensure that persons with disabilities are not held in slavery or in servitude, and are protected, on an equal basis with others, from forced or compulsory labour.

Article 28 Adequate standard of living and social protection

1. States Parties recognize the right of persons with disabilities to an adequate standard of living for themselves and their families, including adequate food, clothing and housing, and to the continuous improvement of living conditions, and shall take appropriate steps to safeguard and promote the realization of this right without discrimination on the basis of disability.

2. States Parties recognize the right of persons with disabilities to social protection and to the enjoyment of that right without discrimination on the basis of disability, and shall take appropriate steps to safeguard and promote the realization of this right, including measures:

- (a) To ensure equal access by persons with disabilities to clean water services, and to ensure access to appropriate and affordable services, devices and other assistance for disability-related needs;
- (b) To ensure access by persons with disabilities, in particular women and girls with disabilities and older persons with disabilities, to social protection programmes and poverty reduction programmes;
- (c) To ensure access by persons with disabilities and their families living in situations of poverty to assistance from the State with disability-related expenses, including adequate training, counselling, financial assistance and respite care;
- (d) To ensure access by persons with disabilities to public housing programmes;
- (e) To ensure equal access by persons with disabilities to retirement benefits and programmes.

Article 29 Participation in political and public life

States Parties shall guarantee to persons with disabilities political rights and the opportunity to enjoy them on an equal basis with others, and shall undertake to:

- (a) Ensure that persons with disabilities can effectively and fully participate in political and public life on an equal basis with others, directly or through freely chosen representatives, including the right and opportunity for persons with disabilities to vote and be elected, inter alia, by:
 - (i) Ensuring that voting procedures, facilities and materials are appropriate, accessible and easy to understand and use;
 - (ii) Protecting the right of persons with disabilities to vote by secret ballot in elections and public referendums without intimidation, and to stand for elections, to effectively hold office and perform all public functions at all levels of government, facilitating the use of assistive and new technologies where appropriate;
 - (iii) Guaranteeing the free expression of the will of persons with disabilities as electors and to this end, where necessary, at their request, allowing assistance in voting by a person of their own choice;
- (b) Promote actively an environment in which persons with disabilities can effectively and fully participate in the conduct of public affairs, without discrimination and on an equal basis with others, and encourage their participation in public affairs, including:
 - (i) Participation in non-governmental organizations and associations concerned with the public and political life of the country, and in the activities and administration of political parties;
 - (ii) Forming and joining organizations of persons with disabilities to represent persons with disabilities at international, national, regional and local levels.

Article 30 Participation in cultural life, recreation, leisure and sport

1. States Parties recognize the right of persons with disabilities to take part on an equal basis with others in cultural life, and shall take all appropriate measures to ensure that persons with disabilities:

- (a) Enjoy access to cultural materials in accessible formats;
- (b) Enjoy access to television programmes, films, theatre and other cultural activities, in accessible formats;
- (c) Enjoy access to places for cultural performances or services, such as theatres, museums, cinemas, libraries and tourism services, and, as far as possible, enjoy access to monuments and sites of national cultural importance.

2. States Parties shall take appropriate measures to enable persons with disabilities to have the opportunity to develop and utilize their creative, artistic and intellectual potential, not only for their own benefit, but also for the enrichment of society.

3. States Parties shall take all appropriate steps, in accordance with international law, to ensure that laws protecting intellectual property rights do not constitute an unreasonable or discriminatory barrier to access by persons with disabilities to cultural materials.

4. Persons with disabilities shall be entitled, on an equal basis with others, to recognition and support of their specific cultural and linguistic identity, including sign languages and deaf culture.

5. With a view to enabling persons with disabilities to participate on an equal basis with others in recreational, leisure and sporting activities, States Parties shall take appropriate measures:

- (a) To encourage and promote the participation, to the fullest extent possible, of persons with disabilities in mainstream sporting activities at all levels;
- (b) To ensure that persons with disabilities have an opportunity to organize, develop and participate in disability-specific sporting and recreational activities and, to this end, encourage the provision, on an equal basis with others, of appropriate instruction, training and resources;
- (c) To ensure that persons with disabilities have access to sporting, recreational and tourism venues;
- (d) To ensure that children with disabilities have equal access with other children to participation in play, recreation and leisure and sporting activities, including those activities in the school system;
- (e) To ensure that persons with disabilities have access to services from those involved in the organization of recreational, tourism, leisure and sporting activities.

Article 31 Statistics and data collection

1. States Parties undertake to collect appropriate information, including statistical and research data, to enable them to formulate and implement policies to give effect to the present Convention. The process of collecting and maintaining this information shall:

- (a) Comply with legally established safeguards, including legislation on data protection, to ensure confidentiality and respect for the privacy of persons with disabilities;
- (b) Comply with internationally accepted norms to protect human rights and fundamental freedoms and ethical principles in the collection and use of statistics.

2. The information collected in accordance with this article shall be disaggregated, as appropriate, and used to help assess the implementation of States Parties' obligations under the present Convention and to identify and address the barriers faced by persons with disabilities in exercising their rights.

3. States Parties shall assume responsibility for the dissemination of these statistics and ensure their accessibility to persons with disabilities and others.

Article 32 International cooperation

1. States Parties recognize the importance of international cooperation and its promotion, in support of national efforts for the realization of the purpose and objectives of the present Convention, and will undertake appropriate and effective measures in this regard, between and among States and, as appropriate, in partnership with relevant international and regional organizations and civil society, in particular organizations of persons with disabilities. Such measures could include, inter alia:

(a) Ensuring that international cooperation, including international development programmes, is inclusive of and accessible to persons with disabilities;

(b) Facilitating and supporting capacity-building, including through the exchange and sharing of information, experiences, training programmes and best practices;

(c) Facilitating cooperation in research and access to scientific and technical knowledge;

(d) Providing, as appropriate, technical and economic assistance, including by facilitating access to and sharing of accessible and assistive technologies, and through the transfer of technologies.

2. The provisions of this article are without prejudice to the obligations of each State Party to fulfil its obligations under the present Convention.

Article 33 National implementation and monitoring

1. States Parties, in accordance with their system of organization, shall designate one or more focal points within government for matters relating to the implementation of the present Convention, and shall give due consideration to the establishment or designation of a coordination mechanism within government to facilitate related action in different sectors and at different levels.

2. States Parties shall, in accordance with their legal and administrative systems, maintain, strengthen, designate or establish within the State Party, a framework, including one or more independent mechanisms, as appropriate, to promote, protect and monitor implementation of the present Convention. When designating or establishing such a mechanism, States Parties shall take into account the principles relating to the status and functioning of national institutions for protection and promotion of human rights.

3. Civil society, in particular persons with disabilities and their representative organizations, shall be involved and participate fully in the monitoring process.

Article 34 Committee on the Rights of Persons with Disabilities

1. There shall be established a Committee on the Rights of Persons with Disabilities (hereafter referred to as “the Committee”), which shall carry out the functions hereinafter provided.

2. The Committee shall consist, at the time of entry into force of the present Convention, of twelve experts. After an additional sixty ratifications or accessions to the Convention, the membership of the Committee shall increase by six members, attaining a maximum number of eighteen members.

3. The members of the Committee shall serve in their personal capacity and shall be of high moral standing and recognized competence and experience in the field covered by the present Convention. When nominating their candidates, States Parties are invited to give due consideration to the provision set out in article 4.3 of the present Convention.

4. The members of the Committee shall be elected by States Parties, consideration being given to equitable geographical distribution, representation of the different forms of civilization and of the principal legal systems, balanced gender representation and participation of experts with disabilities.

5. The members of the Committee shall be elected by secret ballot from a list of persons nominated by the States Parties from among their nationals at meetings of the Conference of States Parties. At those meetings, for which two thirds of States Parties shall constitute a quorum, the persons elected to the Committee shall be those who obtain the largest number of votes and an absolute majority of the votes of the representatives of States Parties present and voting.

6. The initial election shall be held no later than six months after the date of entry into force of the present Convention. At least four months before the date of each election, the Secretary-General of the United Nations shall address a letter to the States Parties inviting them to submit the nominations within two months. The Secretary-General shall subsequently prepare a list in alphabetical order of all persons thus nominated, indicating the State Parties which have nominated them, and shall submit it to the States Parties to the present Convention.

7. The members of the Committee shall be elected for a term of four years. They shall be eligible for re-election once. However, the term of six of the members elected at the first election shall expire at the end of two years; immediately after the first election, the names of these six members shall be chosen by lot by the chairperson of the meeting referred to in paragraph 5 of this article.

8. The election of the six additional members of the Committee shall be held on the occasion of regular elections, in accordance with the relevant provisions of this article.

9. If a member of the Committee dies or resigns or declares that for any other cause she or he can no longer perform her or his duties, the State Party which nominated the member shall appoint another expert possessing the qualifications and meeting the requirements set out in the relevant provisions of this article, to serve for the remainder of the term.

10. The Committee shall establish its own rules of procedure.

11. The Secretary-General of the United Nations shall provide the necessary staff and facilities for the effective performance of the functions of the Committee under the present Convention, and shall convene its initial meeting.

12. With the approval of the General Assembly, the members of the Committee established under the present Convention shall receive emoluments from United Nations resources on such terms and conditions as the Assembly may decide, having regard to the importance of the Committee's responsibilities.

13. The members of the Committee shall be entitled to the facilities, privileges and immunities of experts on mission for the United Nations as laid down in the relevant sections of the Convention on the Privileges and Immunities of the United Nations.

Article 35 Reports by States Parties

1. Each State Party shall submit to the Committee, through the Secretary-General of the United Nations, a comprehensive report on measures taken to give effect to its obligations under the present Convention and on the progress made in that regard, within two years after the entry into force of the present Convention for the State Party concerned.

2. Thereafter, States Parties shall submit subsequent reports at least every four years and further whenever the Committee so requests.

3. The Committee shall decide any guidelines applicable to the content of the reports.

4. A State Party which has submitted a comprehensive initial report to the Committee need not, in its subsequent reports, repeat information previously provided. When preparing reports to the Committee, States Parties are invited to consider doing so in an open and transparent process and to give due consideration to the provision set out in article 4.3 of the present Convention.

5. Reports may indicate factors and difficulties affecting the degree of fulfilment of obligations under the present Convention.

Article 36 Consideration of reports

1. Each report shall be considered by the Committee, which shall make such suggestions and general recommendations on the report as it may consider appropriate and shall forward these to the State Party concerned. The State Party may respond with any information it chooses to the Committee. The

Committee may request further information from States Parties relevant to the implementation of the present Convention.

2. If a State Party is significantly overdue in the submission of a report, the Committee may notify the State Party concerned of the need to examine the implementation of the present Convention in that State Party, on the basis of reliable information available to the Committee, if the relevant report is not submitted within three months following the notification. The Committee shall invite the State Party concerned to participate in such examination. Should the State Party respond by submitting the relevant report, the provisions of paragraph 1 of this article will apply.

3. The Secretary-General of the United Nations shall make available the reports to all States Parties.

4. States Parties shall make their reports widely available to the public in their own countries and facilitate access to the suggestions and general recommendations relating to these reports.

5. The Committee shall transmit, as it may consider appropriate, to the specialized agencies, funds and programmes of the United Nations, and other competent bodies, reports from States Parties in order to address a request or indication of a need for technical advice or assistance contained therein, along with the Committee's observations and recommendations, if any, on these requests or indications.

Article 37 Cooperation between States Parties and the Committee

1. Each State Party shall cooperate with the Committee and assist its members in the fulfilment of their mandate.

2. In its relationship with States Parties, the Committee shall give due consideration to ways and means of enhancing national capacities for the implementation of the present Convention, including through international cooperation.

Article 38 Relationship of the Committee with other bodies

In order to foster the effective implementation of the present Convention and to encourage international cooperation in the field covered by the present Convention:

(a) The specialized agencies and other United Nations organs shall be entitled to be represented at the consideration of the implementation of such provisions of the present Convention as fall within the scope of their mandate. The Committee may invite the specialized agencies and other competent bodies as it may consider appropriate to provide expert advice on the implementation of the Convention in areas falling within the scope of their respective mandates. The Committee may invite specialized agencies and other United Nations organs to submit reports on the implementation of the Convention in areas falling within the scope of their activities;

(b) The Committee, as it discharges its mandate, shall consult, as appropriate, other relevant bodies instituted by international human rights treaties, with a view to ensuring the consistency of their respective reporting guidelines, suggestions and general recommendations, and avoiding duplication and overlap in the performance of their functions.

Article 39 Report of the Committee

The Committee shall report every two years to the General Assembly and to the Economic and Social Council on its activities, and may make suggestions and general recommendations based on the examination of reports and information received from the States Parties. Such suggestions and general recommendations shall be included in the report of the Committee together with comments, if any, from States Parties.

Article 40 Conference of States Parties

1. The States Parties shall meet regularly in a Conference of States Parties in order to consider any matter with regard to the implementation of the present Convention.

2. No later than six months after the entry into force of the present Convention, the Conference of the States Parties shall be convened by the Secretary-General of the United Nations. The subsequent meetings shall be convened by the Secretary-General of the United Nations biennially or upon the decision of the Conference of States Parties.

Article 41 Depositary

The Secretary-General of the United Nations shall be the depositary of the present Convention.

Article 42 Signature

The present Convention shall be open for signature by all States and by regional integration organizations at United Nations Headquarters in New York as of 30 March 2007.

Article 43 Consent to be bound

The present Convention shall be subject to ratification by signatory States and to formal confirmation by signatory regional integration organizations. It shall be open for accession by any State or regional integration organization which has not signed the Convention.

Article 44 Regional integration organizations

1. "Regional integration organization" shall mean an organization constituted by sovereign States of a given region, to which its member States have transferred competence in respect of matters governed by this Convention. Such organizations shall declare, in their instruments of formal confirmation or accession, the extent of their competence with respect to matters governed by this Convention. Subsequently, they shall inform the depositary of any substantial modification in the extent of their competence.

2. References to "States Parties" in the present Convention shall apply to such organizations within the limits of their competence.

3. For the purposes of article 45, paragraph 1, and article 47, paragraphs 2 and 3, any instrument deposited by a regional integration organization shall not be counted.

4. Regional integration organizations, in matters within their competence, may exercise their right to vote in the Conference of States Parties, with a number of votes equal to the number of their member States that are Parties to this Convention. Such an organization shall not exercise its right to vote if any of its member States exercises its right, and vice versa.

Article 45 Entry into force

1. The present Convention shall enter into force on the thirtieth day after the deposit of the twentieth instrument of ratification or accession.

2. For each State or regional integration organization ratifying, formally confirming or acceding to the Convention after the deposit of the twentieth such instrument, the Convention shall enter into force on the thirtieth day after the deposit of its own such instrument.

Article 46 Reservations

1. Reservations incompatible with the object and purpose of the present Convention shall not be permitted.

2. Reservations may be withdrawn at any time.

Article 47 Amendments

1. Any State Party may propose an amendment to the present Convention and submit it to the Secretary-General of the United Nations. The Secretary-General shall communicate any proposed amendments to States Parties, with a request to be notified whether they favour a conference of States Parties for the purpose of considering and deciding upon the proposals. In the event that, within four months from the date of such communication, at least one third of the States Parties favour such a conference, the Secretary-General shall convene the conference under the auspices of the United Nations. Any amendment adopted by a majority of two thirds of the States Parties present and voting shall be submitted by the Secretary-General to the General Assembly for approval and thereafter to all States Parties for acceptance.

2. An amendment adopted and approved in accordance with paragraph 1 of this article shall enter into force on the thirtieth day after the number of instruments of acceptance deposited reaches two thirds of the number of States Parties at the date of adoption of the amendment. Thereafter, the amendment shall enter into force for any State Party on the thirtieth day following the deposit of its own instrument of acceptance. An amendment shall be binding only on those States Parties which have accepted it.

3. If so decided by the Conference of States Parties by consensus, an amendment adopted and approved in accordance with paragraph 1 of this article which relates exclusively to articles 34, 38, 39 and 40 shall enter into force for all States Parties on the thirtieth day after the number of instruments of acceptance deposited reaches two thirds of the number of States Parties at the date of adoption of the amendment.

Article 48 Denunciation

A State Party may denounce the present Convention by written notification to the Secretary-General of the United Nations. The denunciation shall become effective one year after the date of receipt of the notification by the Secretary-General.

Article 49 Accessible format

The text of the present Convention shall be made available in accessible formats.

Article 50 Authentic texts

The Arabic, Chinese, English, French, Russian and Spanish texts of the present Convention shall be equally authentic.

In witness thereof the undersigned plenipotentiaries, being duly authorized thereto by their respective Governments, have signed the present Convention.

(2) 和文(外務省仮訳)

障害者の権利に関する条約

前文

この条約の締約国は、

(a) 国際連合憲章において宣明された原則が、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び価値並びに平等のかつ奪い得ない権利が世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであると認めていることを想起し、

(b) 国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人はいかなる差別もなしに同宣言及びこれらの規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し、及び合意したことを認め、

(c) すべての人権及び基本的自由が普遍的であり、不可分のものであり、相互に依存し、かつ、相互に関連を有すること並びに障害者がすべての人権及び基本的自由を差別なしに完全に享有することを保障することが必要であることを再確認し、

(d) 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約、児童の権利に関する条約及びすべての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約を想起し、

(e) 障害が、発展する概念であり、並びに障害者と障害者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、障害者が他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずることを認め、

(f) 障害者に関する世界行動計画及び障害者の機会均等化に関する標準規則に定める原則及び政策上の指針が、障害者の機会均等を更に促進するための国内的、地域的及び国際的な政策、計画及び行動の促進、作成及び評価に影響を及ぼす上で重要であることを認め、

(g) 持続可能な開発の関連戦略の不可分の一部として障害に関する問題を主流に組み入れることが重要であることを強調し、

(h) また、いかなる者に対する障害を理由とする差別も、人間の固有の尊厳及び価値を侵害するものであることを認め、

(i) さらに、障害者の多様性を認め、

(j) すべての障害者(より多くの支援を必要とする障害者を含む。)の人権を促進し、及び保護することが必要であることを認め、

(k) これらの種々の文書及び約束にもかかわらず、障害者が、世界のすべての地域において、社会の平等な構成員としての参加を妨げる障壁及び人権侵害に依然として直面していることを憂慮し、

(l) あらゆる国(特に開発途上国)における障害者の生活条件を改善するための国際協力が重要であることを認め、

(m) 障害者が地域社会における全般的な福祉及び多様性に対して既に又は潜在的に貢献しているこ

とを認め、また、障害者による人権及び基本的自由の完全な享有並びに完全な参加を促進することにより、その帰属意識が高められること並びに社会的人的、社会的及び経済的開発並びに貧困の撲滅に大きな前進がもたらされることを認め、

(n) 障害者にとって、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び自立が重要であることを認め、

(o) 障害者が、政策及び計画（障害者に直接関連する政策及び計画を含む。）に係る意思決定の過程に積極的に関与する機会を有すべきであることを考慮し、

(p) 人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的な、種族的な、原住民としての若しくは社会的な出身、財産、出生、年齢又は他の地位に基づく複合的又は加重的な形態の差別を受けている障害者が直面する困難な状況を憂慮し、

(q) 障害のある女子が、家庭の内外で暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取を受け一層大きな危険にしばしばさらされていることを認め、

(r) 障害のある児童が、他の児童と平等にすべての人権及び基本的自由を完全に享有すべきであることを認め、また、このため、児童の権利に関する条約の締約国が負う義務を想起し、

(s) 障害者による人権及び基本的自由の完全な享有を促進するためのあらゆる努力に性別の視点を組み込む必要があることを強調し、

(t) 障害者の大多数が貧困の状況下で生活している事実を強調し、また、この点に関し、貧困が障害者に及ぼす悪影響に対処することが真に必要なであることを認め、

(u) 国際連合憲章に定める目的及び原則の十分な尊重並びに人権に関する適用可能な文書の遵守に基づく平和で安全な状況が、特に武力紛争及び外国による占領の期間中における障害者の十分な保護に不可欠であることに留意し、

(v) 障害者がすべての人権及び基本的自由を完全に享有することを可能とするに当たっては、物理的、社会的、経済的及び文化的な環境、健康及び教育並びに情報及び通信についての機会が提供されることが重要であることを認め、

(w) 個人が、他人に対し及びその属する地域社会に対して義務を負うこと並びに人権に関する国際的な文書において認められる権利の増進及び擁護のために努力する責任を有することを認識し、

(x) 家族が、社会の自然かつ基礎的な単位であること並びに社会及び国家による保護を受ける権利を有することを確信し、また、障害者及びその家族の構成員が、障害者の権利の完全かつ平等な享有に向けて家族が貢献することを可能とするために必要な保護及び支援を受けるべきであることを確信し、

(y) 障害者の権利及び尊厳を促進し、及び保護するための包括的かつ総合的な国際条約が、開発途上国及び先進国において、障害者の社会的に著しく不利な立場を是正することに重要な貢献を行うこと並びに障害者が市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的分野に均等な機会により参加することを促進することを確信して、

次のとおり協定した。

第1条 目的

この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保

護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む。

第2条 定義

この条約の適用上、

「意思疎通」とは、言語、文字表記、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用可能なマルチメディア並びに筆記、聴覚、平易な言葉及び朗読者による意思疎通の形態、手段及び様式並びに補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用可能な情報通信技術を含む。）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

「障害を理由とする差別」とは、障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための支援装置が必要な場合には、これを排除するものではない。

第3条 一般原則

この条約の原則は、次のとおりとする。

- (a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立を尊重すること。
- (b) 差別されないこと。
- (c) 社会に完全かつ効果的に参加し、及び社会に受け入れられること。
- (d) 人間の多様性及び人間性の一部として、障害者の差異を尊重し、及び障害者を受け入れること。
- (e) 機会の均等
- (f) 施設及びサービスの利用を可能にすること。
- (g) 男女の平等
- (h) 障害のある児童の発達しつつある能力を尊重し、及び障害のある児童がその同一性を保持する権利を尊重すること。

第4条 一般的義務

1 締約国は、障害を理由とするいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する。このため、締約国は、次のことを約束する。

- (a) この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置をとること。
 - (b) 障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
 - (c) すべての政策及び計画において障害者の人権の保護及び促進を考慮に入れること。
 - (d) この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの条約に従って行動することを確保すること。
 - (e) 個人、団体又は民間企業による障害を理由とする差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
 - (f) 障害者による利用可能性及び使用を促進し、並びに基準及び指針の整備に当たりユニバーサルデザインを促進するため、第二条に定めるすべての人が使用することのできる製品、サービス、設備及び施設であって、障害者に特有のニーズを満たすために可能な限り最低限の調整及び最小限の費用を要するものについての研究及び開発を約束し、又は促進すること。
 - (g) 障害者に適した新たな技術（情報通信技術、移動補助具、装置及び支援技術を含む。）であって、妥当な費用であることを優先させたものについての研究及び開発を約束し、又は促進し、並びにその新たな技術の利用可能性及び使用を促進すること。
 - (h) 移動補助具、装置及び支援技術（新たな技術を含む。）並びに他の形態の援助、支援サービス及び施設に関する情報であって、障害者にとって利用可能なものを提供すること。
 - (i) この条約において認められる権利によって保障される支援及びサービスをより良く提供するため、障害者と共に行動する専門家及び職員に対する研修を促進すること。
- 2 締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、これらの権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、また、必要な場合には国際協力の枠内で、措置をとることを約束する。ただし、この条約に定める義務であって、国際法に従って直ちに適用可能なものに影響を及ぼすものではない。
- 3 締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施に当たり、並びにその他の障害者に関する問題についての意思決定過程において、障害者（障害のある児童を含む。）を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。
- 4 この条約のいかなる規定も、締約国の法律又は締約国について効力を有する国際法に含まれる規定であって障害者の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。この条約のいずれかの締約国において法律、条約、規則又は慣習によって認められ、又は存する人権及び基本的自由については、この条約がそれらの権利若しくは自由を認めていないこと又はその認める範囲がより狭いことを理由として、それらの権利及び自由を制限し、又は侵してはならない。
- 5 この条約は、いかなる制限又は例外もなしに、連邦国家のすべての地域について適用する。

第5条 平等及び差別されないこと

- 1 締約国は、すべての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める。

- 2 締約国は、障害を理由とするあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な法的保護を障害者に保障する。
- 3 締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 4 障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、この条約に規定する差別と解してはならない。

第6条 障害のある女子

- 1 締約国は、障害のある女子が複合的な差別を受けていることを認識し、及びこの点に関し、障害のある女子がすべての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有することを確保するための措置をとる。
- 2 締約国は、女子に対してこの条約に定める人権及び基本的自由を行使し、及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発、向上及び自律的な意思決定力を確保するためのすべての適当な措置をとる。

第7条 障害のある児童

- 1 締約国は、障害のある児童が他の児童と平等にすべての人権及び基本的自由を完全に享有することを確保するためのすべての必要な措置をとる。
- 2 障害のある児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 3 締約国は、障害のある児童が、自己に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有することを確保する。この場合において、障害のある児童の意見は、他の児童と平等に、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

第8条 意識の向上

- 1 締約国は、次のことのための即時の、効果的なかつ適当な措置をとることを約束する。
 - (a) 障害者に関する社会全体（家族を含む。）の意識を向上させ、並びに障害者の権利及び尊厳に対する尊重を育成すること。
 - (b) あらゆる活動分野における障害者に関する定型化された観念、偏見及び有害な慣行（性及び年齢を理由とするものを含む。）と戦うこと。
 - (c) 障害者の能力及び貢献に関する意識を向上させること。
- 2 このため、1の措置には、次のことを含む。
 - (a) 次のことのための効果的な公衆の意識の啓発活動を開始し、及び維持すること。
 - (i) 障害者の権利に対する理解を育てること。
 - (ii) 障害者に対する肯定的認識及び一層の社会の啓発を促進すること。
 - (iii) 障害者の技術、価値及び能力並びに職場及び労働市場に対する障害者の貢献についての認識を促進すること。
 - (b) 教育制度のすべての段階（幼年期からのすべての児童に対する教育制度を含む。）において、障害

者の権利を尊重する態度を育成すること。

(c) すべてのメディア機関が、この条約の目的に適合するように障害者を描写するよう奨励すること。

(d) 障害者及びその権利に関する啓発のための研修計画を促進すること。

第9条 施設及びサービスの利用可能性

1 締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者と平等に、都市及び農村の双方において、自然環境、輸送機関、情報通信(情報通信技術及び情報通信システムを含む。)並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用することができることを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービスの利用可能性における障害及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。

(a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設(学校、住居、医療施設及び職場を含む。)

(b) 情報、通信その他のサービス(電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。)

2 締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。

(a) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスの利用可能性に関する最低基準及び指針の実施を発展させ、公表し、及び監視すること。

(b) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスを提供する民間の団体が、障害者にとっての施設及びサービスの利用可能性のあらゆる側面を考慮することを確保すること。

(c) 障害者が直面している施設及びサービスの利用可能性に係る問題についての研修を関係者に提供すること。

(d) 公衆に開放された建物その他の施設において、点字の標識及び読みやすく、かつ、理解しやすい形式の標識を提供すること。

(e) 公衆に開放された建物その他の施設の利用可能性を容易にするための生活支援及び仲介する者(案内者、朗読者及び専門の手話通訳を含む。)を提供すること。

(f) 障害者による情報の利用を確保するため、障害者に対する他の適当な形態の援助及び支援を促進すること。

(g) 障害者による新たな情報通信技術及び情報通信システム(インターネットを含む。)の利用を促進すること。

(h) 情報通信技術及び情報通信システムを最小限の費用で利用可能とするため、早い段階で、利用可能な情報通信技術及び情報通信システムの設計、開発、生産及び分配を促進すること。

第10条 生命に対する権利

締約国は、すべての人間が生命に対する固有の権利を有することを再確認するものとし、障害者が他の者と平等にその権利を効果的に享有することを確保するためのすべての必要な措置をとる。

第11条 危険な状況及び人道上の緊急事態

締約国は、国際法(国際人道法及び国際人権法を含む。)に基づく自国の義務に従い、危険な状況(武力紛争、人道上の緊急事態及び自然災害の発生を含む。)において障害者の保護及び安全を確保するため

のすべての必要な措置をとる。

第 12 条 法律の前にひとしく認められる権利

- 1 締約国は、障害者がすべての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
- 2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者と平等に法的能力を享有することを認める。
- 3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用することができるようにするための適当な措置をとる。
- 4 締約国は、法的能力の行使に関連するすべての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保護を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保護は、法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用すること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象とすることを確保するものとする。当該保護は、当該措置が障害者の権利及び利益に及ぼす影響の程度に応じたものとする。
- 5 締約国は、この条の規定に従うことを条件として、障害者が財産を所有し、又は相続し、自己の会計を管理し、及び銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用について均等な機会を有することについての平等の権利を確保するためのすべての適当かつ効果的な措置をとるものとし、障害者がその財産を恣意的に奪われないことを確保する。

第 13 条 司法手続の利用

- 1 締約国は、障害者がすべての法的手続（捜査段階その他予備的な段階を含む。）において直接及び間接の参加者（証人を含む。）として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮が提供されること等により、障害者が他の者と平等に司法手続を効果的に利用することを確保する。
- 2 締約国は、障害者が司法手続を効果的に利用することに役立てるため、司法に係る分野に携わる者（警察官及び刑務官を含む。）に対する適当な研修を促進する。

第 14 条 身体的自由及び安全

- 1 締約国は、障害者に対し、他の者と平等に次のことを確保する。
 - (a) 身体的自由及び安全についての権利を享有すること。
 - (b) 不法に又は恣意的に自由を奪われないこと、いかなる自由のほく奪も法律に従って行われること及びいかなる場合においても自由のほく奪が障害の存在によって正当化されないこと。
- 2 締約国は、障害者がいずれの手続を通じて自由を奪われた場合であっても、当該障害者が、他の者と平等に国際人権法による保障を受ける権利を有すること並びにこの条約の目的及び原則に従って取り扱われること（合理的配慮の提供によるものを含む。）を確保する。

第 15 条 拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由

- 1 いかなる者も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けな

い。特に、いかなる者も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない。

2 締約国は、障害者が拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けることを防止するため、他の者との平等を基礎として、すべての効果的な立法上、行政上、司法上その他の措置をとる。

第 16 条 搾取、暴力及び虐待からの自由

1 締約国は、家庭の内外におけるあらゆる形態の搾取、暴力及び虐待（性別を理由とするものを含む。）から障害者を保護するためのすべての適当な立法上、行政上、社会上、教育上その他の措置をとる。

2 また、締約国は、特に、障害者及びその家族並びに介護者に対する適当な形態の性別及び年齢に配慮した援助及び支援（搾取、暴力及び虐待の事案を防止し、認識し、及び報告する方法に関する情報及び教育を提供することによるものを含む。）を確保することにより、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待を防止するためのすべての適当な措置をとる。締約国は、保護事業が年齢、性別及び障害に配慮したものであることを確保する。

3 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力及び虐待の発生を防止するため、障害者に役立つことを意図したすべての施設及び計画が独立した当局により効果的に監視されることを確保する。

4 締約国は、あらゆる形態の搾取、暴力又は虐待の被害者となる障害者の身体的、認知的及び心理的な回復及びリハビリテーション並びに社会復帰を促進するためのすべての適当な措置（保護事業の提供によるものを含む。）をとる。このような回復及び復帰は、障害者の健康、福祉、自尊心、尊厳及び自律を育成する環境において行われるものとし、性別及び年齢に応じたニーズを考慮に入れる。

5 締約国は、障害者に対する搾取、暴力及び虐待の事案が特定され、捜査され、及び適当な場合には訴追されることを確保するための効果的な法令及び政策（女子及び児童に重点を置いた法令及び政策を含む。）を実施する。

第 17 条 個人が健全であることの保護

すべての障害者は、他の者と平等に、その心身が健全であることを尊重される権利を有する。

第 18 条 移動の自由及び国籍についての権利

1 締約国は、障害者に対して次のことを確保すること等により、障害者が他の者と平等に移動の自由、居住の自由及び国籍についての権利を有することを認める。

(a) 国籍を取得し、及び変更する権利を有すること並びにその国籍を恣意的に又は障害を理由として奪われないこと。

(b) 国籍に係る文書若しくは身元に係る他の文書を入手し、所有し、及び利用すること又は移動の自由についての権利の行使を容易にするために必要とされる関連手続（例えば、出入国の手続）を利用することを、障害を理由として奪われないこと。

(c) いずれの国（自国を含む。）からも自由に離れることができること。

(d) 自国に戻る権利を恣意的に又は障害を理由として奪われないこと。

2 障害のある児童は、出生の後直ちに登録される。障害のある児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知り、かつ、その父母によ

って養育される権利を有する。

第 19 条 自立した生活及び地域社会に受け入れられること

この条約の締約国は、すべての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に受け入れられ、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。

(a) 障害者が、他の者と平等に、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の居住施設で生活する義務を負わないこと。

(b) 地域社会における生活及び地域社会への受入れを支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（人的支援を含む。）を障害者が利用することができること。

(c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者と平等に利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること。

第 20 条 個人的な移動を容易にすること

締約国は、障害者ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

(a) 障害者が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、妥当な費用で個人的に移動することを容易にすること。

(b) 障害者が質の高い移動補助具、装置、支援技術、生活支援及び仲介する者を利用することを容易にすること（これらを妥当な費用で利用可能なものとするを含む。）

(c) 障害者及び障害者と共に行動する専門職員に対し、移動技術に関する研修を提供すること。

(d) 移動補助具、装置及び支援技術を生産する事業者に対し、障害者の移動のあらゆる側面を考慮するよう奨励すること。

第 21 条 表現及び意見の自由並びに情報の利用

締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の者と平等に情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するためのすべての適当な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

(a) 障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用可能な様式及び技術により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること。

(b) 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他のすべての利用可能な意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。

(c) 一般公衆に対してサービス（インターネットによるものを含む。）を提供する民間の団体が情報及びサービスを障害者にとって利用可能又は使用可能な様式で提供するよう要請すること。

(d) マスメディア(インターネットを通じて情報を提供する者を含む。)がそのサービスを障害者にとって利用可能なものとするよう奨励すること。

(e) 手話の使用を認め、及び促進すること。

第22条 プライバシーの尊重

1 いかなる障害者も、居住地又は居住施設のいかなるを問わず、そのプライバシー、家族、住居又は通信その他の形態の意思疎通に対して恣意的に又は不法に干渉されず、また、名誉及び信用を不法に攻撃されない。障害者は、このような干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

2 締約国は、他の者と平等に、障害者の個人、健康及びリハビリテーションに関する情報に係るプライバシーを保護する。

第23条 家庭及び家族の尊重

1 締約国は、他の者と平等に、婚姻、家族及び親子関係に係るすべての事項に関し、障害者に対する差別を撤廃するための効果的かつ適当な措置をとる。この措置は、次のことを確保することを目的とする。

(a) 婚姻をすることができる年齢のすべての障害者が、両当事者の自由かつ完全な合意に基づいて婚姻をし、かつ、家族を形成する権利を認めること。

(b) 障害者が子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する権利並びに障害者が年齢に適した情報、生殖及び家族計画に係る教育を享受する権利を認め、並びに障害者がこれらの権利を行使することを可能とするために必要な手段を提供されること。

(c) 障害者(児童を含む。)が、他の者と平等に生殖能力を保持すること。

2 締約国は、子の後見、養子縁組又はこれらに類する制度が国内法令に存在する場合には、それらの制度に係る障害者の権利及び責任を確保する。あらゆる場合において、子の最善の利益は至上である。締約国は、障害者が子の養育についての責任を遂行するに当たり、当該障害者に対して適当な援助を与える。

3 締約国は、障害のある児童が家庭生活について平等の権利を有することを確保する。締約国は、この権利を実現し、並びに障害のある児童の隠匿、遺棄、放置及び隔離を防止するため、障害のある児童及びその家族に対し、包括的な情報、サービス及び支援を早期に提供することを約束する。

4 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。いかなる場合にも、児童は、自己が障害を有すること又は父母の一方若しくは双方が障害を有することを理由として父母から分離されない。

5 締約国は、近親の家族が障害のある児童を監護することができない場合には、一層広い範囲の家族の中で代替的な監護を提供し、及びこれが不可能なときは、地域社会の中で家庭的な環境により代替的な監護を提供するようあらゆる努力を払うことを約束する。

第24条 教育

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度及び生涯学習を確保する。

(a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。

(b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

(a) 障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。

(b) 障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること。

(c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。

(d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を教育制度一般の下で受けること。

(e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられることを確保すること。

3 締約国は、障害者が地域社会の構成員として教育に完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。

(a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに適応及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。

(b) 手話の習得及び聴覚障害者の社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。

(c) 視覚障害若しくは聴覚障害又はこれらの重複障害のある者(特に児童)の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。

4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員(障害のある教員を含む。)を雇用し、並びに教育のすべての段階に従事する専門家及び職員に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。

5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

第25条 健康

締約国は、障害者が障害を理由とする差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有する

ことを認める。締約国は、障害者が性別に配慮した保健サービス（保健に関連するリハビリテーションを含む。）を利用することができることを確保するためのすべての適当な措置をとる。締約国は、特に、次のことを行う。

（a） 障害者に対して他の者に提供されるものと同一の範囲、質及び水準の無償の又は妥当な保健及び保健計画（性及び生殖に係る健康並びに住民のための公衆衛生計画の分野を含む。）を提供すること。

（b） 障害者が特にその障害のために必要とする保健サービス（適当な場合には、早期発見及び早期関与を含む。）並びに特に児童及び高齢者の間で障害の悪化を最小限にし、及び防止するためのサービスを提供すること。

（c） これらの保健サービスを、障害者自身が属する地域社会（農村を含む。）の可能な限り近くにおいて提供すること。

（d） 保健に従事する者に対し、特に、研修を通じて及び公私の保健に関する倫理基準を定めることによって障害者の人権、尊厳、自立及びニーズに関する意識を高めることにより、他の者と同一の質の医療（例えば、情報に基づく自由な同意を基礎とした医療）を障害者に提供するように要請すること。

（e） 健康保険及び国内法により認められている場合には生命保険の提供に当たり、公正かつ妥当な方法で行い、及び障害者に対する差別を禁止すること。

（f） 保健若しくは保健サービス又は食糧及び飲料の提供に関し、障害を理由とする差別的な拒否を防止すること。

第26条 リハビリテーション

1 締約国は、障害者が、最大限の自立並びに十分な身体的、精神的、社会的及び職業的な能力を達成し、及び維持し、並びに生活のあらゆる側面に完全に受け入れられ、及び参加することを達成し、及び維持することを可能とするための効果的かつ適当な措置（障害者相互による支援を通じたものを含む。）をとる。このため、締約国は、特に、保健、雇用、教育及び社会に係るサービスの分野において、包括的なリハビリテーションのサービス及びプログラムを企画し、強化し、及び拡張する。この場合において、これらのサービス及びプログラムは、次のようなものとする。

（a） 可能な限り初期の段階において開始し、並びに個人のニーズ及び長所に関する総合的な評価を基礎とすること。

（b） 地域社会及び社会のあらゆる側面への参加及び受け入れを支援し、自発的なものとし、並びに障害者自身が属する地域社会（農村を含む。）の可能な限り近くにおいて利用可能なものとする。

2 締約国は、リハビリテーションのサービスに従事する専門家及び職員に対する初期研修及び継続的な研修の充実を促進する。

3 締約国は、障害者のために設計された支援装置及び支援技術であって、リハビリテーションに関連するものの利用可能性、知識及び使用を促進する。

第27条 労働及び雇用

1 締約国は、障害者が他の者と平等に労働についての権利を有することを認める。この権利には、障害者に対して開放され、障害者を受け入れ、及び障害者にとって利用可能な労働市場及び労働環境にお

いて、障害者が自由に選択し、又は承諾する労働によって生計を立てる機会を有する権利を含む。締約国は、特に次のことのための適当な措置（立法によるものを含む。）をとることにより、労働についての障害者（雇用の過程で障害を有することとなった者を含む。）の権利が実現されることを保障し、及び促進する。

（a）あらゆる形態の雇用に係るすべての事項（募集、採用及び雇用の条件、雇用の継続、昇進並びに安全かつ健康的な作業条件を含む。）に関し、障害を理由とする差別を禁止すること。

（b）他の者と平等に、公正かつ良好な労働条件（例えば、均等な機会及び同一価値の労働についての同一報酬）、安全かつ健康的な作業条件（例えば、嫌がらせからの保護）及び苦情に対する救済についての障害者の権利を保護すること。

（c）障害者が他の者と平等に労働組合についての権利を行使することができることを確保すること。

（d）障害者が技術及び職業の指導に関する一般的な計画、職業紹介サービス並びに職業訓練及び継続的な訓練を効果的に利用することを可能とすること。

（e）労働市場において障害者の雇用機会の増大を図り、及びその昇進を促進すること並びに職業を求め、これに就き、これを継続し、及びその職業に復帰する際の支援を促進すること。

（f）自営活動の機会、起業能力、協同組合の発展及び自己の事業の開始を促進すること。

（g）公的部門において障害者を雇用すること。

（h）適当な政策及び措置（積極的差別是正措置、奨励措置その他の措置を含めることができる。）を通じて、民間部門における障害者の雇用を促進すること。

（i）職場において合理的配慮が障害者に提供されることを確保すること。

（j）開かれた労働市場において障害者が実務経験を取得することを促進すること。

（k）障害者の職業リハビリテーション、職業の保持及び職場復帰計画を促進すること。

2 締約国は、障害者が、奴隷の状態又は隷属状態に置かれぬこと及び他の者と平等に強制労働から保護されることを確保する。

第 28 条 相当な生活水準及び社会的な保障

1 締約国は、障害者及びその家族の相当な生活水準（相当な食糧、衣類及び住居を含む。）についての障害者の権利並びに生活条件の不断の改善についての障害者の権利を認めるものとし、障害を理由とする差別なしにこの権利を実現することを保障し、及び促進するための適当な措置をとる。

2 締約国は、社会的な保障についての障害者の権利及び障害を理由とする差別なしにこの権利を享受することについての障害者の権利を認めるものとし、この権利の実現を保障し、及び促進するための適当な措置をとる。この措置には、次の措置を含む。

（a）障害者が清浄な水のサービスを平等に利用することを確保し、及び障害者が障害に関連するニーズに係る適当かつ利用可能なサービス、装置その他の援助を利用することを確保するための措置

（b）障害者（特に、障害のある女子及び高齢者）が社会的な保障及び貧困削減に関する計画を利用することを確保するための措置

（c）貧困の状況において生活している障害者及びその家族が障害に関連する費用を伴った国の援助（適当な研修、カウンセリング、財政的援助及び休息介護を含む。）を利用することを確保するための措

置

- (d) 障害者が公営住宅計画を利用することを確保するための措置
- (e) 障害者が退職に伴う給付及び計画を平等に利用することを確保するための措置

第 29 条 政治的及び公的活動への参加

締約国は、障害者に対して政治的権利を保障し、及び他の者と平等にこの権利を享受する機会を保障するものとし、次のことを約束する。

(a) 特に次のことを行うことにより、障害者が、直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、他の者と平等に政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができること（障害者が投票し、及び選挙される権利及び機会を含む。）を確保すること。

(i) 投票の手續、設備及び資料が適当であり、利用可能であり、並びにその理解及び使用が容易であることを確保すること。

(ii) 適当な場合には技術支援及び新たな技術の使用を容易にすることにより、障害者が、選挙及び国民投票において脅迫を受けることなく秘密投票によって投票する権利並びに選挙に立候補する権利並びに政府のあらゆる段階において効果的に在職し、及びあらゆる公務を遂行する権利を保護すること。

(iii) 選挙人としての障害者の意思の自由な表明を保障すること。このため、必要な場合には、障害者の要請に応じて当該障害者が選択する者が投票の際に援助することを認めること。

(b) 障害者が、差別なしに、かつ、他の者と平等に政治に効果的かつ完全に参加することができる環境を積極的に促進し、及び政治への障害者の参加を奨励すること。政治への参加には、次のことを含む。

(i) 国の公的及び政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加し、並びに政党の活動及び運営に参加すること。

(ii) 国際、国内、地域及び地方の各段階において障害者を代表するための組織を結成し、並びにこれに参加すること。

第 30 条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

1 締約国は、障害者が他の者と平等に文化的な生活に参加する権利を認めるものとし、障害者が次のことを行うことを確保するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 利用可能な様式を通じて、文化的な作品を享受すること。

(b) 利用可能な様式を通じて、テレビジョン番組、映画、演劇その他の文化的な活動を享受すること。

(c) 文化的な公演又はサービスが行われる場所（例えば、劇場、博物館、映画館、図書館、観光サービス）へのアクセスを享受し、並びにできる限り自国の文化的に重要な記念物及び遺跡へのアクセスを享受すること。

2 締約国は、障害者が、自己の利益のためだけでなく、社会を豊かにするためにも、創造的、芸術的及び知的な潜在能力を開発し、及び活用する機会を有することを可能とするための適当な措置をとる。

3 締約国は、国際法に従い、知的財産権を保護する法律が、障害者が文化的な作品を享受する機会を

妨げる不当な又は差別的な障壁とならないことを確保するためのすべての適当な措置をとる。

4 障害者は、他の者と平等に、その独自の文化的及び言語的な同一性（手話及び聴覚障害者の文化を含む。）の承認及び支持を受ける権利を有する。

5 締約国は、障害者が他の者と平等にレクリエーション、余暇及びスポーツの活動に参加することを可能とすることを目的として、次のことのための適当な措置をとる。

（a） 障害者があらゆる水準の一般のスポーツ活動に可能な限り参加することを奨励し、及び促進すること。

（b） 障害者が障害に応じたスポーツ活動及びレクリエーション活動を組織し、及び発展させ、並びにこれらに参加する機会を有することを確保すること。このため、適当な指導、研修及び資源が他の者と平等に提供されるよう奨励すること。

（c） 障害者がスポーツ、レクリエーション及び観光の場所へのアクセスを認められることを確保すること。

（d） 障害のある児童が遊び、レクリエーション、余暇及びスポーツ活動（学校制度におけるこれらの活動を含む。）への参加について均等な機会を享受することを確保すること。

（e） 障害者がレクリエーション、観光、余暇及びスポーツ活動の企画に関与する者によるサービスを利用することを確保すること。

第 31 条 統計及び資料の収集

1 締約国は、この条約を実現するための政策を立案し、及び実施することを可能とするための適当な情報（統計資料及び研究資料を含む。）を収集することを約束する。この情報を収集し、及び保存する過程は、次のことを満たさなければならない。

（a） 障害者の秘密の保持及びプライバシーの尊重を確保するため、法令によって定められた保護（資料の保護に関する法令を含む。）を遵守すること。

（b） 人権及び基本的自由を保護するための国際的に受け入れられた規範並びに統計の収集及び利用に関する倫理上の原則を遵守すること。

2 この条の規定に従って収集された情報は、適宜分類されるものとし、この条約に基づく締約国の義務の履行の評価に役立つため、並びに障害者がその権利を行使する際に直面する障壁を特定し、及び当該障壁に対処するために利用される。

3 締約国は、これらの統計の普及について責任を負うものとし、障害者及び他の者が当該統計を利用可能とすることを確保する。

第 32 条 国際協力

1 締約国は、この条約の目的及び趣旨を実現するための自国の努力を支援するために国際協力及びその促進が重要であることを認識し、この点に関し、国家間において並びに適当な場合には関連のある国際的及び地域的機関並びに市民社会（特に障害者の組織）と連携して、適当かつ効果的な措置をとる。これらの措置には、特に次のことを含むことができる。

（a） 国際協力（国際的な開発計画を含む。）が、障害者を受け入れ、かつ、障害者にとって利用可

能なものであることを確保すること。

(b) 能力の開発（情報、経験、研修計画及び最良の実例の交換及び共有を通じたものを含む。）を容易にし、及び支援すること。

(c) 研究における協力並びに科学及び技術に関する知識の利用を容易にすること。

(d) 適当な場合には、技術援助及び経済援助（利用可能な支援技術の利用及び共有を容易にすることによる援助並びに技術移転を通じた援助を含む。）を提供すること。

2 この条の規定は、この条約に基づく義務を履行する各締約国の義務に影響を及ぼすものではない。

第 33 条 国内における実施及び監視

1 締約国は、自国の制度に従い、この条約の実施に関連する事項を取り扱う一又は二以上の中央連絡先を政府内に指定する。また、締約国は、異なる部門及び段階における関連のある活動を容易にするため、政府内における調整のための仕組みの設置又は指定に十分な考慮を払う。

2 締約国は、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組み（適当な場合には、一又は二以上の独立した仕組みを含む。）を自国内において維持し、強化し、指定し、又は設置する。締約国は、このような仕組みを指定し、又は設置する場合には、人権の保護及び促進のための国内機構の地位及び役割に関する原則を考慮に入れる。

3 市民社会（特に、障害者及び障害者を代表する団体）は、監視の過程に十分に関与し、かつ、参加する。

第 34 条 障害者の権利に関する委員会

1 障害者の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、以下に定める任務を遂行する。

2 委員会は、この条約の効力発生の時は十二人の専門家で構成する。更に六十の国がこの条約を批准し、又はこれに加入した後は、委員会の委員の数を六人まで増加させ、最大で十八人とする。

3 委員会の委員は、個人の資格で職務を遂行するものとし、徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において能力及び経験を認められた者とする。締約国は、委員の候補者を指名するに当たり、第四条 3 の規定に十分な考慮を払うよう要請される。

4 委員会の委員については、締約国が、委員の配分が地理的に衡平に行われること、異なる文明形態及び主要な法体系が代表されること、男女が衡平に代表されること並びに障害のある専門家が参加することを考慮に入れて選出する。

5 委員会の委員は、締約国会議の会合において、締約国により当該締約国の国民の中から指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。締約国会議の会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。これらの会合においては、出席し、かつ、投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委員会に選出された委員とする。

6 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月以内に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも四箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。その後、同事務総長は、指名された者のアルファベット順に

よる名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、この条約の締約国に送付する。

7 委員会の委員は、四年の任期で選出される。委員は、一回のみ再選される資格を有する。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち六人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの六人の委員は、最初の選挙の後直ちに、5に規定する会合の議長によりくじ引で選ばれる。

8 委員会の六人の追加的な委員の選挙は、この条の関連する規定に従って定期選挙の際に行われる。

9 委員会の委員が死亡し、辞任し、又は他の理由のために職務を遂行することができなくなったことを宣言した場合には、当該委員を指名した締約国は、残余の期間職務を遂行する他の専門家であって、資格を有し、かつ、この条の関連規定に定める条件を満たすものを任命する。

10 委員会は、その手続規則を定める。

11 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供するものとし、委員会の最初の会合を招集する。

12 この条約に基づいて設置される委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

13 委員会の委員は、国際連合の特権及び免除に関する条約の関連規定に規定する国際連合のための職務を遂行する専門家の便益、特権及び免除を享受する。

第35条 締約国による報告

1 各締約国は、この条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告を、この条約が自国について効力を生じた後二年以内に国際連合事務総長を通じて委員会に提出する。

2 その後、締約国は、少なくとも四年ごとに、更に委員会が要請するときはいつでも、その後の報告を提出する。

3 委員会は、報告の内容について適用される指針を決定する。

4 委員会に対して包括的な最初の報告を提出した締約国は、その後の報告においては、既に提供した情報を繰り返す必要はない。締約国は、委員会に対する報告を作成するに当たり、公開され、かつ、透明性のある過程において作成することを検討し、及び第四条3の規定に十分な考慮を払うよう要請される。

5 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第36条 報告の検討

1 委員会は、各報告を検討する。委員会は、当該報告について、適当と認める提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができるものとし、これらの提案及び一般的な性格を有する勧告を関係締約国に送付する。当該関係締約国は、委員会に対し、自国が選択する情報を提供することにより回答することができる。委員会は、この条約の実施に関連する追加の情報を当該関係締約国に要請することができる。

- 2 いずれかの締約国による報告の提出が著しく遅延している場合には、委員会は、委員会にとって利用可能な信頼し得る情報を基礎として当該締約国におけるこの条約の実施状況を審査することが必要であることを当該締約国に通報することができる。ただし、この審査は、関連する報告がその通報の後三箇月以内に提出されない場合のみ行われる。委員会は、当該締約国がその審査に参加するよう要請する。当該締約国が関連する報告を提出することにより回答する場合には、1の規定を適用する。
- 3 国際連合事務総長は、1の報告をすべての締約国が利用することができるようにする。
- 4 締約国は、1の報告を自国において公衆が広く利用することができるようにし、これらの報告に関連する提案及び一般的な性格を有する勧告の利用を容易にする。
- 5 委員会は、適当と認める場合には、締約国からの報告に記載されている技術的な助言若しくは援助の要請又はこれらの必要性の記載に対処するため、これらの要請又は必要性の記載に関する委員会の見解及び勧告がある場合には当該見解及び勧告とともに、国際連合の専門機関、基金及び計画その他の権限のある機関に当該報告を送付する。

第 37 条 締約国と委員会との間の協力

- 1 各締約国は、委員会と協力するものとし、委員の任務の遂行を支援する。
- 2 委員会は、締約国との関係において、この条約の実施のための当該締約国の能力を向上させる方法及び手段（国際協力を通じたものを含む。）に十分な考慮を払う。

第 38 条 委員会と他の機関との関係

この条約の効果的な実施を促進し、及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため、

(a) 専門機関その他の国際連合の機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、適当と認める場合には、専門機関その他の権限のある機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について専門家の助言を提供するよう要請することができる。委員会は、専門機関その他の国際連合の機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

(b) 委員会は、その任務を遂行するに当たり、それぞれの報告に係る指針、提案及び一般的な性格を有する勧告の整合性を確保し、並びにその任務の遂行における重複を避けるため、適当な場合には、人権に関する国際条約によって設置された他の関連する組織と協議する。

第 39 条 委員会の報告

委員会は、その活動につき二年ごとに国際連合総会及び経済社会理事会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

第 40 条 締約国会議

- 1 締約国は、この条約の実施に関する事項を検討するため、定期的に締約国会議を開催する。

2 締約国会議は、この条約が効力を生じた後六箇月以内に国際連合事務総長が招集する。その後の締約国会議は、二年ごとに又は締約国会議の決定に基づき同事務総長が招集する。

第 41 条 寄託

この条約の寄託者は、国際連合事務総長とする。

第 42 条 署名

この条約は、二千七年三月三十日から、ニューヨークにある国際連合本部において、すべての国及び地域的な統合のための機関による署名のために開放しておく。

第 43 条 拘束されることについての同意

この条約は、署名国によって批准されなければならない、また、署名した地域的な統合のための機関によって正式確認されなければならない。この条約は、これに署名していない国及び地域的な統合のための機関による加入のために開放しておく。

第 44 条 地域的な統合のための機関

1 「地域的な統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によって構成される機関であって、この条約が規律する事項に関してその構成国から権限の委譲を受けたものをいう。地域的な統合のための機関は、この条約の規律する事項に関するその権限の範囲をこの条約の正式確認書又は加入書において宣言する。その後、当該機関は、その権限の範囲の実質的な変更を寄託者に通報する。

2 この条約において「締約国」についての規定は、地域的な統合のための機関の権限の範囲内で当該機関について適用する。

3 次条 1 並びに第四十七条 2 及び 3 の規定の適用上、地域的な統合のための機関が寄託する文書は、これを数に加えてはならない。

4 地域的な統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この条約の締約国であるその構成国の数と同数の票を締約国会議において投ずる権利を行使することができる。当該機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第 45 条 効力発生

1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、二十番目の批准書、正式確認書又は加入書が寄託された後にこれを批准し、若しくは正式確認し、又はこれに加入する国又は地域的な統合のための機関については、その批准書、正式確認書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

第 46 条 留保

1 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

2 留保は、いつでも撤回することができる。

第 47 条 改正

1 いずれの締約国も、この条約の改正を提案し、及び改正案を国際連合事務総長に提出することがで

きる。同事務総長は、締約国に対し、改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び決定のための締約国の会議の開催についての賛否を通報するよう要請する。その送付の日から四箇月以内に締約国の三分の一以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数によって採択された改正案は、同事務総長により、承認のために国際連合総会に送付され、その後受諾のためにすべての締約国に送付される。

2 1の規定により採択され、かつ、承認された改正は、当該改正の採択の日における締約国の三分の二以上が受諾書を寄託した後三十日目の日に効力を生ずる。その後は、当該改正は、いずれの締約国についても、その受諾書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。改正は、それを受諾した締約国のみを拘束する。

3 締約国会議がコンセンサス方式によって決定する場合には、1の規定により採択され、かつ、承認された改正であって、第三十四条及び第三十八条から第四十条までにのみ関連するものは、当該改正の採択の日における締約国の三分の二以上が受諾書を寄託した後三十日目の日に効力を生ずる。

第 48 条 廃棄

締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

第 49 条 利用可能な様式

この条約は、利用可能な様式で提供される。

第 50 条 正文

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

2 障害者権利条約選択議定書（英文）

Optional Protocol to the Convention on the Rights of Persons with Disabilities

The States Parties to the present Protocol have agreed as follows:

Article 1

1. A State Party to the present Protocol (“State Party”) recognizes the competence of the Committee on the Rights of Persons with Disabilities (“the Committee”) to receive and consider communications from or on behalf of individuals or groups of individuals subject to its jurisdiction who claim to be victims of a violation by that State Party of the provisions of the Convention.

2. No communication shall be received by the Committee if it concerns a State Party to the Convention that is not a party to the present Protocol.

Article 2

The Committee shall consider a communication inadmissible when:

- (a) The communication is anonymous;
- (b) The communication constitutes an abuse of the right of submission of such communications or is incompatible with the provisions of the Convention;
- (c) The same matter has already been examined by the Committee or has been or is being examined under another procedure of international investigation or settlement;
- (d) All available domestic remedies have not been exhausted. This shall not be the rule where the application of the remedies is unreasonably prolonged or unlikely to bring effective relief;
- (e) It is manifestly ill-founded or not sufficiently substantiated; or when
- (f) The facts that are the subject of the communication occurred prior to the entry into force of the present Protocol for the State Party concerned unless those facts continued after that date.

Article 3

Subject to the provisions of article 2 of the present Protocol, the Committee shall bring any communications submitted to it confidentially to the attention of the State Party. Within six months, the receiving State shall submit to the Committee written explanations or statements clarifying the matter and the remedy, if any, that may have been taken by that State.

Article 4

1. At any time after the receipt of a communication and before a determination on the merits has been reached, the Committee may transmit to the State Party concerned for its urgent consideration a request that the State Party take such interim measures as may be necessary to avoid possible irreparable damage to the victim or victims of the alleged violation.

2. Where the Committee exercises its discretion under paragraph 1 of this article, this does not imply a determination on admissibility or on the merits of the communication.

Article 5

The Committee shall hold closed meetings when examining communications under the present Protocol. After examining a communication, the Committee shall forward its suggestions and recommendations, if any, to the State Party concerned and to the petitioner.

Article 6

1. If the Committee receives reliable information indicating grave or systematic violations by a State Party of rights set forth in the Convention, the Committee shall invite that State Party to cooperate in the examination of the information and to this end submit observations with regard to the information concerned.
2. Taking into account any observations that may have been submitted by the State Party concerned as well as any other reliable information available to it, the Committee may designate one or more of its members to conduct an inquiry and to report urgently to the Committee. Where warranted and with the consent of the State Party, the inquiry may include a visit to its territory.
3. After examining the findings of such an inquiry, the Committee shall transmit these findings to the State Party concerned together with any comments and recommendations.
4. The State Party concerned shall, within six months of receiving the findings, comments and recommendations transmitted by the Committee, submit its observations to the Committee.
5. Such an inquiry shall be conducted confidentially and the cooperation of the State Party shall be sought at all stages of the proceedings.

Article 7

1. The Committee may invite the State Party concerned to include in its report under article 35 of the Convention details of any measures taken in response to an inquiry conducted under article 6 of the present Protocol.
2. The Committee may, if necessary, after the end of the period of six months referred to in article 6.4, invite the State Party concerned to inform it of the measures taken in response to such an inquiry.

Article 8

Each State Party may, at the time of signature or ratification of the present Protocol or accession thereto, declare that it does not recognize the competence of the Committee provided for in articles 6 and 7.

Article 9

The Secretary-General of the United Nations shall be the depositary of the present Protocol.

Article 10

The present Protocol shall be open for signature by signatory States and regional integration organizations of the Convention at United Nations Headquarters in New York as of 30 March 2007.

Article 11

The present Protocol shall be subject to ratification by signatory States of this Protocol which have ratified or acceded to the Convention. It shall be subject to formal confirmation by signatory regional integration organizations of this Protocol which have formally confirmed or acceded to the Convention. It shall be open for accession by any State or regional integration organization which has ratified, formally confirmed or acceded to the Convention and which has not signed the Protocol.

Article 12

1. "Regional integration organization" shall mean an organization constituted by sovereign States of a given region, to which its member States have transferred competence in respect of matters governed by the Convention and this Protocol. Such organizations shall declare, in their instruments of formal confirmation or accession, the extent of their competence with respect to matters governed by the Convention and this Protocol. Subsequently, they shall inform the depositary of any substantial modification in the extent of their competence.
2. References to "States Parties" in the present Protocol shall apply to such organizations within the limits of their competence.
3. For the purposes of article 13, paragraph 1, and article 15, paragraph 2, any instrument deposited by a regional integration organization shall not be counted.
4. Regional integration organizations, in matters within their competence, may exercise their right to vote in the meeting of States Parties, with a number of votes equal to the number of their member States that are Parties to this Protocol. Such an organization shall not exercise its right to vote if any of its member States exercises its right, and vice versa.

Article 13

1. Subject to the entry into force of the Convention, the present Protocol shall enter into force on the thirtieth day after the deposit of the tenth instrument of ratification or accession.
2. For each State or regional integration organization ratifying, formally confirming or acceding to the Protocol after the deposit of the tenth such instrument, the Protocol shall enter into force on the thirtieth day after the deposit of its own such instrument.

Article 14

1. Reservations incompatible with the object and purpose of the present Protocol shall not be permitted.
2. Reservations may be withdrawn at any time.

Article 15

1. Any State Party may propose an amendment to the present Protocol and submit it to the Secretary-General of the United Nations. The Secretary-General shall communicate any proposed amendments to States Parties, with a request to be notified whether they favour a meeting of States Parties for the purpose of considering and deciding upon the proposals. In the event that, within four months from the date of such communication, at least one third of the States Parties favour such a meeting, the Secretary-General shall convene the meeting under the auspices of the United Nations. Any amendment adopted by a majority of two thirds of the States Parties present and voting shall be submitted by the Secretary-General to the General Assembly for approval and thereafter to all States Parties for acceptance.
2. An amendment adopted and approved in accordance with paragraph 1 of this article shall enter into force on the thirtieth day after the number of instruments of acceptance deposited reaches two thirds of the number of States Parties at the date of adoption of the amendment. Thereafter, the amendment shall enter into force for any State Party on the thirtieth day following the deposit of its own instrument of acceptance. An amendment shall be binding only on those States Parties which have accepted it.

Article 16

A State Party may denounce the present Protocol by written notification to the Secretary-General of the United Nations. The denunciation shall become effective one year after the date of receipt of the notification by the Secretary-General.

Article 17

The text of the present Protocol shall be made available in accessible formats.

Article 18

The Arabic, Chinese, English, French, Russian and Spanish texts of the present Protocol shall be equally authentic.

In witness thereof the undersigned plenipotentiaries, being duly authorized thereto by their respective Governments, have signed the present Protocol.

3 フランス労働法典 障害者関連条文（最新版）

総合センター(2008)に掲載したフランスの労働法典抜粋には2005年2月の法改正が反映されているが、同法典については最近数度の改正が行われた、うち障害者に関連して重要なものは2008年5月に行われた2回の改正である。最初に取り上げる改正(2008年5月1日付で施行)は労働法典全般にわたる条文の再編成で、『法典の「心髄」を変えるものではない』とされている。すなわち、度重なる修正で複雑になっていた労働法典を「専門家でない人々も使いやすい」法典にすることをねらっている。具体的には、適用範囲の明瞭化、条文の組み直し(配列の変更とともに分割も含む) 条文番号の桁数の変更(3桁から4桁)などの特徴がある。改正作業は、法律事項と命令事項(デクレ)の2つの部分で行われた。なお、旧法典番号のまま現在なお効力を保っている条文もある。これらの条文は改正により番号等が改められた条文の後に記載されている。障害者関連ではL323-2、L323-4-1、L323-5、L323-8等が該当するが、「新法典施行の通達」によれば、今後更に再編成を経て新法典部分に組み入れられる可能性がある。

第2の重要な改正は「差別との戦いの分野における共同体の権利規定に適合した条文に関する2008年5月27日の法律第2008-496号」によるものである。同法は雇用均等一般枠組み指令等差別禁止に関するEUの指令への適合を図ることをねらった10条からなる法律(ただし第6~9条は他の法律の改正にかかるもので、労働法典の改正は第6条による)で、差別(直接差別、間接差別)の定義付け、道徳的・性的ハラスメントに相当する行為の定義付け等が定められている。この改正により、労働法典では一部条文の変更とともに新たな条文も設けられ、それに伴って条文番号が変更された部分もある。

以下、以上2回を含む改正後の労働法典を、対応する旧法典の条文番号を付して掲載する。

フランス労働法典(仮訳)

(Code du travail)

(2008年5月1日施行、同年6月17日までの改正を反映)

第1部：労働に関する個別的関係(relation individuelle)

第1編：巻頭規定(dispositions préliminaires)

第3章：差別(discriminations)

第1節：適用範囲

L.1131-1 条

本章の規定は私法における雇用主(employeur)及びその被用者(salarié)に適用される。

本規定はまた、私法の要件(condition)の中で雇用される公法人の人員(personnel)にも適用される。

第 2 節：非差別の原則

L.1132-1 条 <旧法典：L.122-45 条第 1 項、2008 年 5 月 27 日の法律第 2008-496 号第 6 条により修正>

出身、性別、風俗、性的志向、年齢、家族状況・妊娠の有無、遺伝的特徴、特定の民族・国籍・人種（実存・仮想に関係なく）への帰属、政治的信条、組合活動や共済活動、宗教的信条、身体的外見、名字、健康状態又は障害(handicap)を理由として、何人も募集手続きあるいは企業での研修・職業訓練から排除されて(être écarté)はならず、いかなる労働者も懲戒、解雇、あるいは L.3221-3 条の意味での報酬、利益配分(intéressement)・株式配分(distribution d'action)、職業訓練、再就職、配属、職業資格、職階、昇進、異動、契約更新において、「差別との戦いの分野における共同体の権利規定に適合した条文に関する 2008 年 5 月 27 日の法律第 2008-496 号⁽¹⁾」に定義する直接的(direct)又は間接的な(indirect)差別的措置(mesure discriminatoire)の対象となつてはならない。

L.1132-2 条 <旧法典：L.122-45 条第 2 項>

いかなる労働者も、通常のスライキ権を行使したことを理由に、懲戒、解雇、あるいは L.1132-1 に記された差別的措置の対象となつてはならない。

L.1132-3 条 <旧法典：L.122-45 条第 3 項>

いかなる労働者も、L.1132-1 及び L.1132-2 に述べた不正行為について証言をした、あるいはそのことに言及したことを理由に、懲戒、解雇、あるいは差別的措置の対象となつてはならない。

L.1132-4 条 <旧法典：L.122-45 条第 5 項>

本節の規定を十分に理解せず(méconnaissance)労働者に対して行われた処分や法的行為は、無効となる。

L.1133-1 条 <旧法典：L.122-45-3 条、2008 年 5 月 27 日の法律第 2008-496 号第 6 条により修正>

異なる取扱いが本質的かつ決定的な職業上の必要性に応えるものであり、さらに、その目的が合法的であり均衡がとれている(proportionné)場合に限り、L.1132-1 条は異なる取扱いを妨げない。

L.1133-2 条 <旧法典：L.122-45-3 条、2008 年 5 月 27 日の法律第 2008-496 号第 6 条により修正>

年齢に基づき異なる取扱いがなされる場合は、それが、合法的な目的によって、客観的かつ合理的に正当化され、特に労働者の健康又は安全を保持し、就労を優遇し、雇用、再雇用、失業した場合には補償を確保しようとするものであり、さらにその目的を実現する方法が適切かつ必要なものである場合は、差別ではない。

異なる取扱いに含まれるのは、特に以下の場合である。

1. 若者や高齢の労働者を保護するために、雇用へのアクセスを禁止する、あるいは、特別な労働条件を設ける、
2. その職務に職業訓練が必要なこと、あるいは、退職までにある程度の期間が必要であることを理

由に、採用の際に年齢に上限を設ける。

L.1133-3 条 <旧法典：L.122-45-4 条第 1 項>

健康状態又は障害を理由として、労働医によって確認された労働不適正⁽²⁾(inaptitude)に基づき異なる取扱いがなされる場合は、それが、客観的で、必要があり、適切なものである場合は、差別にはあたらない。

L.1133-4 条 <旧法典：L.122-45-4 条第 2 項>

L.5213-6 条に定める障害者のため、及び、平等取扱促進のための施策は、差別にはあたらない。

L.1134-1 条 <旧法典：L.122-45 条第 4 項>

第 2 節の規定を十分に理解していなかった(méconnaissance)ために訴訟が起きた場合、雇用、企業内研修・実習へ応募する者又は雇われている労働者は、「差別との戦いの分野における共同体の権利規定に適合した条文に関する 2008 年 5 月 27 日の法律第 2008-496 号」に定義する直接的又は間接的な差別が生じていると推定できる事実的要素(element de fait)を提出する。

これらの事実的要素を鑑み、被告側はいかなる差別にもあてはまらない客観的要素により自らの決定を正当化することができることを証明しなければならない。

裁判官(juge)は、必要な場合には有用であると考えあらゆる手段を講じることを命じ、信憑性について自らの判断(conviction)を形成する。

L.1134-2 条 <旧法典：L.122-45-1 条>

国レベル、県あるいはサン・バルテルミー島及びサン・マルタン島の海外準県レベル、又は企業内にある代表的職業組合組織(organisation syndicale représentative)は、第 2 節の規定(disposition)を適用して、法廷においてあらゆる訴権を行使することができる。

職業組織は、L.1134-1 条に定められた条件において、採用・見習い・企業内研修の候補者や従業員のために、訴権(action)を行使することができる。

訴訟について文書で当事者に通知(avertir)し、訴訟の意図を伝えた日から数えて 15 日以内に反対の意が示されなければ、職業組織は当事者の委任を受ける必要はない。

当事者は常に、職業組織が起こした訴訟に参加することができる。

L.1134-3 条 <旧法典：L.122-45-1 条第 2 項>

差別と戦うために合法的に設立され設立後 5 年以上である、又は障害の分野に従事している非営利組織(association)は、第 2 節の規定を適用して法廷であらゆる訴権を行使することができる。

この組織は、当事者の文書による承諾が得られれば、L.1134-1 条に基づいて、採用・見習い・企業内研修の候補者や従業員のために、訴権を行使することができる。

当事者は、何時でもこの組織が行う訴訟に参加することができ、どの時点においても訴訟を取り下げることができる。

L.1134-4 条 <旧法典：122-45-2 条>

第 2 節の規定を根拠として労働者が起こした訴訟又は労働者のために起こした訴訟の後に労働者が解雇された場合、解雇される真の重大な理由がなく、雇用主が行った解雇は実際にはその訴訟が原因であると立証できれば、その解雇は無効であり、効力をもたない。この場合、復職は権利であり、その労働者はその職を全く辞めなかったものとみなされる。

当該労働者が労働契約を続行することを拒むならば、労働審判所(conseil de prud'hommes)が以下の支給を認める(allouer)。

- 1 . 過去 6 ヶ月の賃金(salaire)を下回らない額の補償金(indemnité)
- 2 . L.1234-9 条や労働協約・協定、労働契約に定められる解雇手当(indemnité de licenciement)に相当する補償金

L.5427-1 条に述べた組織のために、L.5312-1 条に述べた機関へ償還される、誤った解雇の場合に労働者へ支払われる失業手当(indemnité de chômage)に関する L.1235-4 条もまた適用される。

L.1134-5 条 <2008 年 6 月 17 日の法律第 2008-561 号第 16 条により新設>

差別に基づく損害(préjudice résultant d'une discrimination)に対する賠償請求権は、差別であることが明らかになった時点から 5 年で時効となる。

この期日に関しては、協定による調整は行われぬ。

損害賠償(dommages et intérêts)により、差別に基づく損害全体がその期間全体に対して賠償される。

第 5 部：雇用

第 2 編：特定のカテゴリーに属する労働者に適用される規定

第 1 章：障害労働者(travailleurs handicapés)

第 1 節：障害者雇用のための政策の目的

L.5211-1 条 <旧法典：L.323-9 条第 2 項から第 5 項>

障害労働者の再配置(reclassement)とは、以下の通りである。

- 1 . 最終的には再訓練によって補完される機能再適応(réadaptation fonctionnelle)
- 2 . 職業指導(orientation)
- 3 . 職業再教育又は職業訓練(場合により学校での再訓練を含む)
- 4 . 復職

L.5211-2 条 <旧法典：L.323-11-1 条>

障害者の働く権利を行使するための包括的な条件作りを目指して、障害者の職業訓練や資格取得のための政策を協議・策定し、実施するのは、以下の機関である。

- 1 . 国
- 2 . 雇用関連の行政組織(service public)
- 3 . 障害者職業編入基金(L'association de gestion du fonds pour l'insertion professionnelle des handicapés)
- 4 . 公務部門における障害者職業編入基金 FIPHFP (Le fonds pour l'insertion des personnes handicapées dans la fonction publique)
- 5 . 州(région)
- 6 . 社会保障関連機関
- 7 . 職業組合組織(organisation syndicale)及び障害者を代表する非営利組織(association)

L.5211-3 条 <旧法典：L.323-11-1 条第 2 項>

障害労働者の職業訓練及び資格取得へのアクセスに関する政策が目的とするのは、障害労働者の訓練におけるニーズ、及び現行の職業訓練の質に関して、調査・数量化することである。

この政策は、一般職業訓練機関と障害補償や差別是正のための特別機関の連携を促進するために、さまざまな規定(dispositif)が効果的に使えるようにするものである。

L.5211-4 条 <旧法典：L.323-11-1 条第 4 項>

障害をもつ者あるいは労働を不能にする(invalidant)健康上の問題を呈する者に特有の制約(contrainte)を考慮するため、第 6 部に定められる職業訓練活動では、デクレに定められる条件に基づいて、部分的受入れ、中断、職業訓練を有効なものにする期間と態様について調整を行う(adapter)。

第 2 節：障害労働者、戦争による身体障害者及び同等の人々(mutilé de guerre et assimilé)の雇用義務

第 1 款：適用領域

L.5212-1 条 <旧法典：L.323-1 条第 1 項及び第 5 項、L.323-4 条第 1 項>

本節の規定は、少なくとも 20 人以上の従業員を擁する全ての雇用主(employeur)に適用される。この中には営業的性格の(industriel et commercial)公施設(établissement public) も含まれる。

第 2 款：雇用義務

L.5212-2 条 <旧法典：L.323-1 条第 1 項>

すべての雇用主は、L.5212-13 条に記される障害労働者及び戦争による身体障害者及び同等の人々を、その全従業員の 6 %の割合で雇用する。

L.5212-3 条 <旧法典：L.323-1 条第 2 項、第 3 項>

複数の事業所を有する企業においては、雇用義務は各事業所ごとに適用される。

労働者派遣企業においては、常勤の従業員しか雇用義務の対象とならない。

L.5212-4 条 <旧法典：L.323-1 条第 4 項>

新設時に 20 人以上を擁する企業、又は、従業員数を増加させたことにより 20 人以上となった企業にはすべて、雇用義務に従うまでにデクレに定められた猶予が認められるが、この期間は 3 年間を超えることはできない。

L.5212-5 条 <旧法典：L.323-8-5 条>

雇用主は、現在の総従業員数に対して雇用義務対象者(bénéficiaire)が占める雇用の割合を記載した年次報告書を行政官庁に提出する。

雇用主はまた、L.5212-6 条から L.5212-11 条に記された態様に従って雇用義務を履行していることを証明する。

報告書を提出しなかった場合には、雇用主は雇用義務を果たしていないものとみなされる。

第 3 款：義務の実施方法

第 1 小款：部分的実施

L.5212-6 条 <L.323-8 条第 1 項>

雇用主は以下の機関のいずれかと、物品納入契約・下請け契約・役務調達契約を結ぶことにより、雇用義務を部分的に果たすことができる。

- 1 . 適応企業(entreprise adaptée : EA)
- 2 . 在宅労働供給センター(centre de distribution de travail à domicile : CDTD)
- 3 . 労働支援機関・サービス(établissement ou service d'aide par le travail : ESAT⁽³⁾)

部分的な雇用義務の履行は、これら EA、CDTD、ESAT に供給された仕事の量に応じて行われる。

この部分的な義務履行の方法と上限は、命令事項 (réglementaire) により定められる。

L.5212-7 条 <旧法典：L.323-8 条>

雇用主は、以下の者のいずれかを受け入れることで、雇用義務を部分的に果たすことができる。

- 1 . L.6341-1 条第 2 項との関連で L.5312-1 条に定められる機関から報酬(rémunération)を得ている雇用義務の対象となる障害者
- 2 . 職業訓練として L.6341-4 条に定められた条件のもとで認められた研修を行っている障害者

雇用義務として算入できる人数は、企業(entreprise)の総従業員数の 2 % を超えることはできない。

第 2 小款：協定の適用による履行

L.5212-8 条 <旧法典：L.323-8-1 条第 1 項>

雇用主は、障害者のための年次プログラムあるいは多年度プログラムの実施の旨を定めた業界・団体・企業あるいは事業所の協定(accord)を適用することで、雇用義務を果たすことができる。

第 3 小款：毎年の納付金⁽⁴⁾(contribution)の支払いによる履行

L.5212-9 条 <旧法典：L.323-8-2 条第 2 項、第 3 項>

雇用主は、雇用すべきであった雇用義務対象者(bénéficiaire)のそれぞれについて、L.5214-1 に定める障害者の職業への編入を促進する基金⁽⁵⁾(fonds de développement pour l'insertion professionnelle des handicapés)に、毎年納付金を支払うことで雇用義務を果たすことができる。

この納付金の額は、デクレの規定に基づき、その企業の従業員数と特定の能力を必要とする職務に従事する雇用の数に応じて調整することができる。特に労働監督官の最終意見に従って当該行政官が障害重度を認定した場合、あるいは、就労に関して著しい困難が感じられる場合には、L.5212-13 条に定められた雇用義務対象者の職場維持や直接雇用に関して企業が行うことを承諾した努力も考慮に入れる。

L.5212-10 条 <旧法典：L.323-8-2 条第 4 項>

納付金の算出方法においては、不足している雇用義務対象者の時間当たりの最低賃金の 600 倍を上限として、デクレで定められる。

3 年を超える期間、雇用義務のある雇用義務対象者を一人も雇用しない、あるいは L.5212-6 条に定める契約を一度も締結しない、あるいは L.5212-8 条に定める協定を一度も適用しない企業の場合、デクレに定める条件により、納付金の上限は時間当たりの最低賃金の 1500 倍まで引き上げられる。

L.5212-11 条 <旧法典：L.323-8-2 条第 5 項>

職場内あるいは職場へのアクセスにおいて障害労働者の雇用・再雇用・継続雇用のために企業が直接支払ったが、法律事項(législative)や命令事項(réglementaire)の適用ではカバーされない費用は、年納付金から差し引き、雇用義務の一部履行とすることができる。

この控除によってもたらされる優遇措置は、L.5214-1 条に示された非営利組織(association)により同じ目的で与えられる助成金とは併用することはできない。

第 1 項に記された費用の性格、及び納付金額から控除することができる条件は、デクレによって定められる。

第 4 小款：行政罰

L.5212-12 条 <旧法典：L.323-8-6 条>

L.5212-2 条、L.5212-6 条から L.5212-11 条で定義された義務を 1 つも果たしていない場合には、罰金として、L.5212-10 条第 2 項に定められた納付金に 25 パーセントを割増した金額の国庫への支払いが科される(astreindre)。

第4款：雇用義務の雇用義務対象者

第1小款：雇用義務対象者の種類

L.5212-13 条 <旧法典：L.323-3 条>

L.5212-2 条によって設定される雇用義務対象者は以下のとおりである。

- 1 . 家族及び社会扶助法典⁽⁶⁾(code de l'action sociale et des familles) L.146-9 条に定める障害者権利自立委員会(commission des droits et de l'autonomie des personnes handicapées)によって障害をもつものとして認定された労働者
- 2 . 10 パーセント以上の恒久的労働不能(incapacité)をもたらした労働災害あるいは職業病の被害者で、社会保障の一般制度あるいはその他すべての義務的社会保護制度から年金(rente)を受け取る資格をもつ者
- 3 . 該当者の疾病が労働能力あるいは収入を3分の2以上減少させている者で、社会保障の一般制度やその他のすべての義務的社会保護制度のもとで、あるいは公務員を対象とする規定により与えられる障害年金を受給する資格をもつ者
- 4 . 旧軍人及びその同等の者で、軍人障害年金及び戦争の犠牲者に関する法典(code des pensions militaires d'invalidité et des victimes de la guerre) に定められた軍人障害年金を受ける資格をもつ者
- 5 . 戦争で夫を失い再婚していない女子で、同法典による年金の受給資格を有し、その配偶者であった軍人あるいは同等の者が、従軍に基づく負傷あるいは病気の結果、あるいは少なくとも85パーセントの障害を負い軍人障害年金の受給資格を有していた時に死亡した者
- 6 . 戦争で片親を失った21歳未満の子、及び、再婚していない配偶者又は結婚していない親で、軍人あるいは同等の者であった母親、父親又は子が戦争による負傷あるいは病気の結果、あるいは少なくとも85パーセントの障害を負い軍人障害年金の受給資格を有していた時に死亡した者
- 7 . 戦争で配偶者を失い再婚した者で、死亡した軍人あるいは同等の者との間に少なくとも1人の子どもがいて、再婚以前に上記5に定める条件の年金を受給する資格を取得したか、あるいは、取得できる状態にあった者
- 8 . 従軍の結果生じた精神障害によって収容されている者の妻で、軍人障害年金及び戦争の犠牲者に関する法典(code des pensions militaires d'invalidité et des victimes de la guerre)L.124 条の適用を受ける者
- 9 . ボランティア消防士の職務履行中の負傷及び職業病の際の社会的保護に関する1991年12月31日の法律第91-1389号に定められた要件に基づき支給される障害手当(allocation)あるいは障害年金(rente d'invalidité)の受給資格をもつ者
- 10 . 家族及び社会扶助法典(code de l'action sociale et des familles)L.241-3 条に定める障害者手帳の保持者
- 11 . 成人障害者手当(allocation aux adultes handicapés)の受給資格をもつ者

第2小款 雇用義務対象者数の計算

L.5212-14 条 <旧法典：L.323-4 条第2項>

雇用義務対象者数を計算するには、L.1111-2 条の規定の適用除外により、過去12ヶ月間に6ヶ月以上勤務していれば、労働契約の性格や勤務していた期間にかかわらず、1人を1ユニットとして数える。

派遣労働者あるいは外部企業から出向している者の場合は、過去 12 ヶ月間にその会社で働いた時間に比例して算出される。

L.5212-15 条 <旧法典：L.323-5 条第 1 項>

軍人障害年金及び戦争犠牲者に関する法典第 3 編第 3 章第 4 節の規定の適用によって留保雇用(emploi réservé)の対象となる者は、雇用義務対象者数の計算に算入される。

第 5 款：訴権

L.5212-16 条 <旧法典：L.323-8-7 条>

本節の雇用義務対象者の利益を守ることを主な目的とする非営利組織(association)は、本節の規定の不履行を根拠として、非営利組織が代表している集団的利益に一定の損害をもたらす場合には、民事訴訟をおこすことができる。

第 6 款：実施規定

L.5212-17 条 <旧法典：L.323-34 条、L.323-8-1 条、L.323-8-8 条>

本款の適用要件、特に L.5212-8 条の集団協定(accord collectif)が行政機関によって承認される条件は、国務院のデクレが定める。

第 3 節：障害労働者の認定及び職業指導

第 1 款：障害労働者の資格の認定

L.5213-1 条 <旧法典：L.323-10 条第 1 項>

障害労働者とは、1 つ又は複数の、身体面、感覚面、知能面、精神医学面の機能の変化により、雇用を得るあるいは維持する可能性が、現実に縮小されている全ての人をいう。

L.5213-2 条 <旧法典：L.323-10 条第 2 項、第 3 項>

障害労働者の資格は、家族及び社会扶助法典 L.146-9 条に定める障害者権利自立委員会(commission des droits et de l'autonomie des personnes handicapées)によって認定される。

家族及び社会扶助法典 L.312-1 条 5 に定める労働支援機関・サービス内の職業指導も、障害労働者の質の認定に匹敵する。

第 2 款：再適応、再教育及び職業訓練

(省略)

第 3 款：就労の場における職業指導(orientation)

第 1 小款：障害労働者の権利と保障

L.5213-6 条 <旧法典：L.323-9-1 条、2008 年 5 月 27 日の法律第 2008-496 号第 6 条により修正>

障害労働者についての平等取扱原則の尊重を保障するために、雇用主は、具体的状況における必要性に応じて、L.5212-13 条 1 から 4、9 から 11 に定められた障害者が、その資格に応じた雇用を得ることあるいは雇用を維持すること、仕事を遂行すること、もしくは雇用を発展させることを可能にするため、又は当該労働者の必要に応じた教育訓練が与えられるようにするために、適切な措置(mesures appropriées)をとる。

ただし、当該措置を実施するに伴う負担が、雇用主が支払う費用の全額又は一部を補填する L.5213-10 条に定める助成金(aide)に鑑み、不均衡⁽⁷⁾(disproportionné)でない限りにおいてである。

第 1 項の措置をとることを拒否した場合、L.1133-3 に規定する差別となりうる。

L.5213-7 条 <旧法典：L.323-6 条第 1 項>

L.5212-13 条に定める雇用義務対象者の賃金は、法的規定あるいは労働協約・協定の約定の適用によって得られる額を下回ることはできない。

(省略)

L.5213-9 条 <旧法典：L.323-7 条>

解雇の場合には、L.1234-1 条の適用により決定される予告期間は、第 2 節の雇用義務対象者に関しては 2 倍となる。ただし、この措置によって予告期間が 3 ヶ月を超える効果はない。

しかし、この規定は、労働法規、労働協約・協定、あるいは、それが無い場合には慣行によって、3 ヶ月以上の予告期間が定められている場合には適用されない。

第 2 小款：助成金

L.5213-10 条 <旧法典：L.323-9 条第 6 項>

国は、障害者による一般の生産活動の場への就労・再雇用を容易にするために、障害労働者の義務雇用に従わなければならない全ての雇用主に、障害者の職業への編入を促進する基金(fonds de développement pour l'insertion professionnelle des handicapés)の助成金を付与することができる。

この助成金は、また指導(encadrement)によって生じた補足的コストを補うためでもある。

L.5213-11 条 <旧法典：L.323-6 条第 2 項>

障害労働者の賃金に関する L.5213-7 条の規定を適用するには、労働監督官の最終答申の後に行政機関が決定を下せば、障害者の職業への編入を促進する基金による助成金を受給することができる。

この助成金は、雇用主により申請されるが、雇用義務対象者の特徴に応じて支給される。

この助成金は、L.5212-9 条に定める障害者雇用に対する納付金減額制度と重複して受給することはできない。

L.5213-12 条 <旧法典：L.323-6 条>

賃金労働ではない職業活動に従事することを選んだ障害労働者は、その者の障害あるいはその者の生産性が明らかに低下したことに対して、障害者の職業への編入を促進する基金の助成金を受給することができる。

第3小款：適応企業⁽⁸⁾(*entreprise adaptée*)及び在宅労働供給センター(*centre de distribution de travail à domicile*)

L.5213-13 条 <旧法典：L.323-31 条>

適応企業(*entreprise adaptée*)及び在宅労働供給センター(*centre de distribution de travail à domicile*)は、公的もしくは私的な団体(*collectivité*)又は組織(*organisme*)、特に営利法人 (*société commerciale*)が設置することができる。後者に関しては、別法人として設立される。

適応企業と在宅労働供給センターは、認可(*agrément*)に相当する目標契約(*contrat d'objectif*)を行政当局と結ぶ。

L.5213-14 条 <旧法典：L.323-32 条第1項>

本法典の規定は、適応企業(*entreprise adaptée*)及び在宅労働供給センター(*centre de distribution de travail à domicile*)の障害をもつ賃金労働者に適用される。

L.5213-15 条 <旧法典：L.323-32 条第2項から第4項>

適応企業(*entreprise adaptée*)の障害労働者には、その者が就いている労働ポスト及び資格を考慮して、法的規定や当該産業部門(*branche d'activité*)に適用される協約(*stipulation conventionnelle*)を鑑み、定められた賃金が支払われる。

その賃金は、L.3231-1 条以降を適用して決められる最低賃金(*salaire minimum de croissance*)を下回ってはならない。

適応企業の労働者には、さらに第3部第3編に定める利益配分(*intéressement*)、参加、集団的社会貯蓄(*épargne salariale*)に関する規定が適用される。

L.5213-16 条 <旧法典：L.323-32 条第5項>

適応企業(*entreprise adaptée*)に雇用される1人又はそれ以上の労働者は、L.8241-2 条に定める条件で、デクレに定める態様に従い、一時的に他の雇用主のもとで働くことができる。

L.5213-17 条 <旧法典：L.323-33 条>

一般企業(*entreprise ordinaire*)で働くために自らその職を辞する場合、その辞職する賃金労働者は、その後再び適応企業(*entreprise adaptée*)で働くことを希望すれば、デクレに定める態様に従い優先雇用権(*priorité d'embauche*)を得ることができる。

L.5213-18 条 <旧法典：L.323-31 条第3項>

適応企業及び在宅労働供給センターは、第1編に定める全ての規定の適用を受けることができる(bénéficiaire)。

しかし、この規定から得られる恩恵(bénéfice)は、同じ就労ポストに対して、L.5213-19条に定める職務助成金⁽⁹⁾(aide au poste)、あるいは同じ目的を持ついかなる特定の助成金とも併せて受給することはできない。

L.5213-19条 <旧法典：L.323-31条第4項、第5項>

適応企業及び在宅労働供給センターは、労働市場に向けて障害者権利自立委員会(commission des droits et de l'autonomie des personnes handicapées)が就労支援を行った障害労働者1人1人に対して、国によって出資される一括職務助成金(aide au poste forfaitaire)を得ることができる。

労働効率が低下した障害労働者をかなり多く雇用することにより生じるコスト増を考慮に入れ、上記の組織はさらに、デクレで定める割当の態様に基づいて特定の助成金(subvention)を受け取ることができる。この助成金は、社会調査や障害者の労働ポストに合わせた個別訓練に用いることができる。

第4款：その他の職業指導(orientation)

L.5213-20条 <旧法典：L.323-30条第1項>

障害者権利自立委員会(commission des droits et de l'autonomie des personnes handicapées)により労働市場に向けた職業指導が不可能と認められる障害者は、家族及び社会扶助法典L.312-1条I 5に定める施設や労働援助センター(service d'aide par le travail)に受け入れることができる。

第5款：訴権

L.5213-21条 <旧法典：L.323-8-7条>

本節の雇用義務対象者の利益を守ることを主な目的とする非営利組織(association)はL.5213-7条、L.5213-9条からL.5213-12条の規定の不履行を根拠として、組織が代表している集団的利益に一定の損害をもたらす場合には、民事訴訟を起こすことができる。

第6款：適用範囲

L.5213-22条 <旧法典：L.323-34条、L.323-17条、L.323-6条、L.323-8-8条、L.323-31条>

本節の適用態様は、国務院(Conseil d'Etat)のデクレにより定められる。

第4節：障害者の就業を目指す施設や組織

第1款：障害者の職業への編入を促進する基金(fonds de développement pour l'insertion professionnelle des handicapés)

L.5214-1条 <旧法典：L.323-8-2条第1項、L.323-8-3条第1項>

障害者の職業への編入を促進する基金(fonds de développement pour l'insertion professionnelle des handicapés)は、障害者の一般就労参入のための方法を増やすことを目的とする。

この基金の管理運営は、労働者、雇用主及び障害者の代表及び有識者によって運営される非営利組織(association)にゆだねられる。

この非営利団体の地位は、行政当局により承認される。

L.5214-2 条 <旧法典：L.323-8-3 条第 3 項>

目的に関する協定(convention d'objectifs)は、3 年ごとに、国と、障害者の職業への編入を促進する基金(fonds de développement pour l'insertion professionnelle des handicapés)の管理を担当する非営利組織との間で結ばれる。

L.5214-3 条 <旧法典：L.323-8-4 条第 1 項、第 2 項>

障害者の職業への編入を促進する基金(fonds de développement pour l'insertion professionnelle des handicapés)の財源は、障害者の一般就労の場へのあらゆる形での編入を促進するために充てられる。

この財源は特に、以下に充てられる。

- 1 . 職業訓練の補足的な費用の補填や、企業内の当事者の助けとなるような画期的な活動及び企業内の当事者に恩恵を与える研究の財源
- 2 . 職業生活の中で、就労や雇用の継続に必要な措置

本条で定義する活動とは、雇用義務対象者を雇用する場合、L.5212-2 条で定める雇用義務の対象とならない企業、及び自営業を営む労働者を含む場合がある。

第 2 款：訴権

L.5214-4 条 <旧法典：L.323-8-7 条>

本節の雇用義務対象者の利益を守ることを主な目的とする非営利組織(association)は、本節の規定の不履行を根拠として、組織が代表している集団的利益に一定の損害をもたらす場合には、民事訴訟をおこすことができる。

第 3 款：適用範囲

L.5214-5 条 <旧法典：L.323-34 条、L.323-8-4 条、L.323-8-8 条>

本節の適用態様は、特に以下の態様については、国务院のデクレにより決定される。

- 1 . 障害労働者の職業的・社会的再配置のための上級委員会の機能、及び委員の指名条件に関する態様
- 2 . 障害者の職業への編入を促進する基金(fonds de développement pour l'insertion professionnelle des handicapés)に払い込まれた納付金の配分及び利用の管理に関する態様

第5節：刑罰に関する規定

L.5215-1 条⁽¹⁰⁾ <旧法典：L.362-1 条>

病気の者及び怪我をした者に対する再訓練及び職業的再訓練に関して、L.5213-5 の規定を十分に認識していなかった(méconnaissance)場合には、L.4741-4 条、L.4741-5 条及び L.4741-12 条が適用される。

【注】

- (1) 訳注：loi no 2008-496 du 27 mai 2008 portant diverses dispositions d'adaptation au droit communautaire dans le domaine de la lutte contre les discriminations
- (2) 訳注：inaptitude には「労働不能」という言葉が当てられることもある。
- (3) 訳注：ESAT は旧 CAT(労働援助センター)である。
- (4) 訳注：contribution は負担金、拠出金とも訳されるが、ここでは「納付金」を用いた。
- (5) 訳注：「障害者の職業への編入を促進する基金」とは、一般に「障害者職業編入基金」と訳されているものであるが、組織名にはない développement という語が入っているため、原文に忠実に訳した。
- (6) 訳注：code de l'action sociale et des familles は「社会福祉家族法典」との訳もある。
- (7) 訳注：disproportionné は「不釣り合い」という言葉が当てられることもある。
- (8) 訳注：entreprise adaptée に関しては、資料シリーズ No.87 では「適合企業」という訳が使われている。
- (9) 訳注：aide au poste は、「職務支援金」と訳されている場合もある。
- (10) 前シリーズには含まれていないが、追加した。

【文献】

障害者職業総合センター：障害国における障害者雇用施策の現状と課題，資料シリーズ No.41(2008)

4 ドイツにおける重度障害者雇用に関する規則

ドイツの障害者雇用の根幹をなす社会法典第9編は前出のフランス労働法典とともに別途掲載したが、本節では同法に関連する規則の中から雇用率制度に関係の深いもの2点を掲載する

(1) 重度障害者負担調整賦課金規則

重度障害者負担調整賦課金規則（仮訳）

Schwerbehinderten-Ausgleichsabgabeverordnung SchwbAV

1988年3月28日公布版（連邦官報 第 部.484 ページ）

2007年3月28日に改正（連邦官報 第 部 2264 ページ）

目次

第1章（廃止）

第1条～第13条（廃止）

第2章 社会統合事務所が行なう負担調整賦課金の資金からの重度障害者の労働生活への参画支援

第14条 利用目的

1. 重度障害者のための職場・職業訓練場所の提供を支援するための給付

第15条 重度障害者のための職場・職業訓練場所を創造するための雇用主への給付

第16条 重度障害者の労働市場プログラム

2. 労働生活における付随的援助のための給付

第17条 給付の種類

第18条 給付の前提条件

・ 重度障害者に対する給付

第19条 技術的な作業補助

第20条 通勤のための援助

第21条 独立した職業生活の確立と維持のための援助

第22条 障害者に適した住宅の調達、装備及び維持のための援助

第23条（廃止）

第24条 職業上の知識と技能を取得し向上させるための措置に参加するための援助

第25条 特別な生活状態への援助

・ 雇用主に対する給付

第26条 重度障害者のための職場・職業訓練場所の場における障害者に適した施設のための給付

第26a条 特に該当する重度障害のある少年及び若い成人の職業訓練費用のための補助金

第26b条 障害のある少年及び若い成人の職業訓練費用に対する奨励金と補助金

第26c条 職業編入マネジメント導入のための奨励金

第27条 負担が非常に重い時の給付

第27a条 社会統合専門機関への給付

・その他の給付

第 28 条 重度障害者の心理社会的なケアを行なうための給付

第 28a 条 統合プロジェクトのための給付

第 29 条 啓蒙・訓練・教育のための措置を実施するための給付

3. 重度障害者の労働生活への参画のための施設に対する給付

第 30 条 支援できる施設

第 31 条 支援のための条件

第 32 条 支援の原則

第 33 条 給付の種類と金額

第 34 条 貸付金の返済と利子

第 3 章 負担調整基金

1. 負担調整基金の構成

第 35 条 法形式

第 36 条 負担調整基金の資金の送金

第 37 条 連邦予算規則の適用

第 38 条 予算案の作成

第 39 条 予算案の決定

第 40 条 予算案の実行

2. 重度障害者の労働生活への参画のための負担調整基金の資金からの支援

第 41 条 利用目的

3. 負担調整基金の資金の譲与手続き

第 42 条 申告手続きと申請

第 43 条 諮問委員会の提案権

第 44 条 決定

第 45 条 連邦労働社会省の計画

第 4 章 終了規則

第 46 条 移行規定

第 47 条 発効と停止

第 1 章 (廃止)

第 1 条 ~ 第 13 条 (廃止)

第 2 章 社会統合事務所が行なう負担調整賦課金の資金からの
重度障害者の労働生活への参画支援

第 14 条 利用目的

(1) 社会統合事務所は利子、貸付金の返済金、返済された補助金、前年度の繰越金を含めた、自由に使用できる負担調整賦課金の資金を以下の給付にあてなければならない。

1. 重度障害者のための職場・職業訓練場所の提供を支援するための給付

2. 啓蒙、訓練、教育のための措置の実施を含む労働生活における付随的援助のための給付
 3. 重度障害者の労働生活への参画のための施設に対する給付
 4. 重度障害者の労働生活への参画の分野の研究計画やモデル計画の実施のための給付。ただし、それにもつぱら地域的な意義が認められる場合、または連邦労働社会省に申請された負担調整賦課金からの資金が支給されない場合に限る。
- (2) 負担調整賦課金からの資金は、第 1 項 1 及び 2 の支援のため優先的に利用される。
- (3) 社会統合事務所は第 41 条 1 項 3 ~ 6 の計画の支援に、負担調整基金を通して関与することができる。
1. 重度障害者のための職場・職業訓練場所の提供を支援するための給付

第 15 条 重度障害者のための職場・職業訓練場所を創造するための雇用主への給付

- (1) 雇用主は次の措置のために費やした経費の全額まで貸付金や補助金を受けることができる。
1. 以下の重度障害者のための事業所または官公署における、適切で必要であれば障害者を配慮した職場の新設
 - a. 雇用義務(社会法典第 9 編第 71 条)がなくとも、または義務職場数を超えて、雇用される重度障害者
 - b. 労働生活、職業生活において特別な困難に見舞われる重度障害者(社会法典第 9 編第 71 条 1 項 2 文及び第 72 条)に対して、特別な雇用義務を満たすという範囲で雇用される者
 - c. 12 ヶ月以上にわたる長期の失業期間後に雇用される者
 - d. 認定障害者作業所での就業後に雇用される者
 - e. 社会法典第 9 編第 81 条 3 項 1 文、4 項 1 文 1、4、5 及び 5 項 1 文の特別扶助や支援の措置を実施するために新しく創造された職場に移動させられる者、または新しく創造された職場への移動をせずに雇用関係を終了させようとする者
 2. 適切で、必要であれば障害者を配慮した職業訓練場所と、重度障害者のためのその他の職業教育の場、特に事業所または官公署内での社会法典第 9 編第 33 条 3 項 3 に沿った労働生活への参画のための措置に参加するための場所の新設
- いずれも、支援された場所が個々の場合に依りて決定される長期的な期間にわたって重度障害者をそこに保っていけることが保証される場合に限られる。給付は重度障害者の職業訓練を通じて第 1 文で支援された対象物を使用する際に発生した経費に対しても支給される。
- (2) 給付は、雇用主が総経費を適切な割合で出資している場合、さらに、同じ目的のために他から資金を支給されていない場合にのみ支給される。給付の種類と金額は個々の状況によって決まる。貸付金は年間 10% ずつ返済されなければならない。支払いが行なわれたその暦年と翌年は返済が免除される。また利息も免除される。
- (3) 職場・職業訓練場所の障害者に配慮した設備及びパートタイム労働の場の施設は、第 1 項の給付が支給されていない場合、労働生活に伴う援助に関する規則(第 26 条)に沿った支援を受けることができる。

第 16 条 重度障害者のための労働市場プログラム

社会統合事務所は、社会法典第 9 編第 104 条 3 項に従って、地域的な期限限定の労働市場プログラムを実施するために負担調整賦課金の資金を連邦雇用機構に割り当てることができる。

2. 労働生活における付随的援助のための給付

第 17 条 給付の種類

(1) 以下のような労働生活における付随的援助のための給付が支給される。

1. 重度障害者に対して
 - a. 技術的な作業補助のため(第 19 条)
 - b. 職場への通勤のため(第 20 条)
 - c. 独立した職業生活の確立と維持のため(第 21 条)
 - d. 障害者に適した住宅の調達、装備、維持のため(第 22 条)
 - e. (廃止)
 - f. 職業上の知識と技能を取得し向上させるための措置に参加するため(第 24 条)
 - g. 特別な生活状況にある場合(第 25 条)
2. 雇用主に対して
 - a. 重度障害者のために職場・職業訓練場所を障害にあわせて整備するため(第 26 条)
 - b. 料金、特に該当する重度障害のある少年及び若い成人の職業訓練における受験料のための補助金のため(第 26a 条)
 - c. 障害のある少年及び若い成人の職業訓練費用に対する奨励金と補助金のため(第 26b 条)
 - d. 職業編入マネジメント導入のための奨励金のため(第 26c 条)
 - e. 法外な負担の場合(第 27 条)
3. 社会統合専門機関の運営者に対して利用にかかる費用のため(第 27a 条)、無料の物を含む公益的な施設や組織に対して重度障害者の心理社会的なケアの費用のため(第 28 条)及び統合プロジェクトの運営者のため(第 28a 条)
4. 啓蒙・訓練・教育のための措置を実施するための給付(第 29 条)

この他に、これらの給付は特別な状況下ではその他の措置の提供者に対しても支給される。これらの措置は、重度障害者の一般の労働市場における労働生活への参画(可能な限り継続的な就業の開始、遂行及び保証)を可能に、容易にあるいは確実にすることに有効で、ふさわしいものでなければならない。

(1a) 重度障害者は、労働生活における付随的援助に対する社会統合事務所の管轄範囲内で、負担調整賦課金の中の重度障害者が使用可能な資金から、必要とする就労支援(Arbeitsassistentz)の費用負担に対する請求権を有する。

(2) 第 1 項及び第 1a 項に掲げた給付以外では、重度障害者の労働生活への参画に役立たない、または間接的にしか役立たないものは支給されない。特に、医療措置、休暇、余暇に関わる措置は支援されない。

第 18 条 給付の前提条件

(1) 第 17 条 1 項及び 1a 項の給付は、同じ目的のための給付が他のリハビリテーション担当機関、雇用主、その他から支給されていないそしてそれに対して法的請求権が存在しないときに支給される。社会法典第 12 編第 2 条に従った社会扶助の提供者の下位性、社会統合事務所の給付によるリハビリテーション担当機関の給付の増額の禁止(社会法典第 9 編第 102 条 5 項 2 文後半)、労働生活における付随的援助のための給付を暫定的に支給する社会統合事務所の可能性(社会法典第 9 編第 102 条 6 項 3 文)はそのまま適用される。

(2) 重度障害者の労働生活における付随的援助のための給付は以下の場合に支給される。

1. 障害の種類または程度を考慮して、一般の労働市場における労働生活への参画が特に困難で、それが給付によって可能あるいは容易、確実になる場合。
2. 障害のために制限されるため重度障害者が必要な資金を自ら調達することを期待できない場合。

それ以外のときは重度障害者の所得状況が考慮される。

- (3) 給付は一回払いの給付、または継続的給付として支給される。継続的給付は、通常期限付きでのみ支給される。給付は繰り返し支給される。

・ 重度障害者に対する給付

第 19 条 技術的な作業補助

技術的な作業補助（technischer Arbeitshilfen）の調達とその整備や修理、使用にあたっての重度障害者への教育のための費用は、その全額まで引き受けられる。同様のことは補充品の調達や技術の発展に適應するための費用にも適用される。

第 20 条 通勤のための援助

重度障害者は 1987 年 9 月 28 日付自動車援助規則(連邦官報第 部 2251 ページ)により、職場への通勤のための給付を受けることができる。

第 21 条 独立した職業生活の確立と維持のための援助

- (1) 重度障害者は独立した職業生活の確立と維持のため次の場合に貸付金と利子の補助を受けることが出来る。

1. その仕事をするために必要とされる個人的、専門的な条件を満たすとき
2. その仕事によって長期にわたって生計が本質的に確保されることが見込まれるとき
3. その仕事が、労働市場の現状とこれからの発展を考慮して、当を得たものであるとき

- (2) 貸付金は年間 10% ずつ返済される。支払いがされた年とその翌暦年は返済が免除される。第 2 文は貸付金に利子がつく場合の利子に適用される。

- (3) (現行の) 経営上の経費を補てんするための給付は支給されない。

- (4) 第 17 条から第 20 条、第 22 条から第 27 条は、自営の仕事をしているか、または開始しようとする重度障害者に有利になるように準用する。

第 22 条 障害者に適した住宅の調達、装備及び維持のための援助

- (1) 以下の目的のために重度障害者は給付を受けることが出来る。

1. 住宅援助法（Wohnraumförderungsgesetzes）第 16 条の意味の障害者に適した住居の調達のため
2. 住居とその装備を障害に起因する特別な需要に適應させるため
3. 障害者に適した住居への引越し、または職場との交通の便が非常に有利になる住居への引越しのため

- (2) 給付は補助金、利子の補助、あるいは貸付金の形で支給される。金額、返済、利子については個別の状況により決定される。

- (3) 他部門からの給付には、障害を原因とする同じ目的のために、それが重度障害者に支払われるときのみ算入される。

第 23 条（廃止）

第 24 条 職業上の知識と技能を取得し向上させるための措置に参加するための援助

事業所内外における職業上の知識と技能を取得し向上させるための措置、あるいは技術の進歩に適應するための、特に、種類、範囲、期間が重度障害者の需要にかなった上級教育や適應への措置に参加する重度障害者は、その参加によって生じる費用の全額までの補助金を受けることができる。これらの

援助は、昇進のためにも支給される。

第 25 条 特別な生活状態への援助

労働生活における付随的援助のためのその他の給付は、障害の種類と程度を考慮して、それが必要とされ、一般の労働市場における労働生活への参画を可能あるいは容易にし、確実にするためのものである限り、第 19 条から第 24 条で定めた給付として重度障害者に支給することができる。

．雇用主に対する給付

第 26 条 重度障害者のための職場・職業訓練場所における障害者に適した施設のための給付

(1) 雇用主は以下の措置のために発生した必要経費の全額までの貸付金 (Darlehen) または補助金 (Zuschüsse) を受けることができる。

1. 企業施設、機械、器具を含む作業場の障害者に適した設置と整備
2. パートタイムで働く重度障害者のための施設。特に、障害の種類と程度のために、必然的に労働時間が週に 18 時間より短い、ただし少なくとも 15 時間、の期間がある場合。
3. 職場・職業訓練場所に必要な技術的な補助用具を設置すること、これらのメンテナンス、修理及び、1 から 3 で助成されたものの使い方の重度障害者に対する教育
4. 重度障害者が事業所や官公署で障害者に適した職業にできるだけ長く携わることを可能に、容易に、あるいは確実にすることができるその他の措置。

補充品の供給、またはさらなる技術進歩に適合するための調達に関しても上記と同様である。

(2) 給付の種類と金額は個別の事情に従って決定される。特に、社会法典第 9 編第 81 条 3 項 1 文、4 項 1 文 4 及び 5、及び 5 項 1 文に従った第 1 項に掲げる措置を遂行するための雇用主の義務が存在し、それが果たされているかどうか、また、雇用義務のない、あるいは義務職場数を超えて (社会法典第 9 編第 71 条) 重度障害者を就業させているか、労働生活への参画において特別な困難に直面する重度障害者 (社会法典第 9 編第 71 条 1 項 2 文及び第 72 条) に対する雇用義務を果たすという意味で重度障害者を就業させているかどうか、によって決定される。

(3) 第 15 条 2 項 1 文及び 2 文が準用される。

第 26a 条 特に該当する重度障害のある少年及び若い成人の職業訓練費用のための補助金

雇用義務 (社会法典第 9 編第 71 条 1 項) がなく、特に該当する重度障害者を職業訓練 (Berufsausbildung) に採用する雇用主は料金に対する補助金、特に訓練に関する試験の費用を受け取ることができる。

第 26b 条 障害のある少年及び若い成人の職業訓練費用に対する奨励金と補助金

雇用主は訓練中第 68 条 4 項に沿って重度障害者と同等と扱われる障害のある少年及び若い成人の職業訓練費用について、奨励金 (Prämien) と補助金を受けることができる

第 26c 条 職業編入マネジメント導入のための奨励金

雇用主は職業編入マネジメント導入のための奨励金を受けることができる。

第 27 条 負担が非常に重いとときの給付

(1) 雇用主は、障害の種類と程度のために労働生活、職業生活において特別な困難に直面する重度障害者 (社会法典第 9 編第 72 条 1 項 1 の a から d)、短時間就業 (社会法典第 9 編第 75 条 2 項) の重度障害者で、特にこれらの給付がなければ雇用関係が危ぶまれる者の就業に係わる通常以上の負担を精算

するために、補助金を受けることができる。

第1項に沿った給付は、試行雇用や研修中であっても、障害者のための作業所で従事していて、一般労働市場への移行促進措置（作業所規則第5条4項）の枠組みが終了した重度障害者について、雇用主に発生する法外な負担がこの間のリハビリテーション担当機関の給付を通してカバーされないとき、提供することができる。

- (2) 通常以上の負担とは、平均以上の経済的支出、あるいは重度障害者の就業にあたってあらゆる手段を尽くしても雇用主に発生する負担で雇用主にその費用を負担させることを、種類あるいは金額について要求できないものをいう。
- (3) 第2項の必要費用に対する補助金に関しては第26条2項が準用される。
- (4) 補助金の期間は個別の事情によって決定される。

第27a条 社会統合専門機関への給付

社会法典第9編第2部7章の意味における社会統合専門機関の運営者は、社会法典第9編第113条に沿ってその活動を通して発生した必要費用に対する給付を受けることができる。

その他の給付

第28条 重度障害者の心理社会的なケアを行なうための給付

- (1) 社会統合事務所が自らに責任があり、個別に求められる重度障害者の心理社会的なケアという任務を遂行する際に、その責任を継続しながら関わる自主公益的な心理社会的機関の運営者は、それから発生した必要な費用に対する給付を受けることができる。
- (2) 第1項の給付には以下の条件がある。
 1. その心理社会的機関が、心理社会的なケアの措置を実施するための人的、場所的、物的な設備の面で適したものであること。特に、適切な職業資格、心理社会学の追加資格及び十分な職業経験を持つ専門家がいること。
 2. 措置は、
 - a. 重度障害者の一般労働市場における可能な限り継続的な就業の開始、遂行及び保証に向けて適切な方法、範囲、期間をもって実施されること。
 - b. 採算性と節約の原則に則って実行されること、特に経費が適切であること。
 - c. 社会統合事務所と心理社会的機関の運営者との協定に基づいて行なわれること。

給付は、社会統合事務所との協力の前提条件に近い協定に定められた下でこれらの業務を直接要求するような重度障害者のための措置に対しても同様に支給される。

- (3) 給付は通常、個別に必要とされた措置への関与によって生じた必要な費用の全額までが支給される。引き受ける経費の額とその詳細、表現、控除の詳細に関しては、第2項1文cに従って社会統合事務所と心理社会的機関の運営者の協定で決定する。

第28a条 統合プロジェクトのための給付

社会法典第9編第2部第11章の意味での統合プロジェクトは、経営相談を含む建設、増築、近代化、設備のための給付及び特別な費用のための給付を受けることができる。

第29条 啓蒙・訓練・教育のための措置を実施するための給付

- (1) 重度障害者利益代表、雇用主の全権委員、経営協議会、公勤務者委員会、裁判官委員協議会、検察官委員会、裁判官人事委員会、階層代表委員会の委員のための教育訓練及び職業訓練措置の実施は、社会法典第9編第102条2項6文の意味の社会統合事務所の行事に関わるものであるときに、支援さ

れる。第1文の意味の措置が他の提供者によって実施される場合は、その措置が必要なもので、社会統合事務所がその内容の構成に関与して決定的な役割を果たしているときに支援される。

- (2) 第1項に掲げる以外で重度障害者の労働生活への参画を扱う人々の啓蒙、訓練、教育のための措置は支援される。これは、社会法典第9編第102条1項に沿って任命される人員の資格獲得及び権利・義務・給付その他の統合援助・社会法典第9編とその他の規則による不利益補正などについて求められる情報誌や情報講座についても適用される。

3. 重度障害者の労働生活への参画のための施設 (Einrichtungen) に対する給付

第30条 支援できる施設

- (1) 給付は、次の施設の設立、拡張、設備近代化のために行なわれる。

1. 障害者の職業的訓練 (berufliche Bildung) や労働生活への参画に備えるための、事業所内、事業所外あるいは事業所をまたがる施設
2. 障害者の職業的訓練のための事業所内、事業所外あるいは事業所をまたがる新規計画や拡張施設
3. 障害者が医学的リハビリテーションのための給付を受けている期間中に、職業的訓練で労働生活への参画に備えるための施設
4. 社会法典第9編第136条の意味の障害者作業所
5. 2007年9月13日まで有効であった版の1965年4月9日付の盲人用品販売法(連邦官報第 部 311 ページ)を根拠として認定された盲人作業所
6. 一般労働市場、障害者作業所または盲人作業所で働く障害者の住居
7. (廃止)

新規の計画や拡張が認可された第1文4から6に沿う施設の州をまたがる請求の判断には連邦労働社会省が参加する

- (2) 障害者のための特別輸送業務を担う、公共・公益の事業者は、自動車の入手と障害者に適した装備のための給付を受けることができる。給付の金額は、障害者の職場への往復の特別輸送が使用される範囲によって決まる。
- (3) 経営上の経費を補てんするための給付は、その給付により障害者の失業が回避できるときのみ例外的に支給される。第1項4から6に沿う施設のためには、使用賃貸料、用益賃貸料の補償のための給付も許容される

第31条 支援のための条件

- (1) 第30条1項の意味の施設は、次の場合に支援される。

1. 障害者を専用を受け入れる施設で、リハビリテーション担当機関を通じた給付を請求する場合
2. 障害の原因に関係なく、また施設運営者の組織の会員であるかどうかに関係なく、障害者に開かれている場合
3. 人的、場所的、物的設備から、リハビリテーション措置が現代的な知識に従って行なわれること、労働生活への長期的参画に役立つことが保証される場合

- (2) さらに以下の条件が必要とされる。

1. 第30条1項1の意味の施設

その施設で行なわれるべき措置は、障害者個人の利害関係を考慮し、専門の理論的な授業のような、作業の実践的な授業を包括しなければならない。障害者の要求に応じた必要なケアが確保されなければならない。職業的な訓練に備えるための措置は、多くの職業分野に及び、障害者の傾向と適性について明らかにしなければならない。

2. 第30条1項2の意味の施設

- a. 職業訓練法第27条から第30条、あるいは認可された教育訓練機関における教育訓練のための手工業規則第21条から第22b条の適正条件が満たされなければならない。これは、教育訓練の過程にも適用される。この教育訓練の過程は、職業訓練法第66条、または手工業規則第42m条に従って実施される。
- b. 事業所外の、または事業所をまたがる施設は、職業準備教育措置のためのものを含めた職業訓練の場を複数の職業分野において最低でも200以上有していなければならない。また、これらの施設では、障害の種類や程度が特殊である障害者が職業教育を受けられる状況になければならない。さらに、必要な指導員の数や、伴って発生する医学的、精神的、社会的ケアのための人的、物的条件については、障害者の需要に応じて定めなければならない。学生寮に宿泊する際は、障害者に適したケアが確保されていなければならない。これらの施設は相互に信頼関係を保って協力し、特にリハビリテーションを管轄する官庁に対してはそれぞれが義務を持つ。

3. 第30条1項3の意味の施設

これらの施設で行なわれ、相互に密接に関連し合った手続きの中で実施される医学的リハビリテーション及び労働生活への参画のための措置は、個人の実情に応じて、措置の終了後できるだけ中断なく職業的な訓練措置あるいは労働生活が保証されるように施されなければならない。この措置を実施するために、特別な専門的なサービスが利用できなければならない。

4. 第30条1項4の意味の障害者作業所

社会法典第9編第142条に従って公認されているか、公認される予定のあるものでなければならない。

5. 第30条1項5の意味の盲人作業所

盲人用品販売法の根拠によるものでなければならない。

6. 第30条1項6の意味の住居

その建築構造、床面積、装備が障害者の特別な需要に応じていなければならない。労働生活を送っていない障害者を受け入れるということは、労働生活を送っている重度障害者の相当する支援をしめ出すものではない。既に労働生活にない重度障害者、特に障害者作業所を辞めた重度障害者がそこに留まるということは、投入された資金の目的にかなった利用を損なうものではない。

7. (廃止)

第32条 支援の原則

- (1) 給付は、施設の運営者が総費用を適当な割合で負担し、公共と民間の資金からの資金調達の可能性が全て無理なく要求される場合にのみ、支給されるべきである。
- (2) 給付は、同じ目的のために他の官署からの給付がなされていない場合のみ支給される。施設が連邦政府や他の公共機関の財政資金から支援を受けているならば、負担調整賦課金の資金からの支援は、それがなければ支援の目的が達成されないときのみ認められる。
- (3) 給付は、しかるべき施設における需要が確認され、経営上の経費の補償が確保されているときのみ支給されることができる。
- (4) 負担調整賦課金の資金からの追加的融資は、同じ官署からの支援が失効しているときのみ認められる。

第33条 給付の種類と金額

- (1) 給付は補助金または貸付金の形で支給されることができる。補助金には、他人資金の割引きに対す

る利息補助も含まれる。

- (2) 給付の種類と金額は個別の事情によって決定される。特に、受け入れるべき人数全体の中で重度障害者の占める割合、施設とその運営者の経済状況、行おうとしているリハビリテーション措置の重要性と緊急性によって決まる。

第 34 条 貸付金の返済と利子

- (1) 第 33 条の貸付金は年間 2% ずつ返済され、2% の利子がつく。設備投資の場合には、返済は年間 10% となる。返済を前倒しすることで支払わなくて済んだ利子分は、返済額の中に組み込まれる。
- (2) 貸付金の返済と利子は操業開始から 2 年間は見合わされる。

第 3 章 負担調整基金

1. 負担調整基金の構成

第 35 条 法形式

重度障害者の労働生活への参画を目的とした超地域的な計画のための負担調整基金は、権利能力がない連邦政府の特別資産であり、独自の運用及び会計を行なう。この基金は、連邦政府のその他の資産から、権利、拘束力につき切り離されていなければならない。負担調整基金は、連邦労働社会省が負担調整基金の管理人として持つ拘束力のみに従う。連邦政府の他の拘束力には服さない。

第 36 条 負担調整基金の資金の送金

社会統合事務所は、各年の 6 月 30 日までに前年 6 月 1 日から 5 月 31 日までの期間に到着した負担調整賦課金収入の 100 分の 30 を負担調整基金として送金する。前暦年分の負担調整賦課金収入額を、5 月 31 日までの実際の社会統合事務所に支払われた収入に基づいて各年 6 月 30 日までに連邦労働社会省に報告する。各年 1 月 31 日までに前暦年の負担調整基金収入額を連邦社会労働省に報告する。

第 37 条 連邦予算規則の適用

負担調整基金に対しては、連邦予算規則及びその補足や施行のために公布された諸規則が、本規則で別に定めない限り、準用される。

第 38 条 予算案の作成

- (1) 毎暦年(すなわち会計年度)ごとに予算案が編成される。
- (2) 予算案には各会計年度の以下の情報がすべて含まれる。
 1. 予想される収入
 2. 見込まれる支出
 3. 必要が見込まれる債権

利子、貸付金の返済額、返済された補助金、前年度の繰越金は負担調整基金の収入とする。

- (3) 予算案は収支が合っていなければならない。
- (4) 支出は互いに填補し合うことができる。
- (5) 支出は転用できる。

第 39 条 予算案の決定

連邦労働社会省は連邦大蔵省と協議をして、労働生活への参画諮問委員会（以下諮問委員会という）

の同意を得て予算案を決定する。連邦予算規則第 1 条は適用されない。

第 40 条 予算案の実行

- (1) 負担調整基金を委託される際には、その都度有効な連邦政府の財政援助のための一般的準則に基づいていなければならない。連邦大蔵省の同意を得て、これから逸脱することができる。
- (2) 次会計年度以降に支出を要する義務は、支出の資金調達が負担調整賦課金収入によって確保される時のみ引き受けられる。
- (3) 支出勘定の超過は、次の場合にのみ認められる。
 1. 予測できず、回避できない需要が生じたとき
 2. 相応する所得の上昇があったとき予定外の支出は、次の場合のみ認められる。
 1. 予測できず、回避できない需要が生じたとき
 2. その他の支出勘定で同金額が節約される時、または、相応する所得の上昇があったときこれに関する決定は、連邦労働社会省が、連邦大蔵省と協議の上、諮問委員会の同意を得て行なう。
- (4) 規定どおりに利用されるまでは、交付金には利子がつく。

2. 重度障害者の労働生活への参画のための負担調整基金の資金からの支援

第 41 条 利用目的

- (1) 負担調整基金からの資金は次のものに対する給付のために利用される。
 1. 障害者が労働生活に参画するための特別な支援事業、特に社会法典第 3 編に沿った統合助成金及び職業訓練助成金のための連邦雇用機構への割り当て、詳しくは 2004 年において 1 億 7 千万ユーロ、2005 年以降は調整賦課金収入の 26%、
 2. 重度障害者と重度障害者特別グループ（社会法典第 9 編第 72 条）または重度障害のある女性の失業を解消するため及び重度障害者の職業訓練場所の提供を促進するための期間限定の超地域的なプログラム、
 3. 第 30 条 1 項 1 から 3 の施設で、それが複数の州の利害に関係しているとき；施設が、州をまたいで波及するこれら施設のネットワークを対象とするような計画の構成要素となっているときも、複数の州の利害に関係している、
 4. 重度障害者の労働生活への参画促進の発展のための、特に企業内編入マネジメントや重度障害のある未成年者の職業訓練促進を通して行う超地域的なモデル計画、
 5. 技術的な作業補助の開発及び
 6. 重度障害者の労働生活への参画の分野の啓蒙、訓練、教育の措置で、それらが超地域的な意義を持つとき。
- (2) 負担調整基金からの資金は、重度障害者の一般労働市場への編入のために優先して利用されなければならない。
- (3) 負担調整基金は、その計画が他の州や連邦にとっても意義があるときには、第 14 条 1 項 4 の社会統合事務所による研究計画やモデル計画の促進に関与することができる。
- (4) 第 31 条から第 34 条が準用される。

3. 負担調整基金の資金の譲与手続き

第 42 条 申告手続きと申請

負担調整基金からの給付は、措置の運営者が書面で連邦労働社会省に申請する。第 41 条 1 項 3 の場

合は、その統合事業所または統合部門または施設が所在する、または所在すると見込まれる州と事前に取り決めた上で行う。連邦労働社会省はこれら申請を自らの態度表明をつけて諮問委員会に送達する。

第 43 条 諮問委員会の提案権

- (1) 諮問委員会は申請に対して賛否の立場を明らかにする。この態度表明には、負担調整基金の資金が、どのように、どのくらい、そしてどのような条件や義務を付して給付されるべきかについての提案が含まれる。
- (2) 諮問委員会は申請に依存することなく、あるいは申請書の内容を変更して、支援計画を提案することができる。

第 44 条 決定

- (1) 連邦労働社会省は、諮問委員会の提案に基づいて申請に関して決定し、書面で回答する。
- (2) この決定は、諮問委員会に報告されなければならない。

第 45 条 連邦労働社会省の計画

諮問委員会に態度表明を求めて送達される連邦労働社会省の計画にも、第 43 条と第 44 条が適用される。

第 4 章 終了規則

第 46 条 移行規定

- (1) 第 36 条にかかわらず、社会統合事務所は
 1. 2005 年 6 月 30 日まで 2005 年 1 月 1 日から 5 月 31 日までの期間に到着した負担調整賦課金収入の 100 分の 30、更に 2003 暦年の負担調整賦課金収入の 100 分の 45 を負担調整基金に送金する。その際 2004 年 12 月 31 日まで有効であった規則の第 36 条 2 項に沿ってなされる分割払いが考慮される。
 2. 障害者の参加のための諮問委員会に提案され、州で 2006 年 6 月 30 日まで認可された障害者作業所及び盲人作業所のためのプロジェクトへの投資費用補助を通じた支援で負担調整基金を通じたものが終了したものについては、2005 年には 1 に追加して、また 2006 年からは負担調整賦課金収入の 100 分の 4 まで追加して、社会統合事務所の運営者が連邦労働社会省との調整を伴って当該プロジェクトへの支援のために認可した金額を減額して、年末までに負担調整基金に送金する。
- (2) 第 41 条にかかわらず、
 1. 2004 年においては 社会統合専門機関支援のための連邦雇用機構への割り当ては実施される。
 2. 少なくとも 1 項 2 に沿って負担調整基金に送金された資金は第 30 条 1 項 1 文 4 から 6 に沿う施設支援に使用される。
- (3) 第 41 条にかかわらず、負担調整基金の資金は 社会法典第 9 編第 2 部 11 章 に沿った統合事業所、統合部門の支援に 2003 年 12 月 31 日までの支援が認可されている限り、使うことができる。これは 社会法典第 9 編第 71 条 3 項の意味での公的な雇用主は伴わない。加えて 第 30 条 1 項 4 から 6 に沿った施設への支援に、2004 年 12 月 31 日まで認可されたプロジェクトのための利子補助としての給付が、借料の補償の補助の範囲で施行される。

第 47 条 発効と停止

この規則は公布の翌日に発効する。

(2) 重度障害者証明書規則

重度障害者証明書規則（仮訳）

Schwerbehindertenausweisverordnung SchwAwV

1991 年 7 月 25 日 公布版（連邦官報第 部 1739 ページ）

2007 年 12 月 13 日 改正（連邦官報第 部 2904 ページ）

目次

第 1 章 重度障害者のための証明書

- 第 1 条 証明書の形態
- 第 2 条 特別なグループへの所属
- 第 3 条 その他の記号
- 第 3a 条 付録
- 第 4 条 その他の記載
- 第 5 条 証明写真
- 第 6 条 有効期限
- 第 7 条 行政手続き

第 2 章 公共の旅客交通における無料輸送のためのその他の人々の証明書

- 第 8 条 その他無料乗車の権利を持つ人々の証明書

第 3 章 移行規定

- 第 9 条 移行規定

第 1 章 重度障害者のための証明書

第 1 条 証明書の形態

- (1) 社会法典第 9 編第 69 条 5 項の意味の重度障害者としての特徴、障害の程度や別の健康上の特徴についての証明であり、社会法典第 9 編またはその他の規定による権利や不利益調整の請求に対する条件となる証明書は、当規則附則に掲載された見本 1（省略）に従って発行される。証明書は、偽造対策のための印刷が施され、色は緑である。
- (2) 公共の旅客交通で無料輸送を要求する権利のある重度障害者の証明書は、半分がオレンジ色の表面印刷によって特徴づけられる。
- (3) 社会法典第 9 編第 151 条 1 項 1 文 2 の a に掲げるグループに属する重度障害者の証明書は第 2 条に従って特徴付けられる。
- (4) 第 1 項の意味のその他の健康上の特徴を持つ重度障害者の証明書は、第 3 条に従って特徴付けられる。

第 2 条 特別なグループへの所属

- (1) 重度障害者が障害の程度が 50 以上で連邦援護法の支援を要求できる場合、重度障害者証明書表面の「重度障害者証明書」の語の下には「戦争傷害者」と記載される。
- (2) 証明書の表面には以下の文字が記載される。

1. **VB** 障害の程度が 50 以上で、連邦援護法の規定に相当して適用されるその他の連邦法に従った支援請求権を持つ場合、あるいは障害の程度が連邦援護法、連邦援護法の規定に相当して適用されるその他の連邦法、連邦損害賠償法などに従った複数の支援請求権を合わせたものである結果、合計で 50 以上で、第 1 項の表示や 2 の記号が付されていない場合

2. **EB** 重度障害者が障害の程度が 50 以上であるために連邦損害賠償法第 28 条の補償金を受け取る場合。

第 1 項の表示と第 1 文 2 の記号を記載するための条件が重なった場合には、「戦争傷害者」が表記される。ただし、重度障害者が記号「EB」記載のための申請をしている場合を除く。

第 3 条 その他の記号

- (1) 証明書の裏面には次の記号がつけられる。

1. **aG** 重度障害者が道路交通法第 6 条 1 項 14 号、その他相当する道路交通規則の意味で著しく歩行が困難な場合

2. **H** 重度障害者が所得税法第 33b 条またはその他の相当する規則の意味で無力状態な場合

3. **BI** 重度障害者が連邦社会援護法第 24 条 1 項またはその他の相当する規則の意味で盲目の場合

4. **RF** 重度障害者が州法で定められた受信料免除のための健康上の条件を満たす場合

5. **1.KI** 重度障害者が鉄道交通の料金規定における、2 等車の乗車券で 1 等車を利用できる健康上の条件を満たす場合

- (2) オレンジ色の表面印刷の証明書には次の事項があらかじめ印刷されている。

1. 表面に記号 **B** と、記述「付添いを同行させる資格があることが証明されている」

2. 裏面のはじめに記号 **G**

社会法典第 9 編第 146 条 2 項の意味の付添いを同行させる資格が確認されないときには、あらかじめ印刷されている 1 の記載は抹消される。同様に、社会法典第 9 編第 146 条 1 項 1 文またはその他の相当する規則の意味で道路交通上行動が著しく制限されることが確認されないときにはあらかじめ印刷されている 2 の記載は抹消される。

第 3a 条 付録

- (1) 公共の旅客交通での無料運送の権利を持つ重度障害者には、申請により当規則附則に掲載された見本 2 (省略) に沿った下地が白の付録が発行される。この付録は証明書の構成要素で、証明書と共にある場合のみ有効である。

- (2) 無料輸送の支援を受ける権利を要求しようとする重度障害者には、申請により本規則附則に掲載された見本 3 (省略) に沿った印紙が添付された付録が支給される。この印紙には有効年月日が記載さ

れる。社会法典第9編第145条1項3のケースで、申請者が特に期限の開始日を指定しない限り、申請をした月または自己負担で支払いをした月の翌月が印紙に記載される。遅くとも印紙の有効期限の終了をもってこの付録は無効となる。

- (3) 無料輸送が支援される代わりに自動車税軽減を受けようとする重度障害者には、申請により印紙の添付されない付録が支給される。自動車税軽減承認の場合、付録には所轄の税務署の注意書きがつけられる。付録の有効期間は、証明書の有効期間と同じである。
- (4) 自動車税軽減を既に要求していて、これに代えて無料輸送を要求しようとする重度障害者は、第3項の付録を税務署が注意書きを抹消した上で、第2項の印紙の添付された付録を申請する役所に返却しなければならない。印紙の有効期限の満了前に自動車税軽減の要求に切り替えようとする重度障害者にも同様のことがあてはまる。この場合、返却の日付（援護庁で受け付けた日）が、第3項に従った付録に記載される。
- (5) 1991年6月30日までに発行された付録及び印紙の有効期限は維持される。

第4条 その他の記載

- (1) 重度障害者が州法上の規則に従って当然に考えられている権利及び不利益調整を行使するためのその他の条件を証明する特別な注意事項は、証明書の表側に記載することが認められる。
- (2) 当規則で想定した(第2条、第3条、第4条1項、第5条3項)以外の記号や注意書きの記載は認められない。

第5条 証明写真

- (1) 満10歳以上の重度障害者の証明書は、所有者のパスポートサイズの写真を添付して支給される。証明写真は申請者が提出しなければならない。
- (2) 家を出ることができないか、できても救急車を必要とする重度障害者は、申請により、証明写真がなくとも証明書を発行される。
- (3) 写真が添付されない証明書の写真添付箇所には「写真なしで有効」と、記載される。

第6条 有効期限

- (1) 証明書の裏面には、次の日付が有効期間の開始日として記載される。
 1. 社会法典第9編第69条1項及び4項の場合は、当規則による確認のための申請が受け付けられた日
 2. 社会法典第9編第69条2項の場合は、社会法典第9編第69条5項の証明書の発行のための申請が受け付けられた日重度障害者の申請により、重度障害者としての身分、異なった障害等級、単独のあるいは複数の健康上の特徴などが、その時点よりも前から存在していたことが確認され、重度障害者の特別な利益が確認されていれば、それ以降それぞれの条件が証明書で証明される日付も記載されなければならない。査定と証明書の内容を決定づける状況のより遅い時点で本質的な変更が生じたときには、相当する新しい査定に基づいて記載事項が訂正され、証明書が回収されない限り、それ以降それぞれの条件が証明書で証明される日付が追加される。
- (2) 証明書の有効期限は発行された月から最長で5年間である。健康状況の本質的な変化による再査定を行うことが期待できない場合には、証明書は無期限と表示することができる。
- (3) 10歳未満の重度障害者証明書の有効期限は、最長で10歳の誕生日を迎えた月の末日までである。
- (4) 10歳から15歳までの重度障害者証明書の有効期限は、最長で20歳の誕生日を迎えた月の末日までである。
- (5) ドイツ国民以外の重度障害者で、滞在資格、滞在承認や労働許可に期限があるときには、証明書の

有効期限もそれらの期限が終了する月の末日までである。

- (6) 証明書の有効期限は申請により最高 2 回まで延長できる。第 3 項に基づき発行された証明書で満 10 歳以上、最長 20 歳の証明書所有者に与えられたものには、第 5 条 1 項が適用される。
- (7) その末日まで証明書が有効となる暦年月が証明書の表面に記載されなければならない。

第 7 条 行政手続き

- (1) 証明書の発行、延長、訂正、回収のためには、社会法典第 9 編第 69 条 5 項によって例外が発生しない限りは、戦争犠牲者援護に対して有効な行政手続き規則が準用される。
- (2) 印紙が添付された付録(第 3a 条 1 項及び 2 項)に加え、ドイツ鉄道株式会社またはその子会社が作成し、附則に掲載する見本 5 (省略) に沿った、証明書所有者の住所あるいは常居所で有効な路線表が手渡される。路線表は偽造対策がされた半部分がオレンジ色の表面印刷によって特徴付けられる。
- (3) 1994 年 1 月 1 日から有効な規則の第 2 項に従った路線表がまだ利用できない場合には、1994 年 1 月 1 日以降も 1993 年 12 月 31 日まで有効な規則の第 2 項に従った路線表が交付される。1993 年 12 月 31 日まであるいは第 1 文に従ってその後も交付された路線表は、証明書所有者が第 2 項の路線表を交付されるまで、最長で 1994 年 12 月 31 日まで有効である。

第 2 章 公共の旅客交通における輸送のためのその他の人々の証明書

第 8 条 その他無料乗車の権利を持つ人々の証明書

- (1) 1979 年 7 月 9 日の公共旅客交通における重度障害者の無料輸送に関する法律(連邦官報第 部 989 ページ)第 2 条 1 項の意味の人物のための証明書は、その人物が社会法典第 9 編第 2 条 2 項の意味の重度障害者でない限り、当規則附則に掲載する見本 4 に従って発行される。証明書は、地色が緑で偽造防止のための印刷を施して、半部分がオレンジ色の表面印刷によって特徴づけられる。証明書と共に付録が発行される。付録には当規則附則に掲載する見本 3 (省略) に沿った印紙が添付される。
- (2) 第 1 項の証明書の発行には、公共旅客交通における重度障害者の無料輸送に関する法律第 2 条 2 項及び 3 項によって特別な事態が生じない限り、第 1 条 3 項、第 2 条、第 3 条 1 項 6 及び 2 項第 1 文、2 文、第 4 条 2 項、第 5 条、第 6 条 2 項、3 項、4 項、6 項、7 項、第 7 条が準用される。

第 3 章 移行規定

第 9 条 移行規定

- (1) 2001 年 6 月 30 日まで有効な法律に沿って発効された証明書は、回収されない限りその有効期間の終了まで有効である。2001 年 6 月 30 日まで有効な法律に沿って発効された証明書は、第 6 条 6 項の前提のもとでの申請により延長することができる。
- (2) 2006 年 12 月 12 日までに発行された記号 B が付された証明書は、回収されない限りその有効期間の終了まで有効である。証明書の文面は 2006 年 12 月 1 日から有効な規則の第 3 条 2 項 1 文 1 による申請に適合される。

視覚障害その他の理由で活字のままではこの本を利用できない方のために、営利を目的とする場合を除き「録音図書」「点字図書」「拡大写本」等を作成することを認めます。

その際は下記までご連絡下さい。

障害者職業総合センター 企業部企画調整室

電話 043 - 297 - 9067

FAX 043 - 297 - 9057

なお、視覚障害者の方等でこの報告書（文章のみ）のテキストファイルをご希望されるときも、ご連絡ください。

資料シリーズ 42

欧米諸国における障害者権利条約批准に向けた取り組み

編集・発行 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

障害者職業総合センター◎

〒261 - 0014

千葉県美浜区若葉3丁目1 - 3

電話 043 - 297 - 9067

FAX 043 - 297 - 9057

発行日 2008年11月

印刷・製本 株式会社 弘報社印刷
